

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和2年9月11日（金曜日）

予算・決算委員会

日時 令和2年9月11日（金曜日） 午後1時30分 開会  
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第98号議案	「質疑・討論・採決」
第99号議案	「質疑・討論・採決」
第141号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（18名）

委員長 村田康助	副委員長 鈴木長良				
委員 竹下修平	齊藤竜也	佐宗龍俊	澤田恵子	浅尾洋平	
柴田賢治郎	小野田直美	山田辰也	山崎祐一	山口洋一	
下江洋行	長田共永	滝川健司	中西宏彰	丸山隆弘	
議長 鈴木達雄					

欠席委員

なし

傍聴者

なし

説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 松井哲也 書記 後藤知代、大場隆佑

開 会 午後 1 時30分

○村田康助委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本日は、去る 9 日の本会議において本委員会に付託されました議案のうち、第98号議案 令和 2 年度新城市一般会計補正予算（第 5 号）、第99号議案 令和 2 年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）及び第141号議案 令和 2 年度新城市一般会計補正予算（第 6 号）の 3 議案を審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に添って、簡潔明瞭をお願いします。なお、2 問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合に質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようお願いします。

第98号議案 令和 2 年度新城市一般会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

初めに 歳入16款 国庫支出金の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第98号議案 令和 2 年度新城市一般会計補正予算（第 5 号）について質疑通告順に質疑をさせていただきたいと思えます。歳入の16款国庫支出金、総務費国庫補助金になります。13ページで 2 点ありますが、1 点目が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の総額が 5 億4,166万 2 千円ということで、大変大きな金額であります。国の交付金である以上、どのような分野に使えるものなのか概要を伺いたいと思えます。

2 点目、この予算は、本市独自の PCR 検査の体制整備にも使えるものなのかどうか伺いたいと思えます。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 それでは、まず 1 点目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の概要につきまして御説明をさせていただきます。

6 月の予算・決算委員会の浅尾委員の質疑に対して御答弁をさせていただいておりますけれども、令和 2 年 4 月 7 日に閣議決定されました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の全ての事項への対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、国が交付金を交付し、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等への対応を通じた地方創生を図ることを目的としています。

具体的には、家賃支援等を含む事業継続や雇用維持に関する事業の例としましては、事業継続はもちろん、観光や農林水産業、教育、文化・スポーツに対する支援など、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等に関する事業の例としましては、3 密対策を実施したより快適な空間の創造や、キャッシュレス決済の普及推進、新型コロナウイルス感染症等に対応した新たな災害対応スタイルの構築など、地域の実情に応じた取組が対象となっております。

続いて 2 点目の本市独自の PCR 検査の体制整備に交付金が見えるかどうかについてでございますけれども、感染症への対応として、緊急に必要な医療提供体制等の構築のための地域の感染状況等を踏まえた取組のうち、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金といったほかの支援施策の対象とならない部分、または超える部分に充当することができることとなっております。そのため、この本交付金を主として PCR 検査体制を整備するということではできません。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。概要等、理解ができました。

この国からの交付金の総額5億4千万円ということで大きい金額ではあるんですが、この条件として、いついつまでに使い切らなければ駄目だとか、そういった期限みたいなそういった条件というのはあるのか伺いたいと思います。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 原則でございますが、令和2年度中の事業につきまして交付を受けますので、令和2年度以内での事業執行が求められておりますけれども、使い方というか、交付を受けた使用用途につきまして、例えば、例外としては、基金を増設するという部分も国の要綱等には定められておりますけれども、原則令和2年度での事業執行というふうになっております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そういうことでありますと、今回の5億4千万円の交付金というのは、年度内までに使い切るというか、使っていくところがベースかなと思うのですが、今回の補正予算でこの5億4千万円のうちのどのぐらいの予算配分で予算計上したのかということをお聞きできれば教えていただきたいと思っております。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 第1次と第2次と現在、国から第1次については交付決定を受け、第2次につきましては、交付の内示を受けているという状況でございます。

今後、国の通知等を見ますと、冬頃に第3次の交付の内示があるやに聞いておりますけれども、現在のところ、第2次までを含めましてこの交付金を活用した事業について、国へ実施計画を今月末までには提出をするという予定になっておりますので、内示を受けた内示額、交付額につきましては全てを事業執行の予算に充当するという形での実施計画を

提出する予定でおります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。では、使い切っていくという表現はあれなんですけど、使っていくよということであるんですが、今回の私が聞きたかったのは、補正予算（第5号）の中でこの臨時交付金の5億4千万円のお金が交付されました。それをこの補正予算で使いますというような事業積算の残高がどのぐらい示されたか。パーセンテージ使って充当の補正予算額になっているのかということをお聞きできれば、教えていただきたいと思っております。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 資料の要求をいただいておりますので、今回、本会議の補正予算（第5号）につきまして、この臨時交付金の充当事業の一覧を提出させていただいております。この5億4,100万円の充当先の事業一覧として、その資料にありますとおり、各事業に充当させていただいておりますので、今回、全額というか。臨時交付金のほうはそれぞれの事業に充当させていただいているという状況でございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 つまり、公布された5億4千万円余りの金額は全部今回の補正予算（第5号）の中に組み込まれているということでお聞きいたしました。

あとは、残りほとんど残っていないというか。残高はゼロだということをお聞きいたしました。そういう中でPCR検査の要望もあるんですが、そういうふうな状況で今回の交付金の中には入れられないということをお聞きできれば伺いたいと思っております。

また、繰り返しになるかもしれませんが、PCR検査のほうは、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援の交付金のほうでやれるような区分けがしてあるというような理解でよろしいでしょうか。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 委員のおっしゃるように、今回の臨時交付金につきましては、先ほどの答弁同様、主としてPCR検査対策整備には活用するという事はできないことということで、国からの通知、Q&Aにもそのような形で載っておるといところでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、同じく歳入16-2-1、総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、ページ13です。

交付金の5億4,166万2千円の充当事業は、各自治体の裁量によると記されておりますが、今回、充当した事業の判断プロセスについてお伺いします。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 交付金を充当した事業の判断プロセスについてでありますけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、この6月24日に愛知県から第2次の内示がありましたので、庁内の各課に新型コロナウイルス感染拡大防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図ることを目的とした事業の提案を投げかけました。

その後、各課から提出をされました事業内容につきまして、本交付金の目的と合致をしているかを確認後、早急な対応の必要性や今後の新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化への貢献などを考慮しながら事業の採択の判断をしたところでございます。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 再質疑をします。いただいた資料には、多岐にわたる事業に充当されていることが確認できました。その中で2、3気になった事業について、歳入の部分から確

認します。歳出のほうは通告されていますので、事業内容等はそちらのほうでやっていただくということで、例えば、障害者福祉運営事業等には、国の対策交付金とは別に既に交付金があって、さらに県もあって、それを三つ中継しているわけですが、そういったものは、もともとあったのか、今回、同時にこういった国とコロナウイルス対応と県のそれぞれあったのか。それをたまたま今回、さらに上乗せしてこのコロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てたのか。そういう形になるのでしょうか。そういうのが今の例えば、新型コロナウイルス対策事業として一番下のほうにあるんですけれども、国が1,050万円、この対応臨時交付金で1,555万円と。ダブっているようなイメージを描いたんですが、もともと国がくれたものがある、さらに今回の臨時交付金を上乗せしてより充実させた。そういうふう理解してよろしいですか。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 障害者福祉運営対策事業の件でお聞きになったかと思いますが、こちらはもともと国費が措置されているもの、さらに上乗せとしてされたものになります。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうなのが幾つかあるのと。次の2ページ目にはドッグラン設置工事というのも、この臨時交付金の事業になっているんです。国の臨時交付金が1,170万円と県が500万円というかたちで1,679万9千円という形で予算が決定しているんですけれども、この辺のドッグランが先ほどの判断プロセスの中にあつた。単純に直接コロナウイルス感染症対応だけではなく、市民生活の支援ですとか、経済対策という説明の中にこのドッグランがコロナウイルス感染症対応臨時交付金に該当するのかなと思っていたんですけれども、そうすると、次の質問に入ってしまうとまずいのであれですけれども、元気なこの県

の500万円というのは、元気な愛知市町村づくり補助金というのが充当されていると思うんですけども、これはもう別枠の申請をしてあったやつで、たまたまこれが臨時交付金ってきたから一般財源を使わないでこれを充当して、一般財源をつかわなくて事業ができちゃう。そういうスタンスなのか。要するに、市町村づくり補助金の申請のときは当然この交付金はあてにしていなかったと思うんですけども、そういう形の事業になっているのでしょうか。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 今回、国からのこの臨時交付金の内示を受けまして、各課にそれぞれ臨時交付金の対象となる事業について考えていただき、提案を受けた中で滝川委員がおっしゃるように、もつくる新城ドッグラン整備事業というのがあがってまいりました。これは密を避けるという3密対策の一つというふう考えた結果、この交付金を充てるということで、事業の内容等を確認してこの臨時交付金の対象になるだろうというふうに企画のほうでは判断をさせてもらいまして、財源として充てさせていただいたというようなことでございます。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ドッグランが3密対策というのはよく意味が分かりませんが、経済的な支援とか、経済対策にもドッグランがどの程度。その中身については、後ほどの質疑に送りますので、そこでしっかりと議論していただければと思いますけれども、3密というのはちょっと意味が分かりません。

次の質問ですけれども、この臨時交付金を補正の3号、4号で新城市の一般財源を使った事業に充当して財源の振り替えが幾つか。7つの事業に振り替えて充当して、一般財源からの支出を交付金で補って一般財源からの持ち出しがなくなったと思うんですけども、これ以外に新城市が独自に使ったコロナ関係

のいろいろ事業の中で、臨時交付金を充当して一般財源を振り替えたという事業はこれで全てなのか。まだ、ほかにも幾つかあるのか、その辺はどうでしょう。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 今回の補正予算で振り替えたものが全てでございます。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 振り替えた分も含めて交付金を全額充当したということなんですけれども、その充当のプロセスが先ほど各課に照会して出してもらって企画のほうでチェックというか、判断した上で妥当だろうということだと思んですけど、その辺の中で各課と例えば、議会からの要望ですとか、市民からの要望等いろいろあったと思うんですけども、その辺はどういうふうに配慮されたのか。その辺について確認します。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 今回、各課にはこの臨時交付金の趣旨もあわせまして、それぞれ、各担当の管轄の範囲内で提案を考えてほしいというふうをお願いをしたところでありまして、企画政策のほうではそれぞれ考えられた提案を受けた内容について、内容と交付金が合致しているかというところは確かに判断をさせていただいております、提案をされる場合については、それぞれでしっかりと検討された上で提案をされているということを前提にその分は検討されているだろうというふう考えておったところでありますけれども、最終的に交付金を活用させていただくという事業として、検討してあるという前提で事業のほうを選ばせていただいたというのか。検討させていただいたというところでございます。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 最後にしますけれども、そういった形で予算概要の後ろのほうではマークを付けていただいて四角のマークが要望対

応事項と書いてあるんですけども、これが議会からの要望とか、いろいろな団体からの要望とかも含めた事業なのかなと判断しているんですけども、当然、全てではないでしょうけれども、一応、いただいた要望で対応できる範囲のものをこういった形で対応したと理解してよろしいですか。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 補正予算概要の歳出の欄の右端のところに記載させていただいたひし形のマーク。これが7月20日付で議会のほうから要望がございました新型コロナウイルス感染症対策についてという要望に対して、対応しておる事業に印を付けさせていただいたということになります。全てではなくて対応していないところもございますので、対応できたところはこちらに付けさせていただいたということになります。

○村田康助委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳入16款国庫支出金の質疑を終了します。

次に、歳入17款県支出金の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、17款県支出金、衛生費、県補助金、ページは15ページです。

1点ございます。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金医療部分の総額340万円はどのような分野に使えるのか。交付金の例外を伺います。

○村田康助委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金医療分ですが、今回、補正予算に計上したものは、愛知県医療機関薬局等における感染拡大防止等支援事業となっております。概要としましては、新型コロナウイルス感染症の院内等での感染

拡大を防ぐための取り組みを行う病院や診療所、薬局、訪問看護ステーション、助産所に対して、感染拡大防止に要する費用と院内等での感染拡大を防ぎながら診療体制を確保するのに要する費用が県から補助されるというものになっております。

今回の補正額の340万円は夜間診療所と休日診療所、訪問看護ステーション、助産所の分を挙げてあります。取り組みの例としましては、発熱等症状を有する新型コロナウイルス疑いの患者とその他の患者が混在しないようなレイアウト変更だったり、感染防止のための个人防护具等の確保が挙げられております。

今後の新型コロナウイルス感染症の長期化などの事態に備え、令和3年3月31日までの間に支出が見込まれる費用が対象となっております。感染リスクの回避、地域医療を継続して提供していくための院内環境整備を行ってまいります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。使える概要というのが分かりました。防御のガウンだとか、手指消毒、また、院内の感染防止に対する費用に使えるということで理解をしました。

その中で先ほどの再質問もあるんですが、このお金を使って市独自のPCR検査の体制というのをつくる必要があるのではないかなと私自身は思ったんですが、部局内の話し合いの中で市独自のPCR検査体制をこういった金額を使ってやるというような意見とか、構想というか、そういったのを話されたのかどうか伺いたいと思います。

○村田康助委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 今、浅尾委員が言われたように、PCR検査の拡充のほうはいろいろなところで言われていることで、多分、国のほうでもこれから対策を立てていくと思います。ただ、この愛知県医療機関、

薬局等における感染拡大防止等支援事業なんです、感染拡大防止とか、診療体制確保に要するものであれば、幅広く対象ということにはなっているんですが、厚生労働省のほうの事務連絡のほうで直接診療報酬を請求できるものとかは、一応、現時点では対象外ということもありまして、多分、検査とかだと、行政検査は公費負担だったりとか、初診料とか、診療報酬のほうであるのと。この交付金自体が補助の上限額が決まっておりますので、340万円上限いっぱい使っておりますので、そちらのほうで使用していきたいと考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。予算が340万円がほぼほぼの上限だったということで本当に少ないなというふうに思いました。率直に言って県のお金、予算、もっと出してほしいなというふうに思いましたが、そういう中でPCR検査はこの感染症緊急包括支援交付金では、独自のPCR検査をやろうと思ってもこの交付金は使えないという理解でいいのか伺います。

○村田康助委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 個々の使い方については、県の相談窓口などがありますので、そこと相談していくことになると思いますが、一応、県の補助の経費の例とし、対象のもの、対象外のものということで示されているものがありまして、その中では厚生労働省からの事務連絡で現時点では対象外という中に直接診療報酬を請求できるものというものが挙げられておりますので、一応、対象外だと考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 PCR検査はこの交付金では使えないと、対象外ということで理解をいたしました。

先ほどの16款のほうでこの交付金が使えらるというような発言だったものですかから使え

るかなと思ったんですが、ちょっと使えないということで発言のそごというか。クリアになっていないところがちょっと出たかなと思いますので、また、当局のほうで使える交付金とはどこに当たるのかというのが分かったら、また後日でいいので教えてください。

最後にしますが、市のアンケート。要望の中でやはりPCR検査独自にやってほしいという声がたくさんあったかと思うのですが、世田谷区のほうもPCR検査を独自にやっていくとか。千代田区のほうでもやっていくというようにところで広がっているかと思っておりますので、アンケートの中にはそういった市民の不安な声をPCR検査をやってほしいという声等があるかどうか。届いているかということを知りたいんですが、アンケートの内容等はどのようなふうに把握されているのか伺いたいと思います。

○村田康助委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 市民のアンケートのほうは、検査のほうを気軽に受けたいという要望のほうは承知しておりまして、こちらのほうでも保健所だったり、県のほうにも保健所を通して要望というか、意見としては出させていただいております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、17-2-1、総務費県補助金について、元気な愛知市町村づくりの補助金について、補助金の充当事業の採択のプロセスと従来はこの事業分野はということでお聞きします。

○村田康助委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 元気な愛知の市町村づくり補助金の補助金充当の採択のプロセスと従来枠の事業分野という御質問をいただきました。元気な愛知の市町村づくり補助金制度は、元気な愛知の市町村づくりを応援するため、市町村または広域連合が行う

先進的な新規事業のチャレンジ枠と、全ての人が安心して暮らせる明るく活力ある地域社会の実現を図るため、市町村または地域団体が地域において自主的かつ主体的に取り組む事業の従来枠があります。その補助金充当事業の採択プロセスにつきましては、地域団体が申請する従来枠につきましては、4月に県から要望照会があった後、新城市のホームページにて地域団体の申請募集をしています。市町村の申請書につきましては、4月に県から要望調査があった後、市役所全課へ要望調査をしています。提出されてきました申請書につきましては、まちづくり推進課で記載の欄の記入漏れや収支の合計、添付書類の有無など、申請要件を具備しているかを確認しまして、県のほうへ提出しております。

その後、県が審査をし、交付の決定を御判断しております。従来枠の事業分野につきましては、四つの区分がございます。

一つ目は、生活環境の整備や安全なまちづくり推進のための生活環境整備事業、二つ目は、全ての人が安心して暮らせる地域社会を目指した福祉の推進のための福祉推進事業、三つ目は、個性豊かな文化の振興のための教育・文化振興事業、四つ目は、一つ目から三つ目以外に補助金の目的に即したその他の事業となっております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 これにつきましては、先ほどいただいた資料にドッグランと防災の備蓄事業、機材整備事業という形で充当しておるんですけども、ドッグランがチャレンジ枠ということでこの補助金をもらっているんですけども、事業の中身については、後ほど質疑をしていただけたらと思いますけれども、これがチャレンジ枠ということとコロナ対策の交付金を充てたということで、経済対策的な意味が本当にあるのかどうかというのが。これも後ほど質疑のほうでしっかりとやってくれるかと思うんですけども、600万円の

補助金が予算組してありますけれども、申請書の内容ですと、対象の補助金が439万6千円と備蓄のほうが100万円ということで600万円にはならないんですけども、それが要望なのか。申請金額で予算化されて決定したのがこの金額なのかなというふうに解釈しておきますけれども、どちらも市の関係というか、一方は防災課でもう一方はドッグラン。道の駅なので、民間に委託している民間の団体ということだと思うんですけども、それ以外にも市民団体の要望というのはなかったのかということと。これが一自治体。新城市が受ける総枠というのが決まっておるのか。上限が決まっておるのか。件数が決まっておるのか。その辺はどういう扱いでしょうか。

○村田康助委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 まず、市民団体ですけれども、今年度につきましては、一団体がございました。市のほうで審査をし、県のほうに提出しておりますけれども、総額350万円程度で補助金額100万円ということで、コミュニティサロンという地域の福祉関係の事業を行っております。

それから、市の割当てということでございますけれども、チャレンジ枠につきましては、申請の件数の制限はなしということになっております。新城設楽地域につきましては、補助率も3分の2ということで、県内は通常は2分の1なんですけれども、新城設楽地域3分の2となっております。

それから、従来枠ですけれども、こちらは市町村が申請する分につきましては、一市町村1事業となっております。団体のほうにつきましては、特に制限はございません。ですので、枠という部分ではございません。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ありがとうございます。民間、市民団体からのコミュニティサロンでも市で申請されて、これも既に補助金も決定して事業開始されておるという理解でよろし

いかと思いますけれども、それから、従来枠で市がやる場合は1事業というか。それでなぜ、この防災資機材整備事業しかなかったのかもっとというとかかんけれども、これについてはまたあれですけども、そういう事業しか応募がなかったのか、ほかにもあった中でこの事業を選んだのか。

それから、チャレンジ枠についてもこのドッグランの事業しかなかったのか。幾つか応募があったのか。それから、このチャレンジ枠のドッグランがコロナ対策にふさわしいと判断したのか。その辺をもう一回お願いします。

○村田康助委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 まず、従来枠の一つの事業ですけども、こちらは全課に調査をして、幾つかといいますか、二つほど挙げたんですが、県のほうにも当然、相談するわけなんです、その中で防災資機材のほうはいいですよということなんですけれども、もう一つのほうはこれはちょっと対象にならないというようなことで一つとなりました。

あとチャレンジ枠につきましては、応募といいますか。調査をした結果、特になかったんですけども、補正事業のほうも対象になるということでございました。ドッグランの整備事業のほうがそこであがってきたということでこの一つというふうになっております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 だから、ドッグランがコロナ対策感染症地方創生臨時交付金に該当するという判断は何が根拠だということの答弁をお願いします。

○村田康助委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 地域経済活性化の対象となっておるということでございます。

○村田康助委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳入17款県支出金の質疑を終了します。

歳入23款市債の質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、23-1-8教育債の社会教育施設整備事業、19ページですけども、市債140万円の減額だがその予定されていた事業と内容はということなんですが、頂いた資料ですと、設楽川歴史資料館の空調機改修の設計業務の費用の地方債をコロナ対策に振り替えたということで減額ということによろしいですね。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 はい、委員のおっしゃったとおりです。

○村田康助委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳入23款市債の質疑を終了します。

歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、歳出2款1項10目、地域情報通信基盤費、地域情報通信基盤管理事業23ページであります、この事業は光ファイバーケーブル施設修繕料の増とのことでもありますけれども、この事業の内容と増額の理由を伺います。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 今回の補正の事業内容につきましては、市が所有します光ファイバーケーブルの張り替え、関連資材の更新等を行う予定であります。施工の理由・原因につきましては、7月の豪雨により発生した倒木・土砂崩れによる光ファイバー幹線等の損

傷に対する復旧を行うものでありまして、場所は、出沢、市川、一色、作手高松の4地区で予定しております。

また、鳥獣害による光ファイバー幹線等の損傷に対する復旧も予定しておりまして、鳳来の乗本地内2か所で光ファイバーケーブルの張り替えを予定しております。

○村田康助委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 この事業はもともと、当初予算、補正前に6,626万7千円が入っておりまして、それに今回の1,046万7千円というのが増となっておりますが、先ほど御答弁された内容が今回の1,046万7千円という理解でよろしいでしょうか。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 先ほど御説明しました7月の雨による復旧から鳥獣害による2か所の復旧事業の経費を全て合わせまして、今後、まだ修繕等が毎月かかるものも見込まれますので、そういったものも見込みまして、予算現額からの不足額として計上させていただいた額が1,400万円ということで御理解いただければと思います。

○村田康助委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 要するに、不足分ということでございますが、基本的に当初の予算化のときに、想定できたと思われるんですが、そのあたりの見解をお願いします。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 当初予算の編成のときには、前年、前々年度同様の修繕実績を考慮しまして、年間の見込みを立てるのですが、こういった風水害ですとか、そういったものはなかなか見込みが立てづらいというところもありますし、鳥獣害というものも必ず起こるというものでもございませぬので、そういったところで当初予算としては見込んでいなかったということもございます。

○村田康助委員長 佐宗龍俊委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、お願いします。歳出2款1項7目であります。財産管理費、新型コロナウイルス感染症基金積立事業であります。資料は23ページです。

1点目、基金に積み立てる理由。そして、比較的基金にしては単位が最後まで細かくなっておりますので、その千円までとした根拠、そして、積立後の残高についてお伺いします。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 それでは、3点いただきましたので、順次お答えさせていただきます。

1点目ですが、先の6月定例会でも御答弁させていただきましたが、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応や終息後の地域経済の回復など、長期的な視点に立つて施策を展開する必要がありますので、その財源として基金へ積立てを行うものであります。

2点目の千円までとした根拠ですけれども、今回、積立金の1,379万8千円の根拠につきましては、本補正予算に計上しております新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりまして、中止または、縮小したことにより減額する事業の財源を積み上げております。そのうち、一般財源分の総額を積み上げて計上しておりますので、今回、千円単位ということになっております。

3点目ですが、基金残高ですが、6月定例会でお認めいただきました一般会計補正予算第3号に計上いたしました1億986万7千円と本補正予算を合わせまして、基金残高は1億2,366万5千円となります。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 御苦労さまでした。やはりそういったものがないと特に長期的な目的ということで減額部分を持ち込んだということですので、理解をさせていただきました。

次に、同じく2款1項15目の行政対策費、行政区等活動3密対策補助金補助事業の資料25ページをお願いします。

また、これには、補正予算案概要の中でナンバー5という資料も頂いております。添付資料ナンバー②であります。これからお願いします。

まず、5点お願いします。1点目、事業費、3,480万円の算出の根拠であります。そして、補助金額を上限20万円とした根拠、そして、行政区の活動拠点施設の定義。

次に、②にありますように、合併前の話であります。平成17年10月1日以降、統合前の旧行政区の主な拠点施設。そして、これらのことについて行政区でどのようにお伝えしているのか、以上5点お願いします。

○村田康助委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 5点質問をいただきました。順次御説明させていただきます。

事業費3,480万円の算出根拠でございますけれども、既存の補助金でございます新城市地域集会施設整備費補助金と同様に、対象が合併時の行政区における主な拠点施設も含むということになっておりますので、合併時の行政区数に1行政区当たり上限額20万円を乗じて算出しています。

補助金額を上限20万円とした根拠でございますけれども、補助対象事業は新しい生活様式を踏まえた感染防止対策の取組であります。

取組事例としましては、換気のための窓、網戸の設置・修繕や、換気設備の購入・施工、センサー式自動蛇口の設置、洋式便器の設置・改修等々が考えられます。この中で一番費用のかかりそうな便器の改修というものが、既存補助金である新城市地域集会施設整備費補助金の過去申請を参考にしまして、便器を和式から洋式に変えた場合、便器と床修繕、取替費等で約20万円かかっているということもありまして、上限額を20万円とさせていた

いただきました。

それから、行政区の活動拠点施設の定義ということでございますが、行政区の活動拠点施設というのは、各行政区で決定していただいております。公民館、公会堂、老人憩いの家、地域集会施設など、各地区によって違いがあります。中には、組単位で集会施設をもっておられるところもございます。

補助金の対象施設としましては、既存補助金であります集会施設整備費補助金が行政区の主な拠点施設1か所を補助金の対象としているため、今回の3密対策補助金も同様に、行政区の主な拠点施設1か所ということで原則そうさせていただいております。

それから、平成17年10月1日合併時の旧行政区数並びに現在の拠点施設数ということでございますが、平成17年10月1日合併時の旧行政区数は、新城地区で57、鳳来地区で89、作手地区で28の合計174行政区でございます。

現在の行政区数は、新城地区57、鳳来地区51、作手地区28の合計136行政区でございます。行政区の主な拠点施設1か所と今回の補助金の対象はしておりますので、136か所と現在の拠点施設数136か所という認識しております。

それから、行政区への周知方法ということでございますけれども、行政区の活動等に関する補助金でありますので、行政区長のところへ直接郵送して周知する予定でございます。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 再質問させていただきます。3,480万円は174掛ける20万円という計算でよろしいかと思います。

そして、3番であります。先ほど答弁をいただきましたように、公民館であるとか、老人憩いの家、いろいろあるわけですが、組の施設というのは主な施設ではないという理解でよろしいのか。これは地元のことを言うてはいけないわけですが、うちの地域は一応、大きな屋台骨は一本であり

ますが、3行政区になっております。そして、その中で一行政区は60数個のあれでありますので、公民館を利用しておりますが、そこは主な施設イコール1個であります、他の地域は。ある地域は5つ、ある地域は3つというようなことであります。ちなみに、自分の地域のことを言っただけではありませんが、全員集めると78人実は集まるわけありますので、今は、無論定例会等、月々の報告会等も全て文書で行っておりますが、そういったものに対しては、恐らく手が差し伸べることができないという理解でよろしいでしょうか。

○村田康助委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 集会施設の整備費補助金もこれまで同様に各行政区1つということでお願いをしているところでございます。

組の施設につきましても、当然、重要な施設であると思っておりますけれども、ここは区のほうでここが主の拠点施設であるということをして区のほうで決定していただいた。そこを申請していただいております。

対象施設、先ほどの資料にありました②番のところにも書いてございますけれども、ここに対象施設とありまして、行政区の主な拠点施設1か所とする。なお、平成17年10月1日時点で市の施設に規定されていた施設及び平成17年10月1日以降に統合した行政区内にある施設は対象とするということになっておりまして、例えばですけれども、富岡のふるさと会館。そこでは、昨年度もそうなんですけれども、今年度も3つの行政区の区長からの連名で集会施設の整備も行っておりますので、対象にはなっております。

また、一方でまだまだ地元のほうに移管されていないという施設がございます、そちらのほうだとまだ市の施設という扱いになりますので、集会施設の整備というところでは対象にはなっていないというところがございます。

一応、こちらでは合併時点の行政区数でマックス、174行政区分ということで予算のほうは確保させていただいたところでございます。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 地元のことをお話しさせていただいたわけですが、やはりこういった事象の中でコロナ対策感染防止拡大予防ということであるならば、そういった実態も一応、捉える中で多分、そのものは把握はされてお見えになると思いますが、今回、ここでやりました本当に小さな集会所までということになったわけありますので、収容人数30人以上だとか、そういった施設についても該当しましょう。20万円マックスならそれを限度とする中で割り増し計算して15万円までだとか、10万円までとかいうようなものを設けて、恐らく今、1兆何千億実は臨時金から国は拠出するというふうに言っておりますので、さらにこういった感染対策費が交付されるというふうに考えられると思っておりますので、そこらを含めて、本当に地域に広く満遍にこういった対応ができるような態勢を整えるということでお考えいただければと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○村田康助委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 拠点の施設に関してということになってくるかと思っておりますけれども、先ほど御質問のありました組の施設ということになりますと、こちらのほうでも実際把握していないところがございます。ですので、また、区長さん達には御面倒をおかけしますが、実際、それぞれの区がどのような施設をもっておられるかというものもちょっとお聞きしながら、今後のことを検討していきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○村田康助委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、竹下修平委員。

○竹下修平委員 それでは、通告に従いまして、2款1項9目、企画費、リモートワーク導入事業、23ページです。

3点ございます。(1)事業内容の詳細を伺う。(2)リモートワーク時の運用ルールや取決めの有無について伺う。(3)市として、今後リモートワークを拡充していく考えがあるのか伺う。よろしく申し上げます。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 3点御質問いただきましたので、順次御回答させていただきます。

まず1点目、事業内容の詳細につきましては、このリモートワーク導入事業につきまして、新型コロナウイルス感染症の流行下において、職員への感染を防ぐとともに、市民の生命及び健康の保護など行政機能を維持するために、在宅勤務や分散勤務など、在勤公署を離れて業務を行うことができる環境を整備するものでございます。

本事業では、職員用業務端末に接続する通信機器100個の購入と、庁舎側のネットワーク改修などを行うものであります。

それから、2点目、運用のルールや取決めの有無についてでございますけれども、まず、在宅勤務につきましては、職員における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るために、令和2年4月23日から6月30日まで試行的に実施をいたしました。この実施に際し、ルールや取決めとしまして、新城市職員在宅勤務試行制度実施要領を定めているところでございます。

3点目の今後、拡充をしていく考えがあるのかというところでございますけれども、在宅勤務につきましては、先ほどの答弁のとおり、4月23日から6月30日までコロナ禍における感染拡大防止を図る目的で試行的に導入してきております。今後につきましては、市役所での働き方の一つとして、リモートワークの本格導入を進めていきたいと考えている

ところであります。

○村田康助委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 それでは、再質疑のほうに入らせていただきます。答弁の中にもございましたが、今回のリモートワーク導入事業については、新型コロナウイルス感染拡大防止とか、そういった観点が主になるかなというふうにお伺いをしました。

ただし、(3)のほうでも最後に答弁をいただきましたが、いわゆる働き方改革の視点からも考えましても、このリモートワークというのは一つの働き方として、今後、ますます進めていく必要があるのではないかなと私も感じております。そういった中で(1)から再質疑ですが、100台職員の端末につながりそういった機械を購入ということでしたが、その具体的な内容をお伺いしたいと思います。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 通信機器100個の購入でございますが、備品購入としまして、職員がふだん使っているパソコン。タブレット型のパソコンにUSB端子のところに取り付けるドングルといわれる通信機器を取り付けることで、そこにはSIMカードが入っておるわけなんですけれども、SIMと市役所の今現在、新城市役所のほうで運用しておりますNTTコミュニケーションズのデータセンターとの間をNTTの閉域網サービスというんですが、閉ざされた領域の閉域網のサービスを今現在、利用していますので、そこに接続をして、セキュリティー性の高い通信の中で通信の確立をして連絡をするというようなことを考えている。そうした通信機器を100個購入するという予定であります。

○村田康助委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 USBのドングルということでそれを使って通常の席と離れたところでも通信ができるようにということで仕事に生かしていこうということで理解させていただきました。

100台ということですが、ここの管理等はどこが主体となって実施する想定でしょうか。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 運用の管理等につきましては、運用ルール等、これから詳細のほうは詰めていくことになると思いますけれども、市の中で言えば、行政課所管の部分で情報管理の部分でそうした通信機器等の管理はしていく予定でございます。

○村田康助委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 (1)については理解いたしました。

(2)のほうに移りますが、答弁の中で4月23日から6月30日、在宅勤務の規定を実際に試行的にやってみた中で、その中で施行要領というものをつくって運用したということんでそれが一つの目安になって、このリモートワーク導入事業を今後進めていくと思いますが、この4月23日から6月30日に実施した際に、施行要領の中で何か不備があったりとか、課題が出たもの等がございましたら、お伺いしたいと思います。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 この4月23日から6月30日におきまして、試行をさせていただいたわけですが、その後、職員に対するアンケートを確認いたしますと、やはり在勤公署を離れて業務を行う場合に、庁舎内のネットワークへの接続ができないとか、電子メールの確認ができないというようなことが課題として洗い出されましたので、今回、リモートワーク導入事業の内容につきましては、それら課題を解決するためにいろいろ検討したということになっております。

○村田康助委員長 竹下修平委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 企画費の鳳来総合支所等整備事業、23ページに入ります。鳳来総合支所等整備事業の8,796万7千円の内容について

まずお尋ねをします。

○村田康助委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 予算額の内容ですが、今後、取壊しを行います車庫、防災備蓄庫のアスベスト調査委託料、鳳来保健センター西側の用地測量委託料、鳳来保健センター改修工事の設計業務委託料、新しい支所を建設するために必要となります用地購入費、購入予定の土地にあります車庫等の移転補償費などがございます。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 特にこの中で確認していきたいことがもうちょっとありまして、今回の保健センターの改修工事設計委託、今お話がありました、その内容についてでありますけれども、この改修によって総合支所等整備にどのように活かされていくのか、ここのところまず確認したいと思います。

○村田康助委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 保健センターの改修につきましては、新しい支所と渡り廊下等で接続しまして、新しい支所と一体的な利用ができるようにしていきたいということでございます。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 毎年、この保健センターの活用というのは、定期的な総合検診、こういふときにはすごくフルに活用されております。そういう状況の中でこの支所の建設に向けてその関係も出てくると思いますが、どのような運用計画というんですか、今現在で明らかにしてもらえれば、お願いしたいと思います。

○村田康助委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 保健センターにつきましては改修を行いまして、今後そちらのほうには、森林組合のほうの一部事務室として使うような形を考えております。

それから、今、保健センターのほうでやっております健康診査とか、運動教室とか、そ

ういったものにつきましては、一部狭くなることもございまして、支所の（仮称）ですけれども、市民センター側を利用しまして、今まで保健センターでやっておりましたことが継続的にできるようにしていきたいというふうに考えております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 了解しました。市民にとって不便になっては困りますので、そのような絵を描いていただいて、利活用をフルにしていだければと思います。

用地購入についてここにも予算が一番大きい額であります。7,100万円という大きな額であります。資料をいただいたものですから、先ほど計算してみたら、平米当たり1万4,680円と。坪当たり4万8千円という大体それぐらいになるんですけども、現状、この絵を既に我々議会は5月でしたか。担当部署からいただいておりますので、概略は分かっておりますが、進入路においてどうしても斜めに入っていく絵が描かれておまして、その奥の用地が変われる予定になるということですが、手前のは入り口のところが不規則な斜め進入出入口というのが非常に道路交通法は適用はないんですけども、国道に接する面でのこういうかなり交通安全上の心配があらへんかなど。そこの出入り口の民家が3軒かそこらあるんですけども、そういう方々とのこういう話し合いというんですか。もうちょっと総合的に用地を確保してやるというような動きはなかったんでしょうか。

○村田康助委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 用地のほうにつきましては、今回、購入予定の土地で考えております。

それから、国道からの進入路につきましては、現在は、新城方面から行くと斜めに入ってきて、大野方面から来ますと鋭角に戻るような形で入るようになっておりますが、新しく

つくる場合は、国道に対して直角方向に進入路はつくる予定をしております、どちらにも、右にも左にも出ていくに当たりましては、現在よりは出やすくなるというふうに、安全性もよくなるというふうに思っております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 大体目に浮かんでまいりましたので、安全対策等のは当然必要であります。この中で用地購入、それから、今回は、保健センターの改修の委託料。もろもろの諸経費が載っております。特に今言った進入路のところでありまして、進入路以外のこういう地域の声というのは当然、出ておられると思うんですよ。東側地域、郵便局側のほうへ抜けられるようなこういうルートもどうなのかとか、災害時に対するこういう対応。こういうことも踏まえて総合整備計画の中でも意見はあったかと私も聞いておりますので、こういうところも踏まえて将来的にも当然用地の確保も要りますし、市道のこういう拡幅事業というのも当然出てくると思います。そういうところも網羅していただいて、引き続き調査をお願いしたいと思うんですが、そのところのお約束をとっていただければありがたいですがどうですか。

○村田康助委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 事業を進めるに当たりましては、安全性にも配慮して進めてまいります。

それから、市道のほうにつきましても、今の市道がそのまま残る形になります。県道へこの支所の構内を通して出ていけるかというところですけども、安全性を考慮しますとそれはちょっと難しいのではないかとというふうに考えております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 続けて、次のところに入ります。

2款1項10目、地域情報通信基盤管理事業です。これについては、佐宗委員のほうから

先ほどもろもろ質疑をしていただいて分かりました。取り下げるところまではいかない。1点だけ確認したいと思うんですけども、この中で特に、乗本地域についての張り替え。鳥獣害の被害ということでお聞きしました。昨今、この鳥獣害については、なかなか余り被害がなかったと思ひまして、過去はケーブルを引いた頃はかなりあって、いろいろ防護対策をやられたようでありますが、主にどのような被害状況があるのでしょうか。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 今回、予定してます2か所、乗本地内における損傷の状況であります。動物の特定までは至っていないのですが、恐らく業者等に確認しますと、ムササビがそのケーブルのカバーをかじってケーブルが損傷するというような事態が今発生しております。そちらのほうは仮復旧はしておるんですけども、全体的な本復旧を行うということでございます。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 ムササビの被害というのは、当初、ケーブルを引いた頃というのは結構どこでもありまして、最近、聞いていなかったものですから、ほかの鳥獣害が出てきたのかなと思っておりました。分かりました。了解しました。

次に入ります。行政区等活動3密対策補助事業、2款1項15目に入ります。ここにおきましても、先ほど山口委員のほうからお話がありましたが、もう少し確認したいことがございます。

この中で山口委員の質疑に続けてという格好になりますので、統一的な方向というのが見い出せるような改修だとか、備品、どういったものが想定できるのか。先の一般質問の中でもちょっと提示させていただいたんですけども、アンケート調査が行政区にございましたね。地域自治区にもアンケート調査があって、その結果がコロナ対策でお困りにな

ったこと。こういうふうにも今、対策をとりますという中身が載っておりますので、これのところから何か見い出せるのかなというふうに感じていろいろ想定しながらやってみたんですけども、今回、3,480万円というこの補助金の提示がございましたので、具体的にどういったもの。改修だとか、備品、何が想定できるのか。この辺のところを確認したいと思います。

○村田康助委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 具体的なものということですが、私たちが考えておる中で取組のイメージなんです。先ほどもちらっと御答弁の中で言わせていただきましたけれども、換気のための窓ですとか、網戸の設置、それから、換気設備。換気扇を替えるだとか、空気清浄機等の購入。それから、換気を促進する機器ということでサーキュレーター等の購入ですとか、蛇口に触れないようにセンサー式の自動蛇口の設置ですとか、トイレを流したときに蓋が開いているとまたウイルスが飛んでしまうということもありますので、蓋をつけるということでトイレの洋式化ということです。

それから、非接触型検温器の購入ですとか、3密を避けて会議だとか行うためには、机やイスが必要になってくるであろうということ。アクリル板や透明のビニールシートだとかいうものを置いて、集会のときに会議をするというようなこと。

それから、アンケートの中でも多かったのは、やはり消毒液というものがありました。市で配付してほしいという話もありましたし、もう既に購入されてやっていますよということもありました。なので、この消毒液です。有効であろうというオゾン発生装置ですとか、紫外線の照射機だとかいうところもちょっと考えてはおるんですけども、各区でいろいろなことを考えていただけるかと思っておりますので、また、今、例示したものの以外にも

こういったものは対象になるかということで、またまちづくり推進課のほうに相談をしていただきたいと思っておるところでございます。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。ある程度のものを提示していただけると本当に分かりやすいものですから、アンケートの中にも非常に迷ったようなお声も出ておりました。特に消耗品も今お聞きしましたら、消毒液はオーケーですよと。あと、消耗品となるとこういうマスクも当然会議をするに当たっては必要になりますと。こんな声がやはり載っておりました。

どんどんこれは拡大すれば切りがないわけですが、とにかく3密対策ということでこのあたりは非常にしっかりとやっていかなければいけないと思うんですが、要するに、根本はこの感染症対策として、新しい生活様式。ここのところというのが各地域に行政区に周知徹底できるかどうか。その方法はいろいろありますよというそこまでの提示でしたら、行政区というのは非常に悩んでしまうものですから、より具体的なものを提示していただいたほうが分かりやすいと思うし、しっかりとこういう対策をとれる。統一したというんですか。この新城市内それぞれの行政区が同じような歩調で動けると。安心できる一歩でありますので、ぜひともそういう方向で取り組んでいただければと思うのですが、そういう取組方でよろしいでしょうか。確認ですが。

○村田康助委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 現在、具体的な事例ということで今、一覧表をつくっております。行政区、区長のところに申請書等を送付する際には、この一覧表もおつけしてその中でこういったものが対象になりますよというようなことは例示をしていきたいというふうに考えております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終

わりました。

5番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、歳出2-1-9、企画費、リモートワーク導入事業、23ページです。具体的にどのような仕事を想定しているのかをお願いします。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 リモートワークに関するシステム環境が整備をされますと職場から離れた場所で勤務する場合があります。職員用の業務端末を使って庁内のネットワークにアクセスが可能となりますので、他の職員とも文書ファイル等を共有することやメール、電話、チャット機能で容易に外部や職員同士の連絡を取り合うということも可能になり、庁内で勤務する職員と同じように幅広い業務が可能になるというふうに考えております。

それから、先ほど竹下委員の御答弁の中で通信機器100個という御説明をさせていただきましたが、少し詳細を補足させていただきたいと思うんですが、通信機器100個の内訳としましては、ドングルを80個、一人一台ですが80個とルーターを20個、合わせて100個ということですが、ルーターにつきましては、1台のルーターで10数人、一度にアクセスができるというものが20個あると。そのような形でシステム環境を整備したいというふうに思います。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 他の職員との文書ファイル共有、メール、チャット等、連絡を取り合うことができるなど幅広く使えるというようなことだと思います。

それでも、主にどういった方を対象にこのリモートワークを考えて見えるのか。これを使うことを想定してみえるのかを教えてください。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 主には事務を行う

事務職を想定したところでございます。市役所51の課と室を想定しまして、こども園等は除きましたけれども、事務職がいる51の課や室がありますので、そこで働く職員、およそ460人になるんですけれども、そうした職員に対して、事務職がそれだけいますので、通常ですとこの4月に行った在宅勤務においては、会議資料の報告書を作成するだとか、データ入力するだとか、具体的にはそうした業務を行うことを想定しているというところがあります。

○村田康助委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

6番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、2-1-7、財産管理費、新型コロナウイルス感染症対策基金積立事業で23ページになります。

新型コロナウイルス感染症対策基金積立事業1,379万8千円とありますが、この総額の積算根拠を伺います。あわせて本市はどのような事業に支出する予定なのか伺います。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 積立金1,379万8千円の積算根拠につきましては、本補正予算に計上しております新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止または縮小したことにより減額する事業の減額分を積み上げております。そのうち、特定財源を除いた一般財源分を対象としており、それにふるさと寄附金を加えた額を計上しています。

また、充当予定の事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策基金の設置及び管理に関する条例の制定に伴う質疑でも答弁しましたとおり、終息のめどが立っていない状況で、今後、感染の具合によって予想できないような影響が出てくる可能性がありますので、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応や終息後の地域経済の回復など、新型コロナウイルス感染症対策に資する事業への充当を想定しております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。次の2-1-9、企画費、リモートワーク導入事業、23ページになります。

こちらは2点ありますが、先ほどの質疑の中でほぼ理解をいたしましたので、再質問からさせていただきたいのですが、100個、今のドングルが80個、ルーターが20個というような記載があったと思うのですが、これで80名の職員がリモートワークできる体制づくりという理解をしいのか伺いたいのと、あと、こちらを導入するとどのぐらいのパーセンテージの部署がリモートワークに移行できる計画等があるのかどうか教えていただきたいと思います。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 通信機器につきましては、ドングル80個、80名が利用できます。プラスルーターが20個ということで1ルーターで10数人接続可能でありますので、人数で言えば全体で100人以上は一度に通信することが可能になるということでございます。

それから、この4月23日から6月30日までまず試行でしたけれども、在宅勤務を行いましたけれども、市役所で24の課・室で延べで言いますと358名の方が在宅勤務の実施をしたというところなんです。実人数でいきますと113名が在宅勤務を行ったという実績がございますので、このリモートワークになりますと、試行ではできなかった庁内の文書ファイルへのアクセスであるとか、電話、メール等が使えるようになりますので、もう少し利用数としては伸びるのかなというふうなことを考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。100名ぐらいの方がこの導入機器を使って在宅での仕事ができるということだというふうに理解をいたしました。

あと、セキュリティー対策でちょっと心配なんですけど、僕もちょっとイメージが湧かないんですが、このドングルとか、そういった機材を挟み込めば、そういった外からの攻撃だとか、セキュリティーの情報漏えいとか、そういったことは一切ないというか。高い割合でセキュリティーになっているというふうな状況が確認できているのかどうか伺いたいと思います。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 現在、新城の市役所の中におきましては、ArcstarUCAaaSというNTTコミュニケーションズの提供しておりますクラウド型のサービスというのを利用しているところでありまして、そちらは市役所とNTTコミュニケーションズのデータセンターとの間をNTTの閉域網サービスというそうですが、先ほども少し触れさせていただきましたその専用の閉ざされた領域という閉域網のサービスを利用しまして、NTTのフレッツ回線で接続をしているというのが現状でございます。

今回、リモートワークを導入いたしますと、現在、利用しているこのサービスの中のモバイルサービスというものが提供されているわけなんですけど、そちらを利用しまして、市役所の外部からでも閉域網を利用して職員用タブレットに接続をしたドングル、SIMカードと通信を確立することでリモートワークを行うことができます。セキュリティー性の高い通信環境の中でリモートワークを行うことができるという形になっております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。最後にしますけれども、非常に今後、リモートワークというのがコロナの後の世界としては進むんだろうなというふうに私も思いますので、進めていっていただきたいんですが、今後の広がりというか、どのぐらいを想定しているのか。今の話は460人の方が事務職として働いてい

るということでありましてけれども、こういった取り組みが成功していくと。どれぐらい範囲の人たちが在宅でも働けるようになるのかという見通し等がもしも分かれば教えていただきたいと思います。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 具体的な人数というものが今現在ははっきりしているわけではございません。ただ、現在の庁舎の状況において、例えば、今後、新型コロナウイルス感染症の第3波なりが来たときに速やかに分散勤務、あるいは、在宅での勤務というのを実行していくという場合に当たりましては、先ほども申し上げた事務職員であれば、感染拡大防止のために分散勤務。本庁舎、支所だけではなくて、いろいろところでネットワークシステムが確立されていない庁舎以外のところでも速やかに通常と同じような通信環境を確立することが最善だなというふうに考えておりますので、そうしたところを利用するためのリモートワークのシステム環境整備をしていきたいというふうに考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

7番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、2-1-1、一般管理費の行政改革推進事業、21ページです。

導入予定のAIロボティクスシステムと期待される導入効果について伺います。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 今回、導入いたしますAI・ロボティクスを活用したシステムは2つございます。1つ目は、AIを活用した総合案内サービス、AI・チャットボットというものでございますが、市のホームページに搭載いたしまして、市民からの問合せに自動応答し、チャット形式でメッセージをやりとりするシステムでございます。

よく問い合わせをいただきます定例的な質問につきましては、決まった回答を事前に登録

することができるため、ホームページ上での市民からの問い合わせに対して、システムが職員の代わりに昼夜を問わず、24時間態勢で迅速に対応することが可能となることから、市民サービスの向上を図りながら、業務の効率化が期待されるところでございます。

2つ目といたしましては、AIと光学式文字読み取り装置、OCRを組み合わせた技術を活用いたしまして、手書き書類をデータ化するAI-OCRシステムでございます。紙の書類をシステムに手入力する手間が省けまして、また、定例的な業務を自動処理するソフトウェアでありますロボティック・プロセス・オートメーション（RPA）言われるものでございますが、このソフトウェアと連動することで、その後のデータ処理も迅速化されることから、業務の効率化が期待され、ワークライフバランスの最適化にもつながると考えております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、再質問いたします。案内、チャットと手書きをデータ入力ということですが、まず、これらは既に幾つかの自治体が日本全国、先進的にやられていますけれども、その辺の先進導入事例と身近な自治体であるのかということ。それらの導入自治体でどのような問題、課題があったのかなかったのか。それらに対応するための手段を講じた上での導入かどうかについて確認します。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 今回の2つのシステム導入につきましては、愛知県が主体となって進めていただきました、あいちAI・ロボティクス連携共同研究会という組織で県内の市町村で共同調達する検討を進めてまいりました。その中で今年度、業者選定を行いましてこの秋から運用を開始する予定で、今進めているところでございます。

県内、ロボティクスのほうにつきましては、

チャットボットのほうにつきましては、39団体、AI-OCRにつきましては、42団体が県内で参加するというので今進めております。当然、その業者選定に当たりまして、県のほうでプロポーザルを行いまして、そういった導入実績ですとか、これまでの課題、そういったものを精査した上で業者選定を行っておりますので、そのところはクリアされておるといふふうに認識しております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 県の共同調達でということなんでしょうけれども、愛知県の状況は分かりましたけれども、既に愛知県以外でも導入しているところはかなりデータ。私も以前、RPAの一般質問したときに調べたんですけれどもあるわけです。そこでかなり利用実績があるわけです。そこで浮かんだ問題点、課題等は今回の愛知県の導入に当たって、当然反映されてより改善されているのか。システムが同じなのかがよく分かりませんが、そういった意味で問題点が改良されたものが愛知県のこの共同調達でこれから事業者決定という形になっていくのかということを確認したいと思います。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 今回、導入いたします契約業者につきましては、既に導入実績のある業者のほうでございまして、そういった過去の導入事例の中での課題ですとか、そういったものを反映させた上で、今回の新しい愛知県で導入しますシステムに反映させた上で構築をしていただくということになっております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ちょっと深く入ってしまいますけれども、案内チャットは24時間案内だということなんですけれども、それによる例えば、これまでこういった案内に職員が対応しておったけれども、これが機械化、AIに変わると。手書きの書類のデータを読み取っ

てデジタル化して保存すると。当然そうなる  
とこれまでの申請書類でとか、窓口での書類  
だとか、いろいろな形の手書き書類があるん  
ですけれども、そういったものは全てデジタ  
ル化されて、データ保存されていくと。ペー  
パーレス化にかなり近づくのかなと思うん  
ですけれども、そういうことによって、職員  
のそれら今までかかっていた時間というのが短  
縮されたり、あるいは、必要がなくなったり  
という形でかなり職員の働き方、あるいは、  
業務の在り方にも影響すると思うのですが、  
その辺についての職員を減らすことができ  
るまでは言いませんけれども、その分、空い  
た時間を他の業務へもっと生産的な業務へ  
とか、クリエイティブな業務に従事するとい  
うような単純作業から解放されるわけです  
けれども、その辺についての効果というのは  
どの程度、どういうふうに考えられている  
のか確認します。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 チャットボットのほう  
につきましては、当然、日中電話等で問い  
合せをいただいたものに対して職員が対応  
しておりますので、その部分の時間的な短  
縮が図られますし、そういった時間が委員  
が言われました他の業務のほうに振り分  
けられますので、そういったところで効率  
化も図られますし、時間外の縮減という  
ところにもつながるかなと思います。

AI-OCRにつきましても、LGWAN  
の回線を通じてそのサービスを提供して  
いただくわけなんですけど、極端に言  
いますと、夜に手書きの申請書をまず、  
日中画像データとしてスキャナーで取  
り込みます。そのデータをAI-OCR  
のソフトのほうでデータ化してもら  
うという作業をするのですが、それは  
別に日中ではなくても機械ですので、  
夜中に処理しますので、時間外で今  
までで入力で作業しておった分の時  
間外も縮減されますし、その分、夜  
システムのほうに画像データを送

りさえすれば、翌朝にはそのデータが  
届いてくるというようなことでそう  
いった効率化が図れるというよう  
なイメージをしております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 これを最後にしま  
すけれども、そういった形で時間  
的な余裕、ゆとりができるという  
か、ほかの作業に使える。そう  
いった意味は分かるんですけれど  
も、実際にどの分野でどうい  
うこれだけのことをやると、現  
状のKPIとか、そういう目標  
でどれだけの時間がこれによ  
って別の仕事に振り分けられ  
るとか、何かそういう目標とか、  
これを導入したことによる達成  
率、効果をビジュアル的なもの  
で判断ですと、数字的なもので  
判断する場合の何か指標みた  
いなものは想定されているの  
でしょうか。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 現時点で  
そこまでの指標等は持ち合わせ  
ておりませんが、今後、運用し  
ていく中でいきなり全庁的に全  
てのところではこれらのソフト  
を全て使うところまでは当初  
の段階から行かないかと思  
いますけれども、徐々に庁内の  
業務に拡充しながら、そうい  
った指標等を整理していきたい  
と考えております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、次  
の2-1-9、企画費、リモート  
ワーク導入事業の23ページに  
ついて、何人かお聞きしてい  
ますので、大体の概要は分か  
ってききましたけれども、ほ  
かの方が聞いていないこと  
もありますので、再度確認し  
ます。

1点目、想定される庁舎以外  
の施設とアクセスエリアは。  
2点目、移動式専用回線の容  
量と通信スピードは。3点目、  
想定する職員数と備品購入  
数は。4点目、賃借予定の  
ウェブ会議ソフトについてお  
伺いします。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 4  
点御質疑いただきましたので、  
順次御答弁させていただきます

す。

まず1点目の想定される庁舎以外の施設とアクセスエリアにつきましては、今回整備を予定します通信回線は、携帯電話事業者のLTE回線を利用したものですので、携帯電話事業者がカバーする通信エリア内での執務が可能となります。

それから、現在使用していない庁舎など、既存の行政ネットワークが未整備の施設におきましても、臨時的事務室として利用するということが可能となりますので、状況に応じた運用を検討していきたいと考えています。

2点目の移動式専用回線の容量と通信スピードにつきましては、今回整備する通信回線は、携帯電話事業者のLTE回線を利用したものですので、この通信速度に倣ったものとなります。回線の容量につきましては、リモートワークの実施状況を確認しながら、必要な容量等を確保しつつ、経済的な運営に努めてまいります。

3点目の想定する職員数と備品購入数につきましては、職員としては100名以上になりますけれども100名と、これに伴う通信機器。先ほど申し上げたドングル80個、ルーター20個、計100個の購入を想定しております。

4点目の貸借予定のウェブ会議ソフトにつきましては、Zoomビデオコミュニケーションズ社のウェブ会議サービスでありますZoomを想定しています。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、再質疑します。庁舎以外の施設とアクセスエリアということ、携帯電話が通じる場所ならどこでもということは全国どこでも使えると。北は北海道から沖縄まで、離島までということだと思えますけれども、分かりました。かなりのことですね。分かりました。

それから、移動式。容量とスピードは当然、携帯電話ということで準ずると思うのですが、その接続に当たっての携帯の範囲というか。

先ほどの閉域網サービスというのは、定額なんですか、それとも、通信した時間なのか、容量なのか、そういったものによって、今回リモートワークで使い方によって費用が変わるとかいうのではないのか。一定的な定額なのかその辺だけ確認します。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 今後の契約の内容に関わってくる部分ではございますけれども、想定の中では定額でございます。1台数メガ、何メガを何台というような形で通信環境のほうを整備していこうということを考えております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうしますと定額制で1台ごとでメガ数が決まっているということで。どの程度のメガ数を想定されているか知りませんが、そのメガ数を超えるとなんか割増料金になるのか。どういうシステム。携帯電話ですとスピードを落とされたりとか、いろいろなさらに自動的にメガ数がふえてその分使用料がポンと上がったりとかいろいろあるんですけれども、動画ですとか、いろいろなことをやるとデータのやりとりがどんどん多くなるんですけれども、書類的なことだとか、事務的なことだとそこまでのメガ数は必要ないと思うんですけれども、どの程度のことを想定されたメガ数なんでしょうか。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 ランニングコスト等も関係してまいりますので、経済的な方法を今後、検討していくわけでございますけれども、当初予定しておりましたのは、7ギガコースのものを100台というか、そうすると全部で700ギガになるわけですが、それでいくかどうかは、今後詳細に詰めてまいります。全体で利用する人数。全体で例えば、700ギガを使い回すというような形になりますので、通信環境そのものにつきましては、スピードが遅くなったり、そういうこと

がないような形で考えておるといところでございます。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、次ですけれども、職員数、備品購入数は先ほどお聞きしました。ドングルという端末が80個でルーターが20個には、ルーターでは1台で数10人、数人がアクセスできるということで、かなりの人数。要するに100名以上。そのルーターを使った場合に数人で共有アクセスというのがちょっと。密を避けるために分散してやるのに、1台のルーターで一つの会議室。要するに市役所以外の別のところで1台のルーターを使ってそこに何人か集まって使うという。また、そこに密をつくっているような使い方になるのかなと思ったんですけれども、それはいいとして、こういったシステム。先進事例というのは県内自治体、あるいは、全国の自治体でどういう事例があって、特にこれまでの実績に応じて課題だとか、そういうことは把握されてますでしょうか。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 今回の検討段階において、先進的に先行している自治体などの例については、すみません、特に調べてはない状況でございます。いろいろな通信業者とも調整しながら、こういった形がいいのかというのを話し合ひまして、これなら、現在、新城市で既にシステムとしてはセキュリティー性の高い閉域網を使っておるわけですので、それを利用するのが一番すんなりとセキュリティー性の高い通信環境でできるという形で検討したというところでございます。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 この導入しようとしているシステムが全国でどの程度導入実施されているのか。一回、相手方に確認していただくとか、そこで導入したところはどういった問題があって、こういうふうに改善しましたとか、その改善されたものが当然導入されると思う

んですけれども、NTTに聞けばすぐ分かるのかなと思うんですけれども、またできたら確認をしておいてください。

それから、こういった形でお試し期間には延べで358人、実際のリモートワークをした人は113人ということだったんですけれども、今後、働き方の改革にも影響してくると思うんですけれども、今回はコロナという感染症があって、こういうシステムを導入して考えられるということなんでしょうけれども、要するに、コロナとかそういう感染症とか、そういうものがなくても、流行していないときにも働き方改革としてこのリモートワークシステムをうまく活用すると、もっと違った職員配置ですとか、働き方。お試し期間のデータ入力とか、そういった程度ではなくて、もっとメールのやりとりから市役所のデータにアクセスしていろいろなデータを引き出してそこでもできる。そうするともっと違う使い方の可能性が高まるわけです。そうすると働き方にも影響を与えると思うんですけれども、要するに、コロナとか、そういった事態ではない、非常事態ではないときでの使い勝手という意味でこのリモートワークは今後の職員の在り方とか、働き方にどのようなメリットを想定されているのかその辺を最後にお聞きします。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 今回のリモートワークのシステム環境が整備をされますと、市役所に登庁しなくても通常の勤務ができるという環境になるわけでございますが、また、今後の働き方の一つとして考えていくというところなので、まだ具体的などどういった場面でこうやって使うというような運用まで想定は現段階ではしていないところでございますけれども、例えば、今既に、先ほどルーター1台で何人か集まって一つの会議室だと密になるという話もございましたけれども、例えば、今回の分散勤務の場合ですと、そもそも

行政システムのシステム環境が構築されていない場所で分散勤務をせざるを得なかったようなところにつきましては、今回のこのドングルなり、ルーターを使用することでパソコン上でつながることができますので、電話やチャットやメール、ファイル、アクセスなども容易になるというようなどころではメリットとしてはあるのかなというふうに考えています。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ぜひ、働き方の新しい在り方につなげていただければ、市役所のスペースも大分変わるのかなという気を抱いております。

それでは、次にいきます。2-3-1、戸籍住民基本台帳、個人番号カード交付事業、25ページですけれども、取得推進に向けた出張申請がありましたけれども、その辺の概要についてお伺いします。

○村田康助委員長 中島市民課長。

○中島紳之市民課長 個人番号カードにつきましては、全国的に交付率が低調となっております、本市においても7月31日現在の交付率は16.2%となっております。交付率が低い一因として、申請方法が分からないため申請を行わないというものが考えられます。

前年度に確定申告会場で出張申請補助を行ったところ、2月12日から3月16日までの23日間で延べ410件の申請を受け付けました。

この結果から、何かのついでであれば、または近くで行ってくれるのであれば、個人番号カードの申請を行いたいという需要があると考え、出張申請補助を計画し、そのために必要な人件費、備品購入費などを要求したものです。

具体的な方法としましては、個人番号カード申請用のソフトウェアがインストールされたタブレット及びプリンタを出張申請補助の会場に持ち込み、個人番号カード申請に必要な写真撮影及び申請書の作成を行い、個人番

号カード作成主体である地方公共団体情報システム機構へ申請書を送付するところまで市で対応するものです。

出張申請を行う先としては、地元企業、団体に赴いて行うことや、各区長と日程調整の上、公民館等で行うことを考えております。また、可能であれば商業施設やイベント会場などで行うことも検討していきたいと考えておりますが、新型コロナウイルス感染症のこともあり、状況を見ながら慎重に検討をしていきたいと考えております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 もう少し確認します。まず、実績として確定申告会場。要するに、マイナンバーカードがあると申告もスムーズにいくようなそういった会場でやった場合に需要があるのではないかということで、そういう会場でやることでより広げたいというのは分かります。

あと、公民館とかイベントということで。イベントは別にしておいて、地域である程度こういった要望の人がおって、そこに出向いて、出張というそういうスタイルを想定しているのかと思うんですけども、そういった場合に、先ほどソフトとタブレットと。このタブレットの接続の方法というのはセキュリティーとか、外へ持って行っても先ほどのリモートワークのときにはかなりセキュリティーがしっかりしているということですけども、このマイナンバーカードのやりとりをする機器は外部にもっていてもセキュリティーは大丈夫なシステムになっておるのでしょうか。

○村田康助委員長 中島市民課長。

○中島紳之市民課長 タブレットの通信につきましては、タブレットとプリンターで通信を行いまして、タブレットの情報を印刷するのみに外部では使うというようなことを行いますので、セキュリティー上問題はないものと考えております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、印刷だけで通信のやりとりということはない仕方ということを確認できました。

今回、定額給付金のときに大分苦労したというか。国のほうも拙速でということとせつかくマイナンバーカードを渡してもらったんですけども、やり方がうまくいかなくて、できなかったんですけども、全国でもそういった事例があって、やっぱり必要とするのも大分皆さんの理解は進んだし、これからこれが健康保険証がわりになるというようなことも言われていますと、そういうことも積極的にPRすればちょっと違うかもしれませんが、犬の予防接種も各公民館に回ってそこで来た人。そういう希望のある人はいついつここに来てくださいというやり方で可能なのかどうか分かりませんが、今後、そういう形で進めることで普及率も上がっていくと思うんですけども、その辺の先ほど公民館というか、イベントといいましたけれども、やり方については、今後の課題かと思うんですけども、その辺はどういった形でこういった事業を市民の方に知っていただかなければしょうがないので、その辺について少しお願いします。

○村田康助委員長 中島市民課長。

○中島紳之市民課長 やはり地元に近いところで行うということが需要の掘り起こしにつながると考えておりますので、区長と調整の上、事前に日程を収めまして、広報等で周知を行い、この日、この会場で行っておりますというような形で進めてまいりたいと考えております。

○村田康助委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認め、歳出2

款総務費の質疑を終了いたします。

~~~~~  
この際、再開を3時40分とし休憩したいと思います。

休 憩 午後3時30分  
再 開 午後3時40分

○村田康助委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
次に、歳出3款民生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、歳出3款3項13目、児童福祉施設整備費、こども園空調設備整備事業、31ページであります。

保育室、職員室、遊戯室等への空調設備の整備とのことでありますが、当初予算ではなく、今回の補正予算になった理由を伺います。

○村田康助委員長 林こども未来課長。

○林和宏こども未来課長 こども園空調設備整備につきましては、昨年度12月補正予算にてこども園空調設備整備基本計画・実施計画業務委託を工期211日で契約し、繰越明許により本年8月13日に完了したことから、今回の補正予算を要求しているところでございます。

○村田康助委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 こども園空調設備整備基本計画ということでありますが、その計画の中で今回の整備は何%の実施率というんですか。計画のどこまで進んだのか伺います。

○村田康助委員長 林こども未来課長。

○林和宏こども未来課長 今回、今年度8月に空調設備整備基本計画、実施計画のほうでこれで完了いたしましたので、これをもってこども園13園の先ほどもありました保育室、職員室のほうに空調の整備をしていくというものでございます。

○村田康助委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 要は、これでこの補正予算の額でこども園空調設備整備の計画は全て完了するのか。それとも、まだ整備しなければならない部分が残っているのかということでございます。

○村田康助委員長 林こども未来課長。

○林和宏こども未来課長 今年度中に工事は全て完了する予定で今回の補正予算をあげております。全部終わるということをお願いします。

○村田康助委員長 佐宗龍俊委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 3款1項1目の社会福祉総務費であります。福祉職が活躍できるまち実現事業、27ページにあります。福祉職が活躍できるまち実現事業、44万8千円の会議開催内容及び条例制定への計画目標についてお尋ねをいたします。

○村田康助委員長 柴崎福祉課参事。

○柴崎俊成福祉課参事 会議開催内容としまして、福祉円卓会議からの答申を受け、地域福祉に関する条例案を策定するための会議を、外部から学識経験者1名及び委員20名以内により設置し、今年度中に3回会議を開催するものです。

条例制定の計画目標としましては、この策定会議を引き続き来年度も開催し、9月定例会へ条例案を提出させていただきたいと考えております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 非常に今回の答申。8月17日付で私たち議会のほうに答申書を出していただきまして、中身をずっと読ませていただきました。かなり熱心な御意見等々、答申書が出されたことであります。その中で一番のメインはやはり福祉職の皆さんが活躍できるそういうまちをつくっていくとそういう中身になっております。そういう方々が今回、結論として答申を出された中で、特に来年に

向けてもまた継続してやっていきたいという策定会議。条例策定会議、これに向けて今、おっしゃった20名以内、3回ほど会議があって中心として知識のある方お一人を代表にしてというような格好でお答えいただきましたが、今後、どういうふうにそれを運営されていくのか。せっかく円卓会議に出られておられるメンバーの皆さん。13名の方でしたか。それぞれの福祉職のある方々であります。本当に身近に迫った御意見というのがすごく迫ってあるものですから、まずは一回切って、次のこの条例制定へと。そういうところであるでしょうけれども、もうちょっと何かいい引継ぎができないのかなというふうには思っております。条例の制定そのものについては、これはやはり役所のほうの仕事だと一方では私は思っておるんですけども、どうやってそのところに接点を設けてこの策定会議ですか。これを結び付けていくのかな。その辺がどうも頭の中がすっきりしないものですから、もうちょっと教えてください。

○村田康助委員長 柴崎福祉課参事。

○柴崎俊成福祉課参事 会議を3回予定しております。最初の1回。初めの会議を準備会会議といたしまして、委員になっていただく方につきまして、福祉円卓会議で委員となられてみえた市内の福祉事業従事者の方を中心にその後の策定会議はより良くなるような形で御意見などを頂く準備会にしていきたいと思っております。

その準備会では、委員の候補者の方の検討ですとか、会議の方向性ですとか、スケジュール案などを会議の中で決めていきたいと思っております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 大体分かりました。最初の準備会のほうでは意見をしっかりと反映できるように、その引継ぎみたいな準備会。これは円卓会議に出られておった方々の御意見というのをもう少しそこで出させていただくと。

そんな機会は当然、もっていただけるものでいいのかなと思いましたが、思いましたけれども。

あと、この中の説明資料を見てみますと、施策の継続性を担保する条例を制定していくと。ここに書いてあります。非常にさらっと見れば分かるんですが、じっくり読むと難しい言葉でありまして、施策の継続性を担保する条例。ちょっと答申内容そのものを反映するならまだ分かるんですけども、非常にどういう条例をつくっていくのかな。ちょっと分かりにくいんですけども、もう少し分かりやすい条例制定に向けての説明というのをいただきたいわけです。お願いしたいと思えます。

○村田康助委員長 柴崎福祉課参事。

○柴崎俊成福祉課参事 答申内容としまして2つございまして、今回、地域福祉条例の制定に向けた会議という形で進めさせていただくわけなんですけど、答申のもう一つに、福祉職や福祉事業所に対する施策の実施というものがございまして。福祉人材を確保するために、福祉現場で働く人の仕事というのは、人に関わって人を支えるやりがいのある仕事でございまして、まず広く理解していただくことが大切だと思います。福祉に携わる方が働きやすくなるように職場環境を向上させたり、職場の改善が図られたり、この地域に福祉人材の方が必要として福祉に携わる方を大切な存在と認めていくことが大切だと思いますので、その必要な施策として20の施策をあげていただいております。そうした施策を優先順位的な事柄は大切だと思うのですが、予算の投入を有効に図らせていただきながら、そういったところを継続してやっていけるような形にもっていったらと思っております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 思いはしっかりと分かっておりますので、ただ、条例そのものが一つの中心軸になって憲法ではないですけども、新城の福祉の職に当たる方々の権利も含めて

しっかりと据えられたような位置付。これが活かされるような準備会と策定会議、こういう形にしていっていただきたいなとこんな思いで次の質疑に入ります。

次の質疑におきましては、佐宗委員が述べられました3款3項13目、児童福祉施設整備費。このこども園の空調設備の関係でありますけど、これはほぼ分かりましたけれども、関連といたしますか。再質疑の中で1点だけお尋ねします。

この財源の手当て。これは起債対応になっておりますけれども、後々のこういう対応というのは何かあるのでしょうか。国のほうからの関係だとか、その辺でありますけど、確認したいと思います。

○村田康助委員長 林こども未来課長。

○林和宏こども未来課長 この事業の財源につきましては、市債ということで合併特例債のほうを予定しております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 3-3-1、児童福祉総務費、民間児童福祉施設職員応援事業です。29ページ。応援金の対象施設、職員数、応援内容についてお伺いします。

○村田康助委員長 林こども未来課長。

○林和宏こども未来課長 民間児童福祉施設職員応援事業につきましては、新型コロナウイルスの緊急事態宣言下において、愛知県の同事業の市上乗せ分といたしまして、事業継続に協力し、直接的なサービス提供に従事した保育士等のモチベーションを維持し、活動の促進等を図るため、民間の児童福祉施設に応援金を交付するもので、対象施設は、民間の地域型保育事業所2施設、児童養護施設1施設の計3施設でございます。

職員数につきましては、全体で40名でございまして、愛知県実施事業と同額の1施設当たり10万円を交付し、児童福祉施設サービス

の継続と職員のモチベーションの維持、活動の促進を図るための経費としてお使いいただくものとしております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 施設数、職員数が分かりました。県の事業の上乗せということ。県も同様な支援をしているということでしょうか。

○村田康助委員長 林こども未来課長。

○林和宏こども未来課長 県のほうも既にこの児童福祉施設等の職員の応援金をやっております。その内容としては同じ3施設のほうが該当してくるものがございます。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 3施設に、1施設10万円で30万円。県のほうも同じ30万円ということだと思います。でも、全体で40人ですけれども、3か所の施設、それぞれ職員数ばらばらですよ。1か所10万円だと職員数、一人に幾らでなくても、施設に10万円だとそこで格差が出てしまうんですけれども、その辺はどういう配慮がされているのでしょうか。

○村田康助委員長 林こども未来課長。

○林和宏こども未来課長 市等につきましては、それぞれの事業所にお問い合わせするわけですが、それぞれの事業所にお問い合わせするわけですが、交付申請をしていただくときに職員のための福利厚生のために使っていただきたいということで、職員一人一人にものを渡すのである場合であったり、職員たちのモチベーションが上がるもの何か一つどんとやるとかというところは施設のほうで考えていただけるかと思っておるんですけれども、一人当たり幾らというような考え方ではなく。施設に10万円ということでその施設ごとに職員のモチベーションを上げてもらうために使っていただくという応援金でございます。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 職員、一人一人にということではなくて、1施設に10万円の内容については、それぞれの施設に委ねられたんだろうけれども、応援金の用途についてはある程度

制約があるのかもモチベーションが上がるといえば何でもいいのということで理解してよろしいですか。

○村田康助委員長 林こども未来課長。

○林和宏こども未来課長 一応、何でもいいというところではなくて、申し訳ございません。実際には、慰労金や一時金等、職員の福利厚生になる使い方でもいいですし、感染防止のための衛生用品の購入等に充てていただいてもいいと思いますが、慰労会や慰安旅行等に類するものは除くということで、職員のコロナのほうで使っていただきたいと思っております。

○村田康助委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、6款1項3目、農業振興費、地産地消推進事業、資料35ページあります。

まず3点あります。冷蔵庫内の過冷却状況というのについてお伺いします。というのは、添付資料の③にありましたので、お願いします。

次に、冷蔵庫内の蘇生設備はあるのかなのか。3点目、事業主体に2か所設置とあるが、おのおの設置に関わる費用についてお伺いします。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 それでは、3点についてお答えさせていただきます。

まず、過冷却状態でありますけれども、冷蔵庫内を水が凍るはずの零度、凝固点以下になっても凍らない状態にすることをいいます。

今回導入予定のスーパークーリングシステ

ムにより、空気に電圧をかけ、電界を発生させることでこの状態を創り出し、農産物の呼吸を抑えて鮮度をより長く保持することが可能となります。

2点目の冷蔵庫内の蘇生設備の有無であります。蘇生設備といいますのは、スーパーなどで利用されている冷蔵庫内にミストを発生させる設備のことと推測いたしますが、スーパークーリングシステムは、保湿により鮮度保持をする仕組みではありませんので、蘇生設備の機能はありません。

3点目、おのおのの設置費用ということであります。設置場所につきましては、お示ししてありますとおり、愛知東農協の新城営農センターと作手営農センターを予定しております。新城営農センターには、7坪の既設冷蔵庫にスーパークーリングシステムを設置する費用として550万円、作手営農センターには3坪のプレハブ冷蔵庫の新設とスーパークーリングシステムを設置する費用として、合わせて390万5千円を見込んでおり、その費用に対する補助金を計上しております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、過冷却ということは分かりました。蘇生もしなくてもいいということでもありますので、特に軟弱野菜等はそのままいけるということで、多分、電解と酵素による成長促進だと思いますので、お願いしたいと思います。

まず、ここで既設の取付けということでもありますので、先ほど550万円というのは新城営農センター、今ある冷蔵庫の中にこのものを設置するということが550万円ということでしょうか。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 今ある7坪の冷蔵庫に設置するものであります。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 分かりました。そして、作手には3坪を新設されるということでありま

すが、基幹営農センターが当管内に愛知東新城地管内には、もう一軒鳳来もあるんですが、その検討というのはここではされなかったんでしょうか。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 主に、農産物の集出荷が行われているところ2か所ということで考えさせていただきました。

○村田康助委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 同じく、6款1項3目の農業振興費の地産地消推進事業補助金940万5千円。このシステムの内容については、今、山口委員の質疑の中で御回答いただきましたので理解できました。再質問より入ってまいりたいと思います。

この中の事業説明の中に、コロナ禍における農産物の流通が滞る事態。集荷されずに廃棄の事態が起きると。これを避けるためのこういう手段という形になっておりますけれども、そういう事態というのは想定されておったのか。また、起きたのか、ここをまず確認したいと思います。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 今回、起きたのは、例えば、学校給食が急遽停止になりまして、その供給するはずだった農産物が不要になってしまったと。そういった場合にこの鮮度保持システムがありますと、鮮度を保持したまま長期間維持することができますので、その維持している間にほかの売り先を開拓するというようなことが可能となります。そういったことをこれからも想定しての事業であります。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 実際、今回のコロナ禍が発生して、この間、こういう事案が発生したかどうかここを確認したい。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 学校給食のほうでは、

先ほど私が言いましたことが起きたのではないかと考えておりますが、その他、普通に市場流通が停滞したとか、そういったことは今回は、この管内ではなかったと思います。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 生産者への影響。そのところもコメントされておるものですから、説明の中にあるんですから、この生産者への影響というのはあったのかどうか。今の農協側、ストック側のほうについては、そういう影響はなかったように判断いたしましたけれども、そのところを確認したいと思います。

あとついでに、この市内の大規模校への大量ストックの実現と説明されておられますけれども、どの程度の保管というものを想定されておるのか。市内の大規模校を想定しながらどの程度の農産物を確保して、どの程度その中で回転させていくのか。その辺のところは頭の中で描けられないものですから、分かる範囲の中でお答えいただければと思います。お願いします。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 生産者への影響でありますけれども、私、先ほど流通が滞ったということはなかったというふうにお答えしてしまいましたが、実は、つまものは特に外食が休業になったというようなことから行き場がなくなったということがあります。そういった場合に、この鮮度保持システムがあれば、一時そこに保管して、また流通が開始するのを待つということが可能になるかと思えます。

その保管保持できる期間でありますけれども、いろいろ産地ですとか、収穫時期による違いがあるようでありまして、一例を挙げますと、例えば苺ですと通常7日間程度というものが14日間程度。ハウレンソウのような葉物は通常14日間程度が30日間程度、それから、トマトはちょっと短くて通常4日間程度が7日間程度になると言われております。長いものでは、玉葱では通常30日間というの

が270日間という事例もございます。そうやって保持している間に新たな販売先を開拓するということが可能になると思います。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 理解できました。

次に入ります。6款1項4目の農業振興施設費、農業振興施設管理事業の35ページ。山びこの丘の管理運営事業についてであります。工事請負費として226万6千円。これについての内容についてお尋ねします。

○村田康助委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 学童農園山びこの丘の雨水排水がのり面を流れたことによりまして、のり面が崩れまして、土砂が市道に流出しました。崩れたのり面の復旧と排水路の改良を行いまして、良好な雨水排水と市道の安全な通行のために工事を行うものでございます。工期としましては、80日程度を予定しております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 場所はどこら辺の部分でしょうか。

○村田康助委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 山びこの丘のグラウンドのところに管理等がございます。管理棟のちょっと手前を左上にのぼっていきますと、周昌院というお寺のほうに入っていく道になりますが、お寺から少し手前の右側の山びこの施設ののり面になります。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 了解しました。一回、確認に行っただけで分からなかったものですから、大体分かりました。

あそこだと上部の排水路、もう少し安定させたほうがいいのかと思っておるんですけれども、その辺も含めてまた再点検しながら工事を進めていただきたいと思えます。

次に入ります。6款3項3目の林業土木費、市単独林業事業の39ページであります。市単独林業事業の修繕委託料、賃借料、原材料、

それぞれ詳細の内容についてお尋ねいたします。

○村田康助委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 それでは、原材料等の詳細内容について、説明させていただきます。

林業の経年劣化や集中豪雨などによりまして、林道が損傷した箇所を修繕するために、舗装修繕が林道玉の木線ほか、2路線、路肩修繕が林道舟着山線ほか2路線、崩土除去、倒木処理が林道雁峰線ほか1路線で実施するための費用となります。

また、地元からの要望によりバックホウの賃借料の支払いが4地区、その他生コン支給が5地区43立方、碎石の支給が2地区31立方に要する費用を計上させていただいております。

なお、委託料につきましては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づきまして、ポリ塩化ビフェニル含有塗膜。これは橋の塗装等においてその中にポリ塩化ビフェニルが含まれているかどうかということの使用状況に関する調査を実施するようとの通知が本年4月21日に林野庁からありましたため、対象となる林道橋の2橋の調査するために要する費用を計上させていただいております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 了解しました。ただ、この修繕をするに当たって、林道に関してそれぞれ地域が御要望があると思います。その辺のあたりで今お示ししていただいた6か所の林道。表にさせていただいておりますけれども、7月の豪雨、また、その前の台風状況だとか、遡ればいろいろそのまま放置されているところもあるように聞いております。そういうところの順番といますか。どこに力を入れていくかというところの判断。一つの方向を示してもらえれば、ありがたいなと思います。どうでしょうか。

○村田康助委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 林道の維持管理につきましては、新城市農林道維持管理規定、それから、新城市林道維持修繕活動支援実施要項に基づきまして、支給しておりますけれども、市の責務、受益者の役割、受益者への支援ということがうたわれているわけですが、そうした中で、林道の損傷の度合いがひどいところですか、また、今後、その林道を使って森林整備、除伐、間伐等の整備をするところについては、優先的に支給をするように、また、修繕をするように心がけております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑に入りたいと思います。

6-1-3、農業振興費、地産地消推進事業、35ページになります。

この話は先ほどのスーパークーリングシステムの導入ということで、前の質疑のほうで事業の内容等は分かりましたので、再質問からさせていただきたいと思います。

このシステムを作手と新城の営農センターの2か所に設置するということなんですが、主に農産物を貯蔵して凝固というか、保存状態を長くするということだと思うのですが、それぞれ主な農産物というのは、特徴的なものがそこにあるのか。作手は苺が多いとか。新城のほうはまた別のものが多いとか。そういった主な農産物というのはどういったものなのか。分かれば教えてください。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 農産物全般になるわけですが、産地として考えれば、新城営農センターにおいては、苺、それから、里芋とか、シイタケ等々になるかと思えます。白菜とかもあるかと思えます。

作手営農センターにおきましては、トマト、ホウレンソウが主な作物になるかなと思えます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。そういった形で利用する方の急なときにはこういったところで保存できるというふうに理解いたしました。

あと、最後お聞きしたいのですが、これを設置して、今後の多分、電気代とかがかかるかと思うのですが、そういった維持管理費等については、こういった処置を講じていくのかどうか見直し等分かったら教えてください。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 ランニングコストということですが、これはこのシステムのメリットの一つにランニングコストがすごく低く抑えられているということもメリットにあります。かかるコストとしては電気料になりますけれども、例をあげますと、3坪のプレハブ冷蔵庫、作手営農センターが当たりますが、設置した場合は、月に約280円の電気料ということでもありますので、農協にとってもそんなに負担になるものではないというふうに考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。ありがとうございます。

すごい安いんだなということで改めて技術のすごさとか。いいものなんだなというふうにちょっと思いましたので、ありがとうございます。

次の質問に入りたいと思います。6-3-2、林業振興費になります。保全林環境管理事業になります。五葉湖トイレ改修とありますが、こういったような内容なのか伺います。

○村田康助委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 それでは、トイレの改修の内容について御説明させていただきます。

平成5年に設置しました富岡の五葉湖の南側にあります男子用トイレにつきまして、本年3月末より詰まりによります不具合が発生

しております。現在、使用を中止していません。業者に確認しましたところ、和式トイレのために便器を取り壊さないと配管の詰まりが解消できないということが分かりました。

今回の内容は、和式トイレを取り壊し配管の詰まりを解消すると同時に、利用者の皆様の利用のしやすさと、今後の管理の容易な洋式トイレに変更する改修工事となります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。古いトイレの和式で詰まってしまって使えないというところで、今回洋式トイレに新しくするよということで理解をいたしました。

こちらのほうは、和式トイレだとどうしても菌が周囲に飛んでしまうとか、汚れが結構ひどく洋式と和式を比べれば、和式のほうがひどいとかそういうところもあって、今回もコロナの対策もあり、洋式トイレのほうが管理しやすいし、感染予防にも努めることができるという総合的な判断で新しくすることも入っているのかどうか伺いたいと思います。

○村田康助委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 この予算要求時点のときには、そういったことは想定をしておりますけれども、結果としてこういった状況になりましたので、そういったことも今後改善していけるものと考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

4番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、6-1-3、農業振興費、農業経営近代化施設整備事業、35ページです。

経営体育成支援事業で補助を受けた就農者が離農したことによる返還金とのことですが、離農に至る経緯について伺います。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 離農した経緯ということですが、当人は平成28年度に作手

地区で夏秋トマトにて就農した新規就農者であります。この方が令和元年12月31日付で離農したものであります。その理由としましては、本人は営農を続けたいという意向もあったようでありますけれども、家業を継ぐということになったと聞いております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 トマト農家ということですが、平成28年で元年ということですが3年ほど就農されたということですが、就農時点での計画と3年たった家業をつぐためという。もともとその方の家業。具体的にはいいですが、家業を継がなければならぬ状況が生じたのか。就農したときにはそういったことも想定していなかったのかとか、その辺の経緯がちょっと不明なので、返還金ということでせっかく就農していただいた方が離農されてということは残念なんですけれども、そういった施設。トマトですと施設があると思うんですけれども、それはうまく今後、生かされているのか。今の2点お願いします。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 なかなか個人情報のところもあるものですから、あれなんですけれども、家業を継ぐということは私、口頭では聞いておりますけれども、離農届については一身上の都合ということで受け取っておりますので、それ以上のことは分かりかねるわけですが、彼は一宮市出身なんですけれども、どうしても農業をやりたいということで大学を中退して農業大学校に行っております。

ただ、愛知県農大が定員でいっぱいだったということで岐阜県農大に行っているわけですが、農大のカリキュラムの中に1か月程度の先進農家での研修というのがあるわけですが、通常岐阜農大生は岐阜県内の農家へ派遣されるというのが原則でありますけれども、本人はどうしても新城市で就農

したいという強い希望をもっておりましたので、特例として本市で研修を受けたという経緯がございます。

それから、農大卒業後にこちらへ来ていただきまして、公社研修生ということになったわけですが、そのときも親御さんからはよろしく頼むというふうに言われておりましたので、全くそういった今回のような予測はできなかった。とにかく意欲をもって来てくれていたということでもあります。

ただ、家業も今は兄弟はいらっしゃるということで社長はお兄さんが務めていらっしゃるということでありますけれども、将来的に兄弟みんな役員にしたいというお父さんの御意向もあつてのことだと思われま。

それから、使っていたハウスですが、ハウスのほうは所有者のほうへ返還されておりますので、その方も御高齢でありますので、次の利用者を早急に探してほしいという御依頼を受けておりますので、その準備をしているところであります。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 強い希望をもって就農されたのに残念ですが、そのハウスを借りてそこで夏秋トマトをやっていた。経営的に問題があったのかなかったのか。それから、その間のいろいろな意味でのサポート体制はしっかりしていたのかどうか。その辺だけ確認します。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 経営としては確かに、トマト部会の中では決してよい成績ではなかったというのはあります。ただ、農業、農作物を育てるというのはかなり興味をもって真剣に取り組んでおいて、トマト以外にもいろいろな作物をつくって産直に出したりとかいうふうに意欲的にやっておりました。

それから、サポートにつきましては、最初の就農5年間というのは、特に関係機関、県、公社、農協を含めて定期的に巡回したり、さ

らに、最初の3年間というのは県の農業改良普及課が真剣に栽培指導をしていただいているということで、その3年間は一生懸命指導していただいていたということでもあります。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 サポートもしっかりしていたけれども残念だと。ただ、気になるのは、トマトなんかだと収穫の人出がかなり不足しているというような状況だと思うんですけども、そういった意味で朝から晩までとか、土日もなく働き詰めで、要するに人手不足がそういうこと。意欲をなくしたとか、そういうことが原因という状況は発生していたのでしょうか。それを確認します。

○村田康助委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 営農していたのは、作手の北部地区になるわけですけども、市外からもパートを確保したりということもやっておりましたので、労力的に不足していたとか、自分が体がきつかったというようなお話は何っておりません。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 分かりました。

次にいきます。6-3-2、林業振興費、森林整備地域活動支援事業の37ページ。活動実施事業者がいないための減額とのことですが、その要因についての見解をお伺いします。

○村田康助委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 それでは、要因についてお答えさせていただきます。

当初予算の要求時点におきましては、3つの林業事業体よりこの支援事業を活用して事業を実施したいとの申入れがありましたが、今年度に入りまして、どの林業事業体からも活動を行わないとの連絡がありました。

要因につきましては、この事業の制度上の制約が厳しいこと、費用面でのメリットが少ないことが挙げられると考えられます。

この事業で調査測量や集約化を実施いたしました。その後には、翌年には、森林経営計

画を立てまして森林整備を行っていくこととなりますけれども、この活動の翌年にはこの計画を立てないといけないんですけれども、その計画で5年以内に計画に基づく間伐を実施していく必要があります。

また、もし計画に基づきまして間伐量が達成できないときには、この交付金を返還するということが義務付けられております。

また、春先より新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりまして、木材需要の見通しが不透明になったことも、今年度この交付金を使用する事業体がいなくなったことの要因の一つと思われます。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 当初予算の計上時には3事業体が見込んだから予算化したと。結局予算化したけれども、3事業体はやらない。辞退してしまった。制度的な問題と費用的なメリットということで、それはもう最初の予算化の時点で、この事業の仕様ですとか、要綱で十分説明されて理解されていることだと思うんですけども、途中でその制度的なハードルが高いとか、費用的にメリットが少ないという理由がちょっと理解できないんですけども、その3事業体というのは、既に林業事業でいろいろなことをやっておって、ほかの支援事業とか、そういった補助金とかを受けているような3事業体なのか。それがそういうことを理由に辞退するというのもちょっと予算計上の時点で見積りというか、甘かったのではないかと思うんですけども、その辺についてお伺いします。

○村田康助委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 この交付金につきましては、国費が2分の1、県費が4分の1、市費が4分の1ということで、それぞれ国の交付金の実施要領、県の事務取扱要領、また、市の交付金要綱によって交付がされている事業となります。

先ほど申しました制度上の制約が厳しいと

ということなんですけれども、間伐の必要最低限というか。この交付金を受けた場合は間伐を5年間に実施しなければいけないという必要容量が決まっております、例えば、会社のいろいろな状況によってなかなか難しい木材の価格等が安いときには出すのを控えたいと。そういった状況があってもその計画的な間伐は実施しなければいけないというそういった制度上の制約が大分きつくなっているということ。

それから、森林の境界の明確化ということで境界立会い等を実施していくわけですが、そういった中でいろいろな運用面でより国費も入っております、2年から3年に1回は会計実地検査ということで厳しく検査されている中で、その費用が交付額が自分たちの作業料に対してなかなか見合わないということが、今回、取りやめとなったこともその一つの要因というふうに考えております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 費用面でメリットがないというか。2分1、4分の1、4分の1という全額補助のような気がするんですけど、それでもメリットがないという。それ以外のものがあるのかなと思ったんですけど、間伐事業ということで、間伐の規模だとかはあれなんですけれども、今、湯谷温泉の温泉を沸かすのに木質ボイラーで間伐材利用しているんですけど、そういうところへの供給とかそんなレベルではない間伐の話なのかということ。

それから、今回、当初事業を見込んだということはそれを国のほうも認めていただいて予算計上したと思うんですけど、これを途中で辞退したということは内示があったのに嫌になってやめたということは、来年度以降にこの事業に対する採択に影響はないのかその辺の2点をお伺いします。

○村田康助委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 こちらの国のほうの交付金を受けて今後、森林経営計画という計画を立ててそれで間伐をしてまいりますけれども、そのときの間伐の面積というのは5ヘクタールということでかなり大きな範囲で間伐を実施することになります。

ですから、通常湯谷温泉に出しているような数百立方ではなくて、もっと500立方とか、そういった大規模な間伐を実施するということになります。

それから、先ほどの国の補助を受けての制約はないかということですが、こちらは愛知県のほうに基金という形で国の予算が県が基金としてプールしております、その中での執行となりますので、直接的な単年度の補助事業とはちょっと形態が違う事業となっております。

○村田康助委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了いたします。

次に、歳出7款商工費の質疑に入ります。

最初の質疑者、竹下修平委員。

○村田康助委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 それでは、7款1項3目、観光振興費、もつくる新城ドッグラン整備事業、41ページです。

(1) 事業内容の詳細を伺う。(2) 事業実施に至った経緯と今後の展望は。2点お願いします。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 観光振興費、もつくる新城ドッグラン整備事業、(1) 事業内容の詳細を伺うですけれども、もつくる新城ドッグラン整備事業につきましては、もつくる新城の東側に当たります交差点側の屋外ステアー

ジと言われる部分の一部撤去工事、ドッグラン整備工事、園路改修工事、雨どい設置工事を行うものです。

具体的には、撤去工事といたしまして、園路舗装、園路横断側溝、枕木ベンチし、ステージ舗装の撤去を行います。ドッグラン整備工事といたしまして、枕木を1段、人工芝、メッシュフェンス、シャワー水栓、ドッグトイレ、リードフックポール、ウンチボックス、表示サインの整備を行います。遠路改修工事といたしましては、U字溝の設置、グレーチングの設置、コンクリート舗装を行います。雨どい設置工事といたしましては、軒樋設置、ステージ部分コンクリート舗装を行うものです。

2番目の事業実施に至った経緯と今後の展望につきましては、もつくる新城は平成27年3月の開駅後、年間100万人以上が訪れる一大集客施設でありますけれども、年々その数は少しずつではありますが減少傾向にあります。

また、コロナウイルス感染症の影響により本年度は、入り込み客数の減少が見込まれます。奥三河観光のハブステーションとしての役割を担うもつくる新城の入り込み客数が減少することは、新城市はもちろん、奥三河観光に大きな影響を与えることから、観光需要を早期回復するためにも、もつくる新城への誘客促進は重要課題だと捉えています。

また、近年では犬を飼われている方が犬との旅行というものが一般的になっていることから、犬と楽しめる観光地がふえており、高速道路サービスエリアでもドッグランを併設しているところも多く、ドッグランは、犬を連れた観光客の休憩場所としての需要も高まっています。

今後の展望としましては、この事業はもつくる新城に新たな魅力を加えることで、新たな入り込み客の獲得を目指すものです。

また、もつくる新城は、特産品の販売や観

光案内など、本市のみならず、奥三河の魅力を伝える情報発信の起点であるため、相乗効果により、ほかの観光施設、事業者への誘客促進につながることも期待できると考えます。

○村田康助委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 まず、(1)についてですが、事業内容の詳細というところでイメージをお伺いしたと思います。まだ、ちょっと具体的なイメージが自分もついていない部分もあるんですが、もつくる新城の東側が今、段々の階段状のステージみたいになっていると思うんですが、あの部分がある程度撤去して平らに近いような形で、そこをフェンスで囲ってその中が犬が自由に走れるようなそんなスペースになるのかなというのをイメージしましたが、その認識について間違いがないか確認させてください。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 委員がおっしゃったとおりです。

○村田康助委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 ありがとうございます。その場合に、スペースとしては広さはどれぐらいの面積になりますか。確認させてください。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 広さにつきましては、およそ100平米になります。現況の約半分ぐらいだと思っていただければと思います。

○村田康助委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 100平米ということなので、ある程度の犬が走ることができる面積を確保できるのかなと思います。

ただ、この東側の部分については、交差点のほうから下りてくるときに、今までも冬場は凍りついてしまって、歩くところ。いわゆる園路のところ危険だというようなそういう報告も受けておりましたが、そういうところの対策というのも同時に実施されるのでしょうか。お伺いします。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 ただいま委員のほうから指摘のありました部分につきましては、凍るという部分ではU字溝を入れさせていただきまして、余水をはくこと。また、コンクリート舗装のほうも一部撤去させていただき舗装のほうも行いますので、そちらのほうで対策をとっていきます。

○村田康助委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 (1)については理解しましたので、(2)のほうに移りたいと思います。(2)では、この事業実施に至った経緯と展望をお伺いしましたが、私も高速道路のサービスエリア等でドッグランが併設されているサービスエリア等を最近よく見かけるのは確認しております。

ただ、答弁の説明の中にあつたように、誘客促進をするためのドッグランというのがちょっと自分もぱっとひもつかないところがありまして、ドッグランがあるからもつくる新城に行こうとは思っていないと思っていて、もつくる新城に来たときにドッグランがあれば、犬を連れて旅行に行っている人は便利で役に立つという。そのぐらいの認識なんですけど、ドッグランをもう少しもつくる新城の特徴あるものとして、何かイベントを企画したり、PRしていくようなそういったことも含めて誘客促進につなげていくのか。その点について確認をさせていただきます。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 委員のおっしゃったように、先ほど私がお答えさせていただいた中で、新たな魅力を付け加えるもつくる新城に行くということでそちらのほうでお客様の満足度を高めていくということに取り組んでまいりたいと思います。

○村田康助委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 また、ドッグランをそこに設置した場合に、もちろん犬が好きな方はいいと思うんですが、犬が苦手な方もやっぱり

お客さんとしていらっしゃると思います。そういう方とのスペースのすみ分けというか、余り駐車場からたくさんの犬を連れて行くときに、犬が苦手な方もいらっしゃると思うので、そういったところの配慮というのは何か対策、対応等を考えておりますでしょうか。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 現状、もつくる新城のほうに犬を連れてこられる方は正面入り口にテントが張ってあつたりするんですけども、そちらのほうで犬と一緒に座って飲物を飲んだり、五平餅を食べたりということをしているんですけども、これからはその方たちが後ろに回って行く。線路側のところを歩いて後ろ側に行くことによって、犬を連れてきた方と犬を連れていないお客様が分かれて食事したり、飲物を飲んだりというようなことがとれるものですから、その場合、移動する最中はどうしても駐車場の敷地内は犬が嫌いな方も接触することはあると思うんですが、食事されたり、飲物を飲まれるときは接触を避けることができると思っております。

○村田康助委員長 竹下修平委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 7款1項3目の観光振興費の観光振興事業委託料571万4千万円、これは湯谷温泉の顧客獲得に向けた内容となっておりますが、具体的にどういった形になっているのか。よろしくをお願いします。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 観光振興事業の委託料による顧客獲得に向けた内容につきましては、天竜奥三河国定公園、指定区域内の湯谷温泉エリアを健康増進の目的地とした、観光誘客を図るため、コロナ禍及びアフターコロナへ向けた誘客促進を実践いたしまして、新たな旅行概念にあわせたワーケーションのプログラムなどを開発による新規顧客層の獲得を目指すものです。

具体的には、湯谷温泉の泉質の調査業務では、専門機関や調査業務を依頼いたしまして、泉質の効能を旅行者により実感してもらうものです。効能調査では、プレゼンティーズムの観点からリモートワークやワーケーションで訪れた旅行者に実際に入浴していただき、心身に与える効果を検証するものであります。

次に、温泉入浴指導委員育成業務では、日本健康開発財団というところが実施しております。温泉入浴指導員の養成講習会を関係する事業者を対象といたしまして、湯谷温泉エリアで開催をいたします。

湯谷温泉を拠点としてワーケーションのプログラム開発業務では、健康増進を目的としたワーケーションプログラムを参加者へ提供するため、温泉地周辺でのアクティブなプログラム及び健康増進プログラムを開発いたしまして、パッケージ化し、ワーケーションを実践するものであります。

アドバイザー委託費は商品価値の高い湯谷温泉エリアの観光商品の開発を図るため、アドバイザーを招く経費であります。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 大体分かりましたけれども、まず最初のところで、温泉成分の分析や効果を明らかにしていきたいというふうに言ったんですけれども、過去を遡りますと、湯谷温泉の成分、そのものについては、効能も含めてきちんと結果も出ておりますし、そういうところをまずなぜ基軸にして行わなかったのかなという疑問がございます。改めて専門機関に委託するという今御回答をいただきましたがなぜでしょうか。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 湯谷温泉の泉質、今委員のおっしゃったように、過去にも調べておりますが、その過去の調査結果も踏まえまして、検討をし、泉質の調査が必要とならば、そちらのほうの調査を実施してまいります。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。次に、正しい入浴方法の指導要請ということも言われましたけれども、これにおきましても過去を振り返りますと、各旅館の中でも非常に熱心の方。もちろん当然皆さん熱心でございますけれども、かなりPR度が違う昭和の時代から平成に向けて効能についてもかなり力を入れた方々がいらっしゃいました。

当時からすると、時代とともに少し低下ぎみになっておりましたが、今回こういう形で、分析は別にしましても、効能そのものについて含めて正しい入浴の方法、指導員を設けると。これはすごく素晴らしいことであります。この指導員の養成についても、当然、関連する温泉旅館の皆様方が参加されるということでそういうふうにおっしゃっていましたが、その他においても進んで私もやりたいよと。こういうような方々もいらっしゃるとは思いますが、その辺についてのこういう取り組み方という。一つちょっとお考えを示してもらえればと思います。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 この事業は温泉地エリアと説明させていただいておりますとおり、飲食店、この地域の観光に関わる事業者の方たちには紹介をさせていただきまして、湯谷の温泉はいいよというようなことが語れるような方を育成する計画でありますので、委員のおっしゃったことも踏まえまして進めていきたいと思っております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。過去を余り振り返ってみてはいけないかも分かりませんが、徐々にこういう温泉という位置付を新たにもう一回再発見できるような取組というのは大変結構なことだと思いますし、それこそ過去を振り返りますと愛知県の老人保養施設がございました。あそこにおきましては、大変なリピーターが大勢いらっしゃったということで繰り返し、繰り返し、宿泊も含めてか

なりの温泉旅館街以上の実績を上げていて、そこからまた波及効果によって、各旅館が反映していた。こういうような時代がありましたので、一番そこの基軸のところになる愛知県のこの動きが当時を振り返るとこういう温泉の効用に力を入れておった。これは間違いないんです。久々にこういう温泉観光への取組というのが初心に戻る気持ちで私はちょっと今思い浮かべておったんですけれども、とにかくこの温泉の効用と温泉の観光客に結びつける力を、今回大いに期待をしたいと思います。余りこれを委託、委託でやってしまいますといけませんので、当然、役所の皆さんが率先して、担当部署が全面に出ていくと。なかなか過去に今までなかったものですから、そのところに力を入れてもらいたいなど。そんな決意でいらっしゃるのかどうか、最後に確認したいと思います。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 先ほどお答えさせていただきました。簡単に言いますと、泉質の調査、入浴の指導、ワーケーションのプログラミング、アクティビティな体験ができるようなワーケーションのプログラムだとか、健康に関するプログラムをつくる。アドバイザー委託とありますが、湯谷温泉を中心としたエリアの事業者を中心として協議会を作らせていただきまして、そちらのほうで地域にあった事業を進めてまいりたいと思っております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 次に入ってまいります。7款1項3目、観光振興事業の自然公園と管理事業41ページであります。観光施設等、維持管理事業の修繕費208万7千円。これについての内容を確認したいと思います。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 自然公園等管理事業の修繕料208万7千円の内容につきましては、天竜奥三河国定公園内にあります湯谷園地板敷の空調設備が経年劣化によりまして、修繕

が必要となり、128万7千円を。同じく湯谷園地にあります美谷の公衆トイレの手洗い槽が詰まってしまったため、そちらのほうの修繕として80万円計上したものであります。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 今、2つお答えしていただいたんですけども、修繕料の中身が2つありますよということですね。空調設備とトイレと。分かりました。

次に入ります。7款1項3目の観光振興費の湯谷温泉街振興事業。湯谷温泉の配湯事業。この修繕料として365万2千円が計上されております。同じく内容を確認します。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 湯谷温泉街振興事業の修繕料365万2千円の内容につきまして、こちらのほうは3つの修繕になります。天竜奥三河特定公園内において、温泉スタンドの修繕250万8千円、7号源泉ポンプの上部配管の取り替えで42万9千円、7号源泉ポンプオーバーホール71万5千円を計上したものであります。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 温泉スタンドのこの修繕状況なんですけれども、先週の雨が降った日曜日であります。夕方、久々に足湯に行ってみましたら、ストップしておりました。そういう状況で看板も立ってございましたけれども、実際、この温泉スタンドの修繕の中身はどんなのかなと。

昨今、年に一回は確か、温泉そのものの配当。スケールが当然たまりますので、これは大掃除されると思うのですが、これは年に一回かどうか確認をしておりますけれども、そういうスケールのためのこういう修繕が必要になったのか。ここも温泉スタンドのまず修繕というところで確認をしたいと思います。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 根本的な部分になりますが、制御盤が思うように作動しなくなった

ため、まずそちらのほうの修繕にかかる部分が大部分となっております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 ということは、この制御盤を修繕すれば、また復活するということでしょうか。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 制御盤を取り替えまして、地中部分にあります盤内の配管の部分も交換をする予定であります。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それでは、質疑を始めます。

歳出7款1項3目、観光振興費、もつくる新城ドッグラン整備事業、ページ数は41ページです。

最近では、高速道路サービスエリア施設内にドッグランサービスを展開しているケースをよく見ます。本市の道の駅もつくるにおけるドッグラン事業についてお伺いします。3点あります。

(1) この事業のコンセプトは。(2) 事業費1,670万9千円の主な工事内容と工期は。

(3) ドッグラン設置後の維持管理費の概算は。以上お願いいたします。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 まず、(1)番におけますこの事業のコンセプトはですけれども、もつくる新城ドッグラン整備事業のコンセプトにつきましては、竹下委員にお答えしたとおりであります。

2番目の事業費1,670万9千円の主な工事内容と工期はですけれども、こちらのほうも先ほど竹下委員にお答えしたとおりであります。工期につきましては120日間を予定しております。3番目のドッグラン設置後の維持管理費の概算につきましては、経常的な経費といたしまして、シャワー水栓の水道料、また、うんちボックスの処理の手に係る経費

が考えられます。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 竹下委員のほうに答えていただいた内容で大分理解のほうはできましたけれども、ちょっと不足部分で再質疑をさせていただきます。

今回のこのドッグランなんですけれども、東側の屋外ステージ。こちらのほうを半分ほど使用するという事なんですけれども、現在、この屋外ステージというのは利用は余りされていない状況なのかお聞きします。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 屋外ステージにつきましては、ゴールデンウィーク、また、夏の時期にフリーマーケット、よさこいの発表会のような形で使われておりますが、使われている回数といたしましては、年に数回程度という利用になっております。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 そうしますと今のお話ですと余り利用がされていない。できたらこのドッグランによって集客を図りたいという思いだと思いますけれども、今回、先ほど工事費用についてなんですけれども、こちらのほうは内容について竹下委員の言われましたように、外構というか。そういったところはフェンスを設け、中は人工芝を全部に敷くということでしょうか。それから、ネクスコ。高速道路内のドッグランなんかですと、ペット用の水飲み場とか、足洗い場、そういったものも完備しているところは多いですし、先ほどお答えいただきましたペット専用の排せつ物のごみ箱は設置されるということでしたけれども、御利用する飼い主の方が休憩するためのベンチなども結構設置されているところが多いんですけれども、そういった費用についても事業費のほうに含まれるような形で検討されているのかどうか。

それから、やはり不特定多数の方が来場されることになりまして、犬の入場制限という

のもかかってくると思うんです。ちゃんとした管理をされている犬であればいいんですけども、凶暴性があつたり、予防接種がされていなかったりとか、そういったちゃんとした管理がされていない犬もくる場合があると思うんです。このドッグランの管理については、誰か管理者を置くとか、そういったことは考えていらっしゃるのか。また、こういった看板。こういった注意を促す看板等の設置など、それから、夕方になりますと暗くなってきました。そういった場合の電源の件、本当に多岐にわたるんですけども、今、飼っていらっしゃる犬が大変高価なんです。その場合、大きな犬が小さいのにかみついてしまったとか、そういったことも出てくると思うんです。そのときに市の管理責任だとか、そういったものも心配されるところは十分あるんです。そういったことも理解した上で計画をされているかどうかということをお聞きしたいと思います。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 たくさん質疑がありましたので、順番に答えていきますけれども、フェンス内は全部人工芝を敷かせていただきます。面積に関しましては、先ほどお話しさせていただきました100平米程度になります。

ドッグランを御存じだと思うんですけども、どこに行っても大体人工芝でドッグランというのは作られております。それを見ている方が座るということは、自分の犬がかわいいのでなかなか犬をほっておいて、ベンチに座って見ているということはあり得ないんですけども、枕木のベンチがまだ半分その場には残っているものですから、休憩したければそちらの枕木のベンチのほうに座っていただけたらと思います。

入場制限を設ける、設けないというそのあたりのところは今回のネクスコ中日本とも相談させて、用意させていただいているものですから、今現在設置しているような事業者と

相談の上決めていきたいと思っております。

また、夜間の利用制限ですが、道の駅もつくる利用制限にあわせて、運営をしていきたいと思えます。

それと事故に対してですけれども、こちらのほうも、現在の指定管理者との話し合いでドッグランも必要だよということになっておるものですから、そちらのほうも指定管理者と話ながら、しっかりとしたものを決めていきたいと思えます。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 そういった細かいところまで結構話し合いをされているということは、今分かりましたけれども、何といたってもやはり不特定多数の犬ですので、心配なところというのは現実起こっているわけなんですけれども、そういったことを市が本当に管理者もそこに置かずにやっつけていいのかなということを私は心配しております。先ほどペット用の水飲み場とか足洗い場。これは設置をする予定でしたか。

今回のこの道の駅もつくるにドッグランを建設するというので、これはコロナ対策。この事業。新型コロナウイルス感染症緊急対策関連事業という形で設置されるわけなんですけれども、環境的になぜ作手の道の駅などは建設を考えなかったのかどうか。お伺いします。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 もつくる新城が観光課の管理する施設なので、もつくる新城には必要だと思って計画しました。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 しつこいように思いますけれども、やはりこういった他人の犬とか、今高価なのでそういったものを扱うには十分計画を練った上で進めていっていただきたいと思えます。

それでは、次に移ります。

7款1項3目、観光振興費、鳳来ゆ〜ゆ〜

ありいな管理運営事業、ページ数は同じく41ページです。

鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな老朽化が指摘され、修理改修が多くなっています。今回の各工事内容と金額をお伺いします。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな管理運営事業の工事内容と金額につきましては、3点工事をさせていただきます。自動火災報知機の設備の更新工事が93万5千円、屋根防水シート修繕工事が1,828万円、屋根天上張替え修繕工事が63万8千円を計上させていただきます。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 最近は大分ゆ〜ゆ〜ありいな設備自体も大分老朽化してきて修理箇所なども度々経費として、事業費として挙がってきているんですけども、先ほど丸山委員のほうで質問して湯谷温泉自体の観光促進において、ワーケーションプログラムだとか、健康増進、入浴の指導員、そういったものを設けて事業を進めていくという話が出ております。今回、このゆ〜ゆ〜ありいなですけれども、ここには運動施設もありますし、そういったゆ〜ゆ〜ありいなも含めた湯谷の観光というところを思っているんですけども、私はこの度々あるこの改修工事。そして、世の中、だんだん皆さん、新しい温泉施設に向くことが多くなっております。湯谷のゆ〜ゆ〜ありいなはちょっと古くなっておりまして、施設自体が。もう少しきれいな環境で若い子たちもくるような状況になっていくといいなとずっと思っていたんですけども、せっかくですので、この湯谷の観光を先ほどいろいろ誘客を図るようなシステムをやろうとしているわけですから、どうでしょうか。ここでゆ〜ゆ〜ありいなのほうお大幅なリニューアルとそういったものは、例えば、要望とか事業として考えていくということはないんでしょうか。

○村田康助委員長 澤田委員、それは今回の質疑と内容が違っていますので、一般質問のほうでやっていただきたい内容です。通告に従ってやってください。

○澤田恵子委員 今回、3点修理箇所がありまして、1,985万3千円。結構大きな金額ですので、こういったものを度々修理していくというよりも、今後、そういった形で修理費をリニューアルに充てるということは考えていらっしゃるかお聞きしたいです。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 先ほど丸山委員にお答えさせていただいたとおり、天竜奥三河国定公園のエリアにあります中心的なゆ〜ゆ〜ありいな。また、健康運動施設も併設しているということで、ゆ〜ゆ〜ありいな老朽化が今、委員から指摘がありましたけれども、先ほど丸山委員に説明したように、地域に関わる事業者の方たちも協議会。組織に集まりまして話を進めていく中で、ゆ〜ゆ〜ありいな存在意義だとか、今後の改修の計画だとかというものは同時に進めてまいりたいと思います。

○村田康助委員長 澤田恵子委員の質疑が終わりました。

4番目の質疑者、小野田直美委員。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、7-1-1、商工総務費、消費者行政事業、39ページです。

東三河広域連合8市町村が共同で行う事業だが、新城市にとっての利点は何かお願いします。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 当事業は東三河管内の各消費生活相談センターや消費生活相談室等との間をオンラインで結んでオンライン相談業務を実施することで新型コロナウイルス感染症の対応として、感染リスクの低減や電話では困難な消費生活相談業務を継続し、相談対応を相互補完することを目的としてお

ります。

新城市にとっての利点ではありますが、専用パソコンとタブレットが配備される予定でございますので、消費生活新城センターに多数の相談者が訪れ、お待ちいただく時間が長くなる場合は、別の会議室等から他の消費生活センターの相談員との間でオンライン相談が可能となります。

また、コロナ禍においては、消費生活相談の性質上、聞き取りが必要となる対面相談の利点を維持しつつ、感染リスクの低減が期待できます。万が一、消費生活相談員が感染し、ほかの相談員も濃厚接触者となり、消費生活センターを閉鎖せざるを得ない場合でも、ほかの消費生活センターとの間でオンライン相談が可能となり、相談者にとって利便性が向上するというふうに考えています。

**○村田康助委員長** 小野田直美委員。

**○小野田直美委員** 多数の相談者が来た場合、いわゆるバッティングした場合、ほかの相談者とオンライン相談ができるとか、感染リスクの低減、相談員に何かあったときにはほかの相談員とつながることができるということだと思います。

1点お聞きしたいのは、今後のことなんですけれども、新城市の特徴として非常に広域であるということがあります。実際、現在の相談は電話相談と対面の相談。この2つを行っているということなんです。例えば、出歩くのが難しいとか、説明することが困難な人のところへ、職員がタブレットを持って行って、そのタブレットを使って自宅から相談するというそのような方法というのは、可能になってくるのかどうかお聞きしたいと思います。

**○村田康助委員長** 山口商工政策課長。

**○山口貴司商工政策課長** タブレットについては、持ち運びが可能でございますので、そういった高齢者の方とか、独り暮らしの方とか、そういった方の自宅に職員が持って行き

まして、そこからオンラインでつないで相談業務ができるということも想定しておりますので、そういったことも可能になるかと思えます。

**○村田康助委員長** 小野田直美委員。

**○小野田直美委員** 電話相談ですと例えば、きた怪しげなはがきの文字を読んだりして、とても時間がかかるというお話を聞いたので、こういうのが来ましたというふうに見れば、これは怪しいなというのが一目で分かるということなので、今回、タブレットが入ったということでそれを大いに活用していただきたいというふうに思います。

では、続きまして、7-1-3、観光振興費、もつくる新城ドッグラン整備事業、41ページです。

先ほど整備内容とスケジュールについてはお聞きしました。そこで幾つか質問があるのですが、現在、一日何頭ぐらいの犬を連れてお客さんは何組ぐらいいらっしゃるかわかりましたらお願いします。

**○村田康助委員長** 加藤観光課長。

**○加藤宏信観光課長** 道の駅の駅長とお話をさせていただいて、犬を連れてお客様がふえているということの間違いないんですけども、一体何頭いるかは把握しておりません。

**○村田康助委員長** 小野田直美委員。

**○小野田直美委員** ドッグランができたということになれば、利用される方も多いと思います。現在、想定されている100平米のドッグラン。だいたい何頭ぐらい中型犬、小型犬、大型犬がいるんですけども、どういう犬種を何頭ぐらい入れる予定なのか。分かったら教えてください。

**○村田康助委員長** 加藤観光課長。

**○加藤宏信観光課長** 想定しております犬種は、小型犬。あとは、それを目的にくる方はなかなかいないであろうということを想定しております。小型犬で10頭程度を予定しております。

○村田康助委員長 小野田直美委員。  
○小野田直美委員 小型犬10頭程度を想定しているということですね。先ほど澤田委員のほうも聞かれたと思うんですけども、この管理というのは市の施設なので、市が管理者となると思うんですが、指定管理者がある。施設の管理は、すみません。ちょっと教えてください。  
○村田康助委員長 加藤観光課長。  
○加藤宏信観光課長 現在は、指定管理者道の駅のほうで管理していただいております。指定管理のほうへこのドッグランの施設も委託する計画であります。  
○村田康助委員長 小野田直美委員。  
○小野田直美委員 そうすると、例えば、清掃等々もそちらのほうからということになるのでしょうか。  
○村田康助委員長 加藤観光課長。  
○加藤宏信観光課長 先ほど澤田委員にお答えしたように、清掃、または、若干ですが水道を使われた水道料金もそちらのほうにお願いする予定です。  
○村田康助委員長 小野田直美委員。  
○小野田直美委員 先ほど澤田委員が維持管理費のところでは水道料とか、排せつボックスについて、維持管理費がかかりますねというところまでとまってしまったんですが、実際に大体幾らぐらいここを見積もっているのかを教えてください。  
○村田康助委員長 加藤観光課長。  
○加藤宏信観光課長 全く検討はついておりません。やってみなければということなんですけど、ざっくりいいますと水道に関しましてもそんなに使いませんし、ほかの部分の清掃業務のついででも済む程度だと私は思っております。  
○村田康助委員長 小野田直美委員。  
○小野田直美委員 最後になりますけれども、ちょっと細かいところ。ここの営業時間、いわゆるドッグランの使用時間というのは、も

つくる新城の営業時間と一緒になるのでしょうか。もし、なるとしたら先ほどありましたけれども照明です。冬になりますと4時を過ぎますと暗くなってまいりますので、そういう照明等々はつけていくのかどうか今後どうなんでしょうか。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 まだ、細部までは決まっておりますけれども、夜は閉園というんですか。ドッグランのほうも閉めるような形になるのではないかと思っております。

○村田康助委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

5番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、7-1-3、観光振興費、観光振興事業で39ページになります。新型コロナウイルス対策、アフターコロナの取り組みとして、公衆トイレ改修などに977万6千円とありますが、詳しい事業内容の内訳と予算額を伺います。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 観光振興事業の事業内容の内訳と予算額につきましては、委託料といたしまして、天竜奥三河国定公園を活用した誘客促進業務委託571万4千円、工事請負費といたしまして、公衆トイレ、手洗い等取替え工事が402万3千円を計上したものです。

委託料の天竜奥三河国定公園を活用した誘客促進業務委託につきましては、先ほど丸山委員にお答えしたとおりであります。

工事請負費の公衆トイレ手洗い等取替え工事につきましては、愛知高原国定公園、桜淵県立自然公園、天竜奥三河国定公園内の集客の多い公衆トイレを桜淵公園、鳳来寺山、湯谷園地、作手といたしますと涼風の里などの手洗い用の水栓を自動水栓に取り替えるとともに、水石けんディスペンサーをそれぞれ53か所に設置するものであります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 内容のほうは分かりました。

この内容は主に自動水栓に替えるというものでありますか。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 ともによくあります押すと石けんが出てくるという水石けんディスプレイというものをそれぞれ同時につけてまいります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 了解いたしました。このように手が汚染されないようにということで自動的な水栓に替えていくというように思えると思います。

個人的なことですが、こういったこと小・中学校も取り組んでいっていただきたいというふうに思っております。

次の質疑に入ります。7-1-3、観光振興費、もつくる新城ドッグラン整備事業です。41ページになります。

2点ございます。新型コロナウイルス感染症緊急対策関連事業として、ドッグランの整備事業、1,670万9千円が計上されていますが、主な整備内容について伺います。

2、どういう経緯でドッグランを道の駅もつくる新城に整備することになったのか伺います。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 1番目になります。もつくる新城ドッグラン整備事業の内容につきましては、先ほど、竹下委員、澤田委員、小野田委員にお答えしたとおりであります。

予算額につきましては、撤去工事では、335万3千円、ドッグラン整備工事では575万2千円、園路改修工事では、470万9千円、雨とい工事では289万5千円を計上するものです。

2番目の道の駅もつくる新城にドッグランの整備をすることになった経緯につきましては、先ほど、竹下委員、澤田委員にお答えしたとおりであります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑のほうをさせていただきますと思います。

非常に何ていうんですか。今、市民の思いというのはコロナ感染にかかるかどうかというのがすごく心配事項だと思います。そういう中でドッグランをつくるというふうになるということは、なかなか理解がしがたい内容ではないかなというふうに思っております。そういった観点からちょっと質疑をさせていただきたいんですが、先ほどの滝川委員の質疑の中で3密を避けるための緊急対策という当局の答弁もあったんですが、そのことと誘客を主に置いた先ほどの観光課からの答弁。そこら辺の整合性を教えていただければお願いします。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 コロナ禍の中でドッグランをつくってという話で密になるのではないかというお話だと思うんですけども、今回、観光課としまして、事業をさせていただくのは、誘客促進経済の循環、地域経済の循環を高めるということを目的といたしまして、この事業を実施しております。当然、3密にならないようにということで犬を連れてこられる方は後ろのほうに行ってくださいと。前のほうに、今までは犬を連れて一緒に食事をしていただくと分散するという効果は見込めると思っております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分散するということが、コロナ対策でというふうに理解をいたしました。今、このドッグランをつくらなければならないという緊急な事態なんではないでしょうか。それだけ今、道の駅に来ている人がいないと。また、これをつくれれば、ぐっと上がっていくと。誘客するんだという算段があるのか。もうちょっと来年とか、再来年とかでもこのものというのはいいのではないかというふうに思っている意見なんです。そんなに今、第二波が終息するかしないかという状況の中で、

今すぐにこのドッグランをつくらなければならないという理解がまだ僕はできないのですが、不要不急ではないかなというふうに思うのですが、それだけ深刻な打撃を受けて誘客の数が少ないというところの判断なのか伺いたいと思います。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 この事業につきましては、コロナ禍の中でウィズコロナだとか、アフターコロナ、新しい生活様式、3密ということを踏まえて、それを取り込みつつも安全にお客様を受け入れるというようなことを整えながら、その中でも観光施設だとか、観光事業者の方たちへ誘客の促進というものがつなげていけるようにということで、今、この時期に事業を実施するものです。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 私自身はもっとやるんだしたら、しっかりした感染症対策。店内のいろいろな手が触らないようにするだとか、つばが飛ばないようにするだとか、そういったところにもっともっと充実させるようなものであるんだしたら、ちょっと理解はできるんですが、ドッグランを今つくるというふうなことが本当にすぐさま経済がよくなっていくというふうな起爆剤になるのか。というところを思うとちょっと1,600万円で今やるべきかなというふうにまだちょっと疑問があるんですが、では、お聞きしますが、このドッグランの見込み数、データ等々は今はもっていないというふうに小野田委員のことで聞きましたが、本当にデータをもっていないのか。また、ドッグランをすることでどれぐらいの売上や誘客数を見込んでいるのかどうか。教えていただきたいと思います。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 データは毎日道の駅にいる駅長の肌感的な数字になってしまい、今現在、もっておりません。

それともう一つ、収入に関してですけれど

も、収入に関しては、ドッグランをつくったからといってお客様が余分にものを買ってくれるということはありませんので、犬を連れてこられたお客様が満足していただけるということは望めると思います。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 3密を避けながら、また、さらに地域経済対策というようなことでこの予算が入っているという説明だったものですから、いろいろな裏づけのデータを聞かせてもらったんですが、肌感覚のデータしかないということと、このドッグランをすることですぐに余分にものとかそういったものを買うわけではないものですから、犬や飼い主に満足を与えるところの答弁だったのかなと思います。今のコロナ禍の第2波、第3波がくる中でそれが今早急に補正で入れ込む予算かなというふうにちょっと疑問が残ります。

そこで私が心配するのはただでさえちょっともつくる新城の敷地というのは狭いというふうに当初から思っているのですが、その中にさらにこのドッグランをつくるということで100平米ぐらいのものの大きさという形で東側のところを占拠するということになるんですが、やはり今までやっていたイベント。年に数回ということですが、この間にいろいろな様々なイベント等をされてきたと思うんです。そういった多彩なイベントとかが今後できなくなってしまうという恐れは私はあるんですが、これまでのイベント等でのよかった点ということはもう一度評価のほうをお伺いできますか。先ほど答弁のほうでは年に数回だというふうなお話があったと思うんですが、資料によりますと、多彩なイベントということでキッズダンス、もつくるの歌謡祭とか、フロイブ、非常に好評だったということで五平餅サミット等あります。非常にたくさんの方が五平餅大会には来たということがありますし、また、キッズダンスでは、日頃の

練習の成果を披露したということで、親とかおじいさん、おばあさんが道の駅のイベントのステージのところに来た効果は大きかったというふうに書かれてあるものですから、集客につながったこういったイベントをやられていると思うんです。今回、そういったことをやっていた場所に半分ぐらい犬のドッグランをつくるということでちょっとここの整合性とよかった部分、イベントができていた部分。僕はやっぱり大事にするべきだと思うんです。そこら辺の今までやってきたそういった集客に効果が非常に大きかったと資料に書いてありますから、そこら辺の大事さとドッグランでそのデメリット。そこら辺の整合性等は考えているのか伺いたと思います。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 今現在の指定管理先であります名鉄レストランともお話をさせていただいて、ドッグランを整備していきたいという結論を出せていただいております。

また、今委員がおっしゃったように、このコロナ禍なので、確かにイベント、集客は図られていたけれども、これからは新しい生活様式になっていくということを踏まえて、名鉄レストランとも話し合いをして進めていく事業になります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 大きいスペースになるものですから、いろいろなそういった楽しみにしていた子どもたちも。ことはできないけれども、3密を回避しながら来年はできるかなとか、そういったサミットも来年はやるかなというような方々もいるかと思いましたが、今そういうふうにお聞きをしました。

また幾つか聞きたいのですが、今回、市民のアンケートとかをコロナ禍の時期に10万円の給付金とかをもらうときにアンケートはとっておりますが、今回、市民生活に影響する市民アンケートの中に、このもつくる新城道の駅にドッグランをつかってほしいという市

民からの声というのはあったのかどうか伺いたと思います。

○村田康助委員長 すみません。質疑の内容がちょっとずれていますので、新しく質疑をし直していただきたいと思います。

○浅尾洋平委員 ちょっとずれているという意味が逆に分からないんですが、つまり。

○村田康助委員長 ずれているというか、一回整理し直して。

○浅尾洋平委員 整理します。税金というのは、市民の声を聞いて、市民の困ったこととか、要求してほしいということに、実現としてやるというのが自治体の在り方だと思います。

今回、そういった税金を使ってドッグランをつくるという事業があがりました。このドッグランをつかってほしいという声はどこから発生したのかどうかというのを裏づけ。それを聞きたくて、例えば、市民のアンケートを私もやりましたけれども、アンケートをとりましたので、そこにはPCR検査をやってほしいという声がたくさんあったというのは聞いております。

そういった中でドッグランを税金でつくってほしいという声があったのかなかったのか。それとも、道の駅のスタッフの人がドッグランをつかってほしいという声があったのか。そこら辺のどこからの声なのか。その裏づけの発案者。それをお聞きしたいということですが、どうでしょうか。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 先ほども委員にお答えさせていただきましたが、名鉄レストランとお話をさせていただいて設置をするというふうに至ったものであります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。市民からではなく、名鉄レストランとお話をした声だということで、確認をいたしました。

実際にそういう危惧があると。半分になっ

てしまうと。今までのイベントもできなくなるのではないかと。キッズダンスや歌謡曲の話とかも以前よりかはすごく手狭になったことになってしまうのではないかというふうな危惧もあるのですが、実際に、今回澤田委員もおっしゃいましたけれども、犬が大型犬と小型犬がくると思うんです。その運用が本当にしっかりされるのかというところも話を聞いていて心配なんです。先ほど小型犬だけを10頭見込んでいるとお話になったんですが、これはもしかして、中にはドーベルマンみたいな大型犬やそういったものと混在するという想定はあったんでしょうか。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 大型犬、中型犬、小型犬が混在するという事は当然想定しております。表示プレートというものをドッグラン入り口にも張るんですけれども、そちらのほうに対象犬種はこんな犬ですというような表示をさせていただいて、大型犬、中型犬、また小型犬と混在しないような対策のほうはとっていきます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 プレートで注意喚起という形というお答えだったと思うんですがそれはどういことでしょうか。小型犬しかこのドッグランは使用できませんよというようなプレート表示になるんでしょうか。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 そのようになるかもしれないですし、中型犬と小型犬はいいかもしれないし、大型犬はということ、これから指定管理先の方と協議しながら進めていきたいと思っております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 かもということなので、ちょっと混乱しているのですが、小型犬をメインにしたドッグランの大きさになるかと思えます。今の課長の話だと。それ用につくるものですから、例えば、大型犬のセントバーナ

ードだとか、ドーベルマンとか、そういった犬が来た場合は、ちょっとお断りをするというふうな用途のドッグランになることでしょうか伺います。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 小型犬専用になれば、大型犬はお断りする形になります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。小型犬になるのかなという理解をいたしました。

通常では、大型犬と小型犬を混在するようなドッグランは非常に危険だというふうに聞いておりますので、やはり犬のタイプを絞った運営になるしかないだろうというふうに思っています。私も疑問をしておりますが、そういう形で非常にドッグランといってもそれを満たすような犬のタイプを狭めるということになるんだということになりますので、非常に使い勝手がなかなか難しいのではないかなというふうに思うのですが、そこら辺のドッグランの目的等の考えというのはどういふうに思っているのでしょうか。認識を伺います。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 ドッグランの整備等の内容、または、経緯だとかコンセプトにつきましては、竹下委員、澤田委員にお答えさせていただいたとおりであります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ドッグランを初め聞いたときにやることで地域活性化が上がっていくという形を聞いていたものですから、幅広い飼い主に満足がいくようなドッグランに1,600万円もつくるものですから、なるのかなと思ったら、小型犬で10頭ぐらいのドッグランというふうな形が見えたので、本当に起爆剤になるようなみんなが地域経済が潤うようなそういったものになるのかなと今不安を感じているというところでちょっとお聞きをしました。

看板だけだとマナーというか。その人のモ

ラルによるものになってしまうので管理者というのには必要かと思うのですが、大型犬が混じっていないかなとか、そういった監視員ではないですが、そういった管理のところは大丈夫なんですか伺います。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 先ほども澤田委員からも御質疑がありましたが、指定管理をお願いしている施設としっかりと検討させていただいて、その件は対応してまいりたいと思います。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

6番目の質疑者、滝川健司委員。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、7-1-3の観光振興費、DOS地域再生事業、39ページです。1点目、新城ラリー2021開催経費の増とのことだが、その新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の内容と予算額算定の根拠を伺います。

2点目です。予定される委託先をお伺いします。

○村田康助委員長 貝崎スポーツツーリズム推進課長。

○貝崎禎重スポーツツーリズム推進課長 新城ラリー2021につきましては、イベント等の開催に関するガイドライン等に対応し安心・安全な大会開催に向けて準備をしております。

具体的には、各会場において来場者の検温、連絡先等の把握をいたしまして、情報管理を行うことで感染拡大防止対策を行います。また、駐車場、シャトルバス及び各会場での消毒作業を行います。

なお、今後の感染状況により来場者数の制限についても検討しております。

予算の算定につきましては、新しい生活様式に基づく感染防止策の実施等に必要の運営計画等の策定及び、運営費用650万円、感染

拡大防止対策に係る来場者管理としての人件費及び消耗品等843万9千円、密回避のための観客輸送等の追加費用1,952万4千円、消費税344万7千円を計上しております。

予定する委託先につきましては、現在のところ、新城ラリー支援委員会に委託を予定しております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、再質疑をします。

こういった大規模なイベントの場合のガイドラインに従ってということなんですけれども、国のほうが屋内の場合の人員とか、屋外のイベントの場合の人員等は以前よりかは緩和されてきておるんですけれども、その緩和がどうなっているか、この開催時期が来年の3月頃として、その緩和の基準に入る規模となり得るのかという全く未知数なんです。その辺の大規模なイベント行事等に対するガイドラインとの関連で集客との関連はどのように理解しておけばよろしいですか。

○村田康助委員長 貝崎スポーツツーリズム推進課長。

○貝崎禎重スポーツツーリズム推進課長 今現在の状況ですと、屋内、屋外ともに5千人以下でやりなさいということ。また、全国規模で異動を伴うイベントで参加者が千人を超えるようなイベントにつきましては、事前に県と相談を行うということになっております。これは現在のところ、9月末までの市基準でございます。今後の感染拡大、もしくは、縮小の状況によりまして、こういった指針等も変わってこようかとは思いますが、新城ラリーについても例年、5万人近くイベント開催時には集まるイベントでございます。ある程度の入場制限というか。病気のほうではない観戦者数の制限を行いながらそのときのガイドラインに沿った形で開催していきたいというふうに考えております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 現状は、ニーズ5千人とい

うことなんですけれども、開催時期にそのまま維持されるのかどうか未知数な部分があるし、よしんば5千人のままでこれだけのお金をかけて開催する意味があるのかということ。前年度は無観客でやられたわけなんですけれども、今回、こういった3千万円以上のお金をかけてやるわけなんですけれども、対策としては検温だとか、ここ何とかというソフトかな。それと消毒というその程度の対策でこれだけのお金をかける必要があるのかということ。バスで密にならないように、乗客を少なくすることに経費がかかるのかもしれないけれども、問題は規模がどの程度になるのか想定できないということ。人数制限をどの場所で行うのかということなので、えらい来たけど入れないじゃないかという混乱を招きかねないというような状況が起きる。

それから、従来ですといろいろな協賛企業が協力企業に協力いただいて成り立っているわけなんですけれども、そういった企業の皆さんの協力がこの程度の対策で得られるのか。そもそも今まで協力してくれた企業が今回の開催に当たって協力いただけるかという未知数があるんですけれども、その辺についてもう少し回答をお願いします。

**○村田康助委員長** 貝崎スポーツツーリズム推進課長。

**○貝崎禎重スポーツツーリズム推進課長** まず、入場制限についてどのような形で行うかにつきましては、新城ラリーにつきましては、ほとんどパーク&ライドを利用して各駐車場からシャトルバスを利用してメイン会場である新城総合公園。鬼久保ふれあい広場につきましても、自家用車に乗って来場いただいております。おおむねここでの駐車場台数をある程度前売りの駐車券という形で台数を絞ることによりまして、総数としての来場者数をまず一点絞ります。

各会場の出入口につきまして人をつけていずれにしても検温が必要ですので、その場所

である程度来場者のコントロールをする。そのような形で考えております。

協賛関係につきましては、各企業の感触としましては、一番大きいトヨタ自動車グループにつきましては、開催に当たっては前向きに協力をしてくださるというお話は協議主催者のほうから聞いております。

その他、関係企業につきましては、駐車場を貸出しとか、そういった部分については、現在、調整を行っておるところでございます。感触としてはまだ先というか。期間がございましたので、状況を見ないと何とも言えないというようなことを伺っております。

**○村田康助委員長** 滝川健司委員。

**○滝川健司委員** 協賛企業の理解は得られている感触ということなんですけれども、従来どおりのやり方をするとかなり厳しいのかなと思うんです。協賛企業もどの程度協力いただけるかということ。飲食物なんかも今までのやり方では多分コロナの対策としてはまずいでしょうし、その辺の対策も必要になってくる。それらの対策は出店業者にお任せなのか。ある程度この実行委員会がそれらに指導なりするのかという課題も出てきますでしょうし、パーク&ライドで駐車券の前売り券という形で人数制限しても1台に何人乗ってくるのか。どこまで把握できるのか分からないし、かなり不安定な要素があるわけなんですけれども、いずれにしても開催。観客ゼロではなく、誘客した上でやりたいという希望は分かるんですが、それがうまくいけばいいし、何かあるとえらいこと。時期的にも冬場でインフルエンザの関係もあるでしょうけれども、冬場でコロナがどういう状況になっているかということでもまた心配な部分があるんですけれども、そもそも前年度というか。今年の3月は無観客でやったけれども、来年は誘客してまでやろうという判断に至ったその辺のプロセスの中でそういった課題は全てクリアしたのかどうかというのは甚だ疑問なんです。

どうしてもやりたいということ、やらなければならないこと、やりたいということ、やってしまったということでもまた違うと思うんですけども、その辺の政策決定の判断というのはどのレベルでやられたのか確認します。

○村田康助委員長 貝崎スポーツツーリズム推進課長。

○貝崎禎重スポーツツーリズム推進課長 新城ラリー2021につきましては、先ほど来、申し上げておるとおり、来年3月の開催ということで実際にどういった形で無観客でやるのか。中止するのか。人を入れて開催するのか。こういったことを含めて最終的には2021年の1月頭ぐらいになるかと思えます。それはこのコロナの状況によってということでございます。

ただ、このコロナ禍にありまして、新しい生活様式に基づいて安全なイベントを開催する一つの形づくりとして、開催に向けて前向きにいろいろな対策をとりながら開催する方向で準備を進めておるところでございます。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 その判断が来年、2021年1月の状況で再度検討した上で判断する。それはコロナがどういう状況になっているかによって左右されるということを確認できました。

WRCのほうも急にコロナの関係で。要するに外国からの人が入ってこれるのかなど。中止になったんですけれども、期待されていたので非常に残念なんです、それにかわるイベントとして関心があるし、ぜひ、開催するための準備というのは徹底しておいて、万全の体勢をとっていただきたいというのは十分分かりますけれども、かといってその判断するときに慎重な判断をお願いしたいと思います。

それから、委託先ですけれども、委託先は実行委員会と例年実行委員会という形で、実行委員会という実態のない実行委員会といていいのか分からないんですけれども、よく

分からない実行委員会です。そこに対策といっても、先ほど言った検温とか、駐車場の消毒だとか、バスの消毒だとか、どこまでこの実行委員会がどこまで対応できるの。実行委員会からさらに委託をしないとできないような対策、対応があるのか。その辺はいかがでしょうか。

○村田康助委員長 貝崎スポーツツーリズム推進課長。

○貝崎禎重スポーツツーリズム推進課長 具体的な対策内容等は、先ほどお話をさせていただいた内容と消毒、それから、いろいろなことがございます。その中で特にバスの手配等につきましては、恐らく難しいのかなと考えております。そのあたりは県、競技主催者、新城市等で構成しております実行委員会等も含めて考えながら関連する旅行者になるんですか。そういったところにバスの手配等はせざるを得ないのかなと考えております。ですので、全てを実行委員会のほうでというのは難しいというふうに考えております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 7-1-3の観光振興費につきましては、板敷の空調、トイレ、洗面の修繕ということで、先ほどの丸山委員の回答で分かりましたので取り下げます。

○村田康助委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

山田委員。

○山田辰也委員 では、関連質疑で一点お聞きします。

歳出7-1-3のドッグランの件なんです、私、話を聞いていまして、8年か9年たつんですけれども、当時議員だったんですが、このとき道の駅をつくったらどうだという話をしたときに却下されたことを思い出します。今話を聞いて3密対策という話とか、経済対策の中でどうも答弁が整合性がないじゃな

いかと思ひまして伺うんですけれども、先ほどの話の中では集客はあるかも分からない。お土産の売上が上がるかも分からない。管理もしっかりどうなるか分からない。小型犬も中型犬もまだはつきり分からないという話なんです。これでは整合性ができていないと思うんです。1,670万円の費用も使って費用対効果が出ないようだったら、この事業については納得ができません。

まず、私が聞くのは、しっかりした費用対効果が出せるかということをもう一度伺いたいと思うんです。こんなことでは工事をするための土木事業のための対策のように見えてくるものですから、どういうドッグランで費用対効果が出るかということの説明してください。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 山田委員の質問にお答えさせていただきますが、先ほど初めに竹下委員にお答えさせていただきました今後の展望という話になるんですけれども、もつくる新城に新たな魅力、その分がドッグランになるわけなんです、そういうのでお客様の満足度を高め、また、もつくる新城は奥三河の情報発信を伝えるということで、あそこから相乗効果によって誘客促進につながっていくというものという部分が効果になると考えます。

○村田康助委員長 ほかありますでしょうか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

ここで説明員入替えのため、再開を6時15分とさせていただきます。

休憩 午後6時05分

再開 午後6時15分

○村田康助委員長 休憩前に引き続き、委員

会を開きます。

歳出8款土木費の質疑に入ります。

最初の質疑者、佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、8款3項1目の河川費、緊急しゅんせつ推進事業、43ページであります。

緊急対応しなければならない理由と工事内容を伺います。

○村田康助委員長 天野土木課長。

○天野充泰土木課長 緊急しゅんせつ推進事業につきましては、近年、全国各地で発生しております河川災害に対する防災対策といたしまして、今年度から国が新たに創設をした事業でございます。本市におきましても特に土砂の堆積が著しい市内の12河川について5か年でしゅんせつを計画しております。その初めとして本年度は平井地区の沖野川と作手高里地区の草谷川において堆積土砂のしゅんせつを行わせていただくものでございます。

○村田康助委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 ありがとうございます。河川のしゅんせつ工事にあつては、以前、一般質問で質問させていただいたときには、基本的には確認していただいて、すぐにやるころはないというような御回答だったと思いますが、その中で中期的、長期的な計画の中で進めていかれるということ伺っておりましたので、国の防災対策事業の中に組み入れながら今5か年で12河川の計画をされているということでありますが、ちなみに、5か年計画の中で今年度は今回の2河川なんです、この後分かれば、5か年計画ちょっと簡単に分かる範囲で教えていただければと思うんですけれども。

○村田康助委員長 天野土木課長。

○天野充泰土木課長 先ほど12河川ということで今計画しておるというお話をさせていただきました。その河川名をお伝えさせていただきます。準用河川、大峰川、普通河川、新戸

川、普通河川、連吾川、普通河川、臼子川、普通河川、善部川、準用河川、巴山川、準用河川、久保川、普通河川、菅沼川、普通河川、滝ノ入川、普通河川、小河寺川、今のところ以上の12河川について堆積が多いということで計画を予定しております。

○村田康助委員長 佐宗龍俊委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 8款2項2目、道路維持費、41ページのところであります。この中に修繕費804万9千円及び工事請負費の1,105万3千円がございます。この内容について確認をしたいと思います。

○村田康助委員長 天野土木課長。

○天野充泰土木課長 修繕料の内容につきましては、側溝の修繕が七郷一色地内で4メートル、大野地内で26メートル、作手鴨ヶ谷地内10メートル、作手守義地内で8メートルを予定しております。

また、今後発生する緊急修繕に対応するための費用も計上しております。そのほかで現場作業用の発電機の修繕を予定しております。

次に、工事請負費につきましては、舗装修繕工事を豊島地内で228平米、東新町地内で158平米、側溝設置工事を東新町地内で41メートル、路肩修繕工事を作手保永地内で8メートルを以上予定しております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 一遍に書きとれませんのでまた教えていただきたいと思いますが、この中で側溝だとか、舗装等々修繕していただくわけではありますが、特に昨今、専決処分でいろいろと議案等が出てまいります。自動車の側溝蓋の跳ね返りによっていろいろな事故も起きたり、これは道路パトロールでしっかり管理を今後もなさっていくということで御回答いただいておりますけれども、この中で十分そういう意味合いの中で反映されているかどうか。この予算が補正予算の中で、この

ところの確認をしたいと思います。

また、それによってそういう事案が少しでも解消されればいいものですから、解消される方向へ努力として今回の予算付けされているかどうか。これも含めてお願いします。

○村田康助委員長 天野土木課長。

○天野充泰土木課長 今回の予算、特に側溝の修繕につきましては、現在ある傷んできておるものの修繕になります。入替えて蓋のないところを蓋のあるものにするであるとか、そういったところはおのずと蓋がないところではそこへ落ちてでの車の損傷、そういった危険もあるような箇所も当然含まれております。

また、地元からの強い要望によるものもございます。そういった内容でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 次に入ります。8款2項3目の道路新設改良事業の交通安全施設整備事業についてであります。工事請負費として1,433万7千円が計上されております。この主な内容についてお尋ねします。

○村田康助委員長 天野土木課長。

○天野充泰土木課長 交通安全施設整備事業につきましては、地元要望による緊急性の高い箇所につきましては、反射鏡の設置を16か所、それから、区画線設置を1,152メートル。ガードレール設置を97メートル、市内一円で予定させていただいております。

また、公安委員会による信号機の設置活用や横断歩道設置箇所が予定されております。その中で道路管理者が行うべきところを警察と協議によって行う安全対策工事を市内で4か所予定しております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。交通安全というやはり先ほど御回答にもありましたが、地域の要望について整理そのものがどのようにやっておられるのか。ある地域によっては

なかなかやっていただけない、ある地域は即やっていただいた。こういうような格差という言い方はいけませんけれども、そここのところの検証も含めてきちんとやっていただきたいと思いますがどうなんですか。

○村田康助委員長 天野土木課長。

○天野充泰土木課長 地域の要望に対しましてのすぐやらせていただく案件、また、その要望になかなかお答えできない案件、そういったものがどうしても出てきてしまいます。そちらにつきましては、今要望の内容を緊急性、重要性、経済性、こういったところを加味しまして、3つの優先順位に分けさせていただいております。A、B、Cということで、Aと付けさせていただいたところはできるだけ早く対応をしなければいけないところ、そういったものも付けさせて地元要望には御回答文書でさせていただいておるところでございます。特にその中でAというふうに御回答させていただいたものについてできるだけ迅速な対応をさせていただいているものでございます。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 了解しました。それぞれまた、各地域によって要望の格差というのがどうも出ているように、私が確認をしておりますので、また、その辺の精査をお願いするようにしますので、また、お願いします。

次の8款4項1目の都市計画総務費、都市緑化推進事業、43ページであります。ここに補助金として17万円がございます。これについての内容を確認したいと思います。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 都市緑化推進事業につきましては、愛知県が行うあいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金を受け実施するものです。具体的には、八名地区の市民団が行う市民参加緑づくり事業で花の寄せ植え講座にかかる講師派遣費用、花や土などの材料費です。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。この補助金については、県の関係で緑づくりの事業ということで今確認させてもらったんですけども、特に市内には県外の各市と協調しながら連携しながら、花づくりいっぱい運動とか、いろいろなことをやってみえる地域があります。

特に東新町地域においてはまちづくり協議会が設置されてずっとこの間やっておられて、富士市との交流ということでかなり大々的にイベント。また、人員的な交換。派遣をされたりしてやられておるようではありますが、このようにこの新城市を都市緑化という位置付けをおきながら、ある程度こういう方向で進めていただきたく私思うんですけども、一方、昨今、一般質問の中でも質問がございました。澤田委員からもこのイチョウの木の伐採だとか、ツツジの伐採だとか、一方、反比例するようなこういう市内の状況があります。新城市としてはどういう方向を目指していくのか、この都市緑化の推進事業として位置付けるならば、そういう方向で新城を花いっぱいにしてしまおうじゃないか。新城はすごく緑いっぱいにしてしまおうじゃないか。そういう方向がどうも見えてこない。だから、私は今回の質疑のところでも重みを置きたいんですけども、この新城どういう位置付けになっているのか確認したいと思います。

○村田康助委員長 星野建設部長。

○星野隆彦建設部長 きょうも一般質問のほうで御答弁させていただきました。イチョウの木の伐採につきましては、特に交通安全上を重視して、また、災害等の対応ということでそちらのほうに重点を置いてさせていただいている事業であります。

また、先ほど委員のほうから例として出されました新町まちづくり協議会のほうへは今、特に新町線を中心として活動をしていただいているわけでございますけれども、そちらの

ほうにつきましては、同じ都市計画道路である道路でございますけれども、新町まちづくり協議会のほうが自主活動といたしまして、桜の木を植え、また、花壇等を置いていただいて事業のほうを進めております。今までそれについての市としての支援というものを当然しているわけでございます、そこの違いということも多分御指摘の一つだと思うわけでございますけれども、自主的にその地域の人たちが管理をさせていただいているものにつきましては、市といたしましても、積極的に関与していく必要があるかというふうに思います。

入船線の場合はそういう事態ではないかということがございますけれども、全体的な交通量。また、その構造的なもの等々を考えますとこのような状況ということで入船線のほうは伐採というような方法をとらせていただいたということで御理解願いたいというふうに思います。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 8-4-1、都市計画総務費、新城駅南地区整備事業、43ページ。労務費の上昇、路床工、安全対策の変更ということですが、その要因をお伺いします。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 労務費上昇につきましては、令和2年2月14日付で国から技能労働者への適切な賃金水準の確保についての通知があり、直轄工事等における特例措置の内容が示されました。内容は、令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価が2月14日に決定・公表されたことから、令和2年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、令和2年2月29日以前の公共工事設計労務単価を適用して積算しているものにおいては、新労務単価に基づく請負代金額の変更の協議を受注者が請求できるというものです。新城

駅前広場整備工事その2は、旧労務単価で積算の上入札を行い、3月19日に本契約を締結していることから、新城市建设工事請負契約約款第53条の規定に基づき、対応するものです。

路床工につきましては、当初、セメント安定処理工法による路床改良を予定していましたが、設計に基づく配合試験の結果、想定より地盤が軟弱であることが判明したため、試験結果に基づき再設計を行った結果、砕石による置き換え工法が最善であると判断したため、変更を行うものです。

安全対策につきましては、本工事の施工に当たり、公安協議において、極力通行止めは行わないこととされたことから、市道的場宮ノ西線を先行して整備し、供用しながら駅前広場、駐車場等の施工を行うこととしました。このことから、市道的場宮ノ西線を通行する自動車、歩行者等の交通安全対策として仮舗装工を新規計上したものです。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それぞれをお伺いしますけれども、労務費の上昇は幾らだったのか。路床工が幾らだったのか。また、安全対策によってどのように増加したのかお伺いします。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 具体的な金額ということではよろしいでしょうか。

上昇率につきましては、労務単価以外のものについても単価が変更されておまして、全体で約2.5%の上昇となっております。具体的な金額としましては、労務費につきましては約200万円の上昇です。それから、交通安全対策につきましては180万円、地盤改良につきましては、約40万円の上昇となっております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 金額は分かりましたけれども、変更金額とか今の数字であうのかな。500万円と言われて足すと420万円なのでちょ

っと足りないけれども、またあとで言ってください。

この国の見直しの通知ということで旧単価で積算して予算立てて発注したもので契約したものは見直すことはできるということ。かつ、受注者の申出によりということは、申出がないものはもうやらないということ。例えば、今回、適用するのはこの新城駅南地区整備事業だけが該当したのかということだけ確認します。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 今回は、この駅南整備事業のみの該当であります。発注は年度またぐ発注でして、積算の時期が11月頃の積算になっておりますので、どうしても旧単価になってしまったというところです。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 年度をまたいでいるということ。都市計画はこの工事だけ。この労務単価というのは、ほかの土木だとか、いろいろな分野にわたっていると思うんですけども、そういうのに該当するのがあったとしても申入れがなかったと解釈すればいいのかなと思ってたんですけども、その辺についてもちょっと答弁していただけるような。路床工もセメント安定から碎石に置き換えたというけれども、事前調査でその程度は、ある程度ははっきり。以前にもこういうことがあったような気がしたんですけども、事前調査でその辺からすれば、こういうことはなかったと思うんですけども、その辺の事前調査は十分にされていたのかどうかについてはいかがですか。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 事前調査は11月頃に行っておるんですが、その2工事につきまして、積算が試験よりも以前に設計を組んでおりまして、そこに反映できなかったというところがあります。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 その調査と設計のタイミングがずれているというやり方はまずかったと思うんです。さっき言った他の所管する分野でこれに該当する工事はなかったということによろしいですか。

○村田康助委員長 天野土木課長。

○天野充泰土木課長 土木課のほうでは該当する工事はありませんでした。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 先ほど200万円、40万円、180万円で420万円。500万円、あと80万円はなんでしょうか。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 排水施設の擁壁の関係で排水処理にかかる費用で32万円です。あとは細かいですが、桜の木の伐採料の確定というところで3万円、すみません。あとは今手持ちの資料にはもちあわせておりませんので、またお答えさせていただきます。

○村田康助委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

山田委員。

○山田辰也委員 8-4-1、都市計画総務費、都市緑化推進事業、43ページで1点関連質疑をお願いします。

丸山委員の関連質疑になります。

8款の都市緑化のことです。これは先ほど丸山委員の中でもあったんですが、緑化のことについて県からの森とみどり税からもらっていることなんです、17万円というのが花ということだったんですが、この新城市も緑多いところなんですけれども、やはり前からよく話に出たイチョウの木なんですけれども、街路樹については安全性とかそういうものは確かに理解できるんですけども、当市の街路樹に対する緑化。これの取り組みについて伺いたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○村田康助委員長 星野建設部長。

○星野隆彦建設部長 街路樹の緑化についての新城市の方針ということでございますけれども、道路をつくるに当たりまして、新城市が基準としているものは、愛知県の道路基準によって考えているものでございます。その中で街路樹等の整備というものは記載されているわけでございますけれども、それはほとんど4種道路というものが該当するものでございます。今は4種道路についての整備というものは新城市としては終わっていて、整備しておりませんので、具体的なものはもしやるとしたらそれに基づいてやっていくという形になろうかと思えます。

○村田康助委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳出8款土木費の質疑を終了します。

次に、歳出9款消費費の質疑に入ります。

質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 9款1項3目の消費費、災害対策費の新型コロナウイルス対策事業についてであります。

これを見ますと消耗品として323万2千円。これは備品購入費381万7千円。こういうふうに計上されております。この内容及び対象となる避難所。これについてお尋ねします。

○村田康助委員長 小林防災対策課長。

○小林義明防災対策課長 新型コロナウイルス対策事業に係る消耗品、備品購入費の内容でございますが、消耗品は不織布マスク、手指用消毒液、フェイスシールド、蓋付きごみ箱、エアベッドなどでございます。

備品購入費は、飛沫飛散防止用パーティション、非接触型電子体温計、区画型ルームテントでございます。

また、対象とする避難所ですが、5月補正予算により資機材を整備した避難所12か所を除きました未整備の避難所26か所分として対

象としております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。避難所の最後のところですけども、5月の補正でありましたので、これで避難所対応については満了であると。再度確認します。よろしいですか。

○村田康助委員長 小林防災対策課長。

○小林義明防災対策課長 日頃は12か所、風水害でおりますと12か所を開設することが多いということではありますが、日頃開かない分という形で38か所分を入れるということで普通のときは流用するというのはおかしいですが、風水害のときにはそちらのほうにシフトして使うというような形で集中管理をしたいと考えております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳出9款消費費の質疑を終了します。

第10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、10款1項3目、教育指導費、学校情報システム管理事業、資料47ページであります。

1点目、教員用として導入をされる理由。

2点目、令和元年度に学校管理費としてパソコン79台、小学校49台、中学校30台との整合性についてお伺いします。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 1点目の導入の理由でございますが、今回の補正予算では、各学校に配備している教員が事務を行うための校務用パソコンの購入を計画しております。

これまで、校務用のパソコンにつきましては、故障や不具合が生じた場合には、学校事務に支障の無いよう代替機と交換して、故障

した機械を修繕して対応しておりました。近年、マザーボードの交換や複数箇所の故障により修理費が高額となる修理内容が増えてまいりました。修繕をするよりも新規に購入の方が経済的と判断し、代替機を購入することとしたものでございます。

2点目の令和元年度に購入したパソコン79台との整合性でございますが、現在、教員に配備しております教員のパソコンにつきましては、平成29年のWindowsビスタのサポート終了の対応として、平成28年度に290台をWindows10に更新をしました。

また、令和2年のWindows7のサポート終了の対応として、令和元年度に79台についてWindows10への更新を行ったところでございます。

今回のパソコン購入につきましては、平成28年度に購入したパソコンの故障、不具合が発生しているものに対応するために購入を計画しているものでございます。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 128万円のパソコンでありますので、ちなみに何台。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 代替機で10台を計画しております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 平成28年の導入のものをマザーボードが悪いからということで教員の校務用にとということですか。平成28年というとまだ3年しかたっていないわけですが、聞き間違いなんですか。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 平成28年度に更新したのにつきまして故障のほうが、マザーボードの故障が発生しておりますので、今回、更新をするものです。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 もう一度確認します。

個人の所有であっても、平成28年に取得し

たものが令和2年。要するに29、30、元年、2年の途中ということではありますが、簡単に故障するのでしょうか。マザーボードまで。ここはどうも不可思議なんです。マザーボードの修理がかかるのはよく分かるんです。だけど4年間で市が自信をもって先生の校務用に導入したパソコンがこんなに簡単に使えなくなるということが不思議なんです。なんかそこに導入する企業、メーカー等に問題があるのではないかなと思うんですが、それも平成28年に入れた8台、今度は10台ということではありますが、1台、2台ができるのなら分かるんです。8台、10台そろってというのはいかがなものかなというふうに思われますが、細かいことは多分、現場でないと分からないと思いますので、請井課長はいい、そうでした。もう一度、市の備品であるので、3年、4年で交換ということは民間の個人では考えられないということだけは思いますが、その点だけお答えください。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 一気に10台壊れたということではなく、各1台1台のところ290台のうちの1台ずつの中の期間で壊れ修繕の見積りを出すと新規購入に近い額のいわゆるマザーボードの交換というものが出てきています。

これは本人の使い方というのかもしれませんが、その辺はあるかもしれませんが、今回、修理を出しますとそういう結果になって、比較しますと修理よりも購入のほうが経済的ということで今回、お願いをするものでございます。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 学校の先生が使われるものでありますので、子どもと同様に大事にしていきたいなと思います。

次にまいります。同じく10款4項2項、文化振興費、地域文化広場改修事業でございます。資料は51ページ。

ここでは3点お願いします。1点目、外壁タイル剥離による落下防止の改修は施設敷設のタイルの全てであるのかどうか。2点目、タイル剥離落下防止改修工事の詳細について、3点目、今後、危惧される補修・改修箇所の確認の有無についてお伺いします。

**○村田康助委員長** 鈴木隆司生涯共育課長。

**○鈴木隆司生涯共育課長** 3点御質問いただいておりますので、順次、お答えさせていただきます。

まず1点目の改修箇所はタイルの全てかということですが、今回の改修は、昨年度行いました建築基準法に基づく定期調査の結果、文化会館のタイル壁面の複数箇所に浮き、ひび割れが見つかったことから行うものでございまして、タイルが敷設してありますほぼ全面を対象に、工事受注者による全面打診施工数量調査。落下のおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診調査を行った上で施工箇所を確定し、落下防止の処置を行うよう考えております。

2点目の工事詳細でございますが、今回の改修工事では、タイル工事及びシーリング工事を予定しております。

タイル工事では、浮きのあるタイルをアンカーピンで固定したり、ひび割れのあるタイルの張替えを行います。

また、シーリング工事につきましては、主にはタイルが張られている壁面の目地部分やサッシ廻りを施工します。

3番目、今後、危惧される補修改修箇所の有無でございますが、先ほど申しました昨年度に行いました建築基準法に基づく定期調査の結果では、今回改修工事を行う外壁のほかにも、改修や修繕が必要な箇所について報告を受けておるところでございます。

また、指定管理者からは、建物・設備の定期点検や日常業務で見つかった劣化や不具合について、適宜、報告を受けているところでございます。

今後もこれらの報告をもとに、緊急性が高いと判断したのから予算措置を行い、改修工事を順次行っていきたいと考えております。

**○村田康助委員長** 山口洋一委員。

**○山口洋一委員** それぞれの答弁をいただきまして恐縮であります。特に、打診によるたたいてコンコンたたいて、浮いているよね。ここはいいよねということで、多分、確定をされてそれで張替えをされるという理解でいいと思うのですが、実は、勤労青少年ホームあるとき突然壁がぽとっと落ちました。ああいうことになるといけないので、中途半端な工事ではなくて、本当は全面的にやるべきなんですよ。お金がかかっても。やっておかないと6,300万円かけて一部は直りました。これはいいと思います。ところが、また2、3年たったらまた浮いたよね。また、浮いたよねとやっていると最後には2億円ぐらいかかるんです。3年ぐらいただったら6千万円ずつかかって1億8千万円ぐらいで2億円ぐらいですよ。だったら今、1億5千万円をかけて全面にやった方がいいということになると思うのですが、そこら辺はいかがなものなんでしょうか。特にこれは偶然コロナの対策ではありませんが、図書館も近くにあるということになりますと、やはり市民の方の生命と安全を保つために、例えば、もしそこに集まって逃げてくる方がいるかも分からない。大災害。そのときに中途半端な工事をしたために、タイルの壁が落ちてしまった。それではいけないと思うので、こういうものこそ中途半端ではなくて、完璧なものをやろうということではできないのでしょうか。

**○村田康助委員長** 鈴木隆司生涯共育課長。

**○鈴木隆司生涯共育課長** 先ほどどの部分を改修するかということで御答弁させていただきましたけれども、工事受注者によってタイルのほぼ全面の打診をして、施工場所を確定しますので、ほぼ全面に足場を組みまして、ハンマーでたたいてその浮きをチェックをい

たします。浮きがあった部分。ひび割れがあった部分の改修を行うということですので、先ほど山口委員が言われるように、一応、調査の結果、支障がある部分を施工するということですので、全面的に一度きれいになるという認識でございます。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 全面的にきれいになるという答弁でありますので、では、一部残る部分もあるよということでもいいのでしょうか。今、打診をして浮いた音がしないからここはいいよねということそのタイルは残るといふことがあるんですか。

○村田康助委員長 鈴木隆司生涯共育課長。

○鈴木隆司生涯共育課長 打診をして異常があった部分は全て施工しますので、ただ、調査をする部分が今現状タイルが張ってある壁面全てではなくて、一部施設と施設の谷間にもタイルが張ってある部分がございますので、その部分については、人命等に被害が及ぶことはありませんので、その部分を除いてほぼ全面。人命に危害が及ぶと思われる面については、全て全面打診して調査を行い、改修を行います。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 いいことを聞きました。谷間といいますので、実は、ああいう施設というのは、例えば、今テレビモニターがありますが、あそこから水が漏れているね。では、上にのぼって行って真上の切羽を見てもここではないよねというのが実はあるんです。今、うちの事務局の職員がお見えになる裏の辺から漏れてきて切羽を渡ってずっときて垂木を渡ってここまでくるといふ水の流れもあるんです。ですので、特に谷というのは一番危険な箇所でありますので、完璧に業者がしっかりしておればいいんだけども、多分、ちょっと余分なことを言ったなと思って見えると思うんですが、そこが大事なんです。谷の部分の盲点なんだから、そこまで含めてやっ

ていただくということが欲しかったなと思います。いかがでしょうか。

○村田康助委員長 鈴木隆司生涯共育課長。

○鈴木隆司生涯共育課長 すみません。谷間という言い方。表現が悪かったです。施設と施設の間になっておって、人の通行が全くない部分にもタイルが張られております。その部分は仮に浮いて落下しても全く人的に被害がありませんので、建物と建物のこの面については調査をしない。こういう谷間を意識して今答弁したわけではございません。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 分かりました。そういうことだという部位の谷ではなくて、人が通らない谷だということではありますが、先ほど申し上げましたように、恐らくそういうところも剥離に近いわけでありまして。特にそれが北側を向いているということだと隙間から藻が生えて。民間のうちでもありますよね。北側のほうが緑の藻がたくさん湧くんです。南側、太陽がよく照るほうは湧かないというのが一般的でありますので、ああいうところはサイディングがどうしてもコーキングが劣化していくということですので、そういうことも含めるとやはり全て見ていただいたほうが良かったのかなというように思いますので、お願いをしたいと思います。

また、次のときに多分出てくるだろうが、やる時にはしっかりやるというのが大事だと思います。

では、次に、10款4項3目、文化財保護費、設楽原歴史資料館改修事業、資料53ページがありますが、まずここで3点あります。

1点目は、文化財保護とした根拠、款項目の目を。そして、空調設備改修でのその効果。要するに、文化財保護として空調の改修をした効果ということでお伺いします。それから、当該工事の設備改修工事の詳細。以上3点です。

○村田康助委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 3点御質問いただきましたので、順に御答弁申し上げます。第1点目、目を文化財保護費とした根拠につきましては、設楽原歴史資料館は文化財の保護とその活用を図るためを主たる目的に設置された施設でございます。今回計上させていただきました空調改修工事につきましては、その設楽原歴史資料館に関わる事業であるため、目を文化財保護費として計上させていただきました。

第2点目の空調設備改修の効果につきましては、3つの大きな効果を期待しております。1つ目はこれまで不具合の生じておりました空調機が改修されることによって、来館されるお客様に快適な空間を提供できること。2つ目は、省エネに対応した機器を設置することによって、電気料などのコストパフォーマンスの削減ができること。3つ目は、これまでほとんど機能しておりませんでした換気機能が大幅に改善されることでございます。特に3点目の換気機能の改善につきましては、新型コロナウイルス対策の一つとして厚生労働省が定めました商業施設等における換気の悪い密閉空間を改善するための換気につきましては、一人当たり30立方メートルアワーの換気量が確保されていれば、換気の悪い密閉空間には当たらないとされており、今回、その基準を満たすものとなっております。

3点目の空調設備改修工事の詳細につきまして、平成8年4月に設楽原歴史資料館が開館して以来、24年を経まして、館内の空調に大きな不具合を生じております。現在、展示室の半分、研修室の空調が機能しておらず、また、それぞれの機器の集中管理もできないような状態であります。さらに先に述べましたとおり、現在、設楽原歴史資料館の換気システムがほとんど機能しておりません。このため、施設全体の空調の改修を予定しております。既設の室外機8基、室内機23基、空調換気扇13基を撤去し、新たに室外機6基、室

内機16基、空調換気扇11基、エアカーテンを5基設置いたします。改修工事により来年1月から2月にかけて、現在の予定では1か月間ぐらい臨時休館をする予定であります。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 細かくお答えをいただきました。

3点まとめであります。質問させていただきたいと思っております。効果で省エネになる。当然今の機械でありますので、それから、非常によろしいものは換気機能を完備した機械であるということでもあります。特に来館者がお見えになるという中で精神的なものと思っておりますのであれですが、全部で3,600万円ということでありましたので、16基の機械もありますので、先ほど板敷のときに板敷のところのお話の中で実は120万円というお話が出たんです。空調を変えるというのは、どの規模かも分かりません板敷の場合。多分、これは天井埋込カセット方式のやつでマルチになっていて、6基の室外機であとを回すという機械だというふうに思うのですが、板敷の機械が庁内連携しているということであるならば、こういった業者でどういうメーカーなのかということはお分かりだと思いますが、板敷は120万円でここが16基の機械をつけて、換気扇はあれですし、若干エアカーテンというのがついておりますので、それぞれその手法が違うんだと思うんですが、16基120万円。200万円としても3,200万であります。先ほどの120万円という論理でいけば、いかななものかと思うのですが、何を言いたいかというと、はっきり言って高いということです。そういった調整はされたのかということですか。

○村田康助委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 今回の空調につきましては、今現在、設楽原歴史資料館の空調が天井の中に全部入っておりまして、天井裏からダクトをとって研究室の上に室外機が全部のついております。それでそのダクト内

に換気扇のフィルター等が入っておりまして、そういったものも今回全部取替えをします。そういった工事をするということで天井を全部一回、空調が通っているところに関して落とさなければならないということでそういう空調の機器だけではなくて、天井を落としたり、またそれを付けたらというようなことも含まれております。そういったもの全体を含めてこの金額というふうになっております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 だから、3点目で詳細と聞いたのでここで機数は分かったのですが、今おっしゃるように、天井埋込カセット式であるので、若干大きさも違うから天井を一度張替え状態にして、やりますよ。エアカーテンの部分も当然、上のボードは切って、天井からのあれもやりますよと。ここで直したんですが、そういうことを言えば良かったんですよ。

そういうことで来館者が喜んでいただける施設だということで理解しましたが、自分の施設だと思って細かい配慮をして対応し、極力税金を使わないことを考えてやってください。いかがでしょうか。

○村田康助委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 今、委員がおっしゃったとおり、十分にそのあたりは肝に銘じまして、事業を進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○村田康助委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 10款1項3目の教育指導費、新型コロナウイルス対策事業の47ページでございますが、修学旅行費の支援事業補助金として、157万7千円の補助費用が計上されております。この詳細の内容についてお尋ねします。

○村田康助委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 修学旅行費支援事業

補助金は、新型コロナウイルス感染症対策において、保護者の経済的負担を軽減するものです。小中学校が修学旅行を中止または計画を変更した場合に発生する費用を補助します。

具体的には、修学旅行実施日の3週間前までの中止に伴うキャンセル料、計画変更に伴う企画料の追加料金も負担します。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 資料をいただいております、この資料から見まして、どうも詳細という点で分かりにくいんですけども、もう少し具体的にお知らせできることはできないでしょうか。

○村田康助委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 補助金の157万6,371円のうち、小学校に30万9,283円、中学校に126万7,088円計上されております。中学校のほうがかなり多いその理由を述べます。

中学校は当初、東京方面の修学旅行を予定しておりました。ところが、関西方面に変更しました。この時点で東京方面に旅行計画をしていたその分の企画料が追加されております。ですので、そういうことを含めると小学校と中学校に差があるわけですが、今後、例えば、小学校に変更が起こるということもありますが、その場合については、現在企画している旅行の企画料のみを補助させていただくという内容です。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 今、確認もれだったかも分かりませんが、まだこれは確定ではなくて、流動的というふうに判断したらよろしいのでしょうか。

○村田康助委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 でも、現在の予定ですと、この157万6,371円を上回って補助することはできない計画になっております。突然のキャンセル等が起こり得ます。その場合は、保護者に負担を求めることになるかと思いません。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 今最後におっしゃったことについては、ちょっと大変重要なことになるかと思しますので、緊急な状況がもし出た場合のその辺の補填というのは市でしっかりと責任を最後まで負っていただくと。これが正しいのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○村田康助委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 おっしゃるとおりかと思えます。そういうふうな意向を。ほかの自治体も考えておって、今のところでも、そのような計画ができないので、東三5市で県、そして、国に要望をしているところでございます。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 それでは、次の点に入ります。

10款5項3目の学校保健費であります。新型コロナウイルス対策事業についてでありますけれども、この中の2,605万円のこの詳細な内訳及び、もう一点、衛生管理事業の762万3千円の委託内容についてお尋ねします。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 私からは1点目の新型コロナウイルス対策事業の詳細内容につきまして御答弁させていただきます。

事業の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、学校再開に伴う各学校での感染リスクを避けるために必要な消耗品や備品の購入、施設の修繕を行うものです。

具体的には、消毒材、ハンドソープなどの消耗品費として642万1千円、手洗いで使用する水道蛇口の自動水栓化やレバー方式へ変更などの修繕料として115万円、サーキュレーター、空気清浄機、非接触型体温計、パーティションなどの備品購入費として1,847万9千円を計上しております。

○村田康助委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 事業の内容につきましては、教室以外の共用部分の消毒作業を専門業者に委託します。具体的には、階段の手すり、トイレ、手洗い場の蛇口、出入口のドアノブや取っ手、校舎内のスイッチなど、多くの児童・生徒・職員が触れるところを消毒作業します。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 コロナウイルス対策事業として、最初の消耗品、また、修繕、備品購入、これはそれぞれ対応していただく。

また、衛生管理においても十分な対応をしていくと。これは現場からの声が当然反映されたものと理解しますし、私ども議会としてもこれまで要望もして、また我々議会のネットワークを組んだ6名の議員からの要望と合致しておると。大変機敏な対応をしていただいたということでうれしく思っております。

また、この中で確認したいのは、2点目の小中学校の日常の消毒業務のところについてもう一回確認したいと思うんですけれども、手すり等、いろいろ教室以外の部分についての委託事業として、具体的にどういうふうにやられていくのか。なかなか想像がつかないなんですけれども、毎日なのか。それとも、定期的に行われるのか。そういうところから始まってどういう作業をやっているのかもう少し具体的にお分かりでしたら教えていただきたいと思えます。

○村田康助委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 作業内容については、先ほど申し上げたとおりなんですけれども、実際には、市内に19校あります。これから3月末まで授業日が約100日あります。その100日ほぼ毎日、専門業者の社員が学校を訪れて、小さい学校で1時間程度、中規模の学校で2時間程度の作業をしていただく予定でございます。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終

りました。

3番目の質疑者、澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それでは、10款2項1目、学校管理費、小学校管理事業、49ページです。各学校施設の改修及び修繕の内容及び金額をお伺いします。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 改修及び修繕内容及び金額につきましては、修繕料では、新城小学校、八名小学校、舟着小学校の3校における雨漏りの修繕で、480万7千円、東郷西小学校、東郷東小学校、八名小学校の3校における高圧受電装置の修繕で、68万6,840円、このほかに黄柳川小学校の浄化槽修繕、鳳来中部小学校の遊具修繕、及び鳳来寺小学校プール電源盤修繕で、55万6,985円です。

工事請負費では、鳳来寺小学校校長室の空調設備の改修工事、庭野小学校の特別支援教室の改修工事で454万5千円を計上しています。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 今、各修繕費、改修費等を教えていただきましたけれども、この中で黄柳川小学校。こちらの浄化槽の修繕というのがあるんですけれども、こちら2013年度に完成をしてまだ7年しか経過していないんですけれども、これはどういう内容の修繕であったかお教えてください。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 こちらの浄化槽修繕でございますが、浄化槽の放流ポンプに今回の保守点検の指摘により絶縁低下があるということで放流ポンプの取替えを行う修繕となっております。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 私はこういった部品のことは分からないんですけれども、放流ポンプというのは消耗品という形で割と早く壊れるものですか。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 放流ポンプでございますが、早く壊れるかというのは、なかなかこちらで判断できませんが、今回については、保守点検において絶縁低下ということで取替えが必要と指摘がございましたので、早急に直すということで修繕を行うものでございます。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 今のは黄柳川小学校の浄化槽の修繕については、保守点検によって分かったところの修理ということで理解しました。

あと鳳来中部の小学校。こちらは遊具の修繕ということですが、やはりこういったものも保守点検などをして、こういった修繕すべき箇所が分かるのでしょうか。お教えてください。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 こちらの鳳来中部小学校の遊具でございます。今年度の遊具の日常点検という委託をさせているわけですが、そちらによりまして、ジャングルジムの縦になっている部分の腐食で穴があいているというところが見られましたので、危険が生じますので至急修繕を行うというものでございます。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 今、遊具の件は分かりました。

こちらの歳出の新型コロナウイルス感染症緊急対策関連事業というこちらのほうの書類の中に、小学校管理事業として、樹木伐採等千郷、東郷東、東陽、旧開成という形で載っているんですけれども、今回、説明のほうがなかったんですが、これについてはどのようになっているかお教えてください。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 今回の質疑は、改修と修繕の内容ということでしたので、改修の工事と修繕の御答弁をさせていただきました。なので、手数料としての樹木の伐採のほ

うは今回答弁をしなかったというものでございます。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 今こちらのほうの学校管理費、小学校管理事業という中にこれも入っていたものですから、これはなぜ入っていないのか金額的に。これはお答えしていただけないということですか。

○村田康助委員長 澤田委員、それは質疑にきちんと記載されてないのではないですか。

澤田委員。

○澤田恵子委員 こちらのほうは、49ページのほうには、このように修繕費手数料工事請負費というふうな形で書いてあるんですけども、これについては、この樹木の伐採については、この中の手数料という形ですか。

○村田康助委員長 そういう意味ではなくて、発言通告書に書いてないものですから、答えようがないということで御理解をしていただきたいと思います。

○澤田恵子委員 分かりました。

○村田康助委員長 澤田恵子委員の質疑が終わりました。

4番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、10-1-3、教育指導費、日本語初期指導教室事業、45ページです。

指導員の人数、指導時間などの指導方法、及び指導内容についてお伺いします。

○村田康助委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 日本語初期指導教室事業は、休校によって日本語習得の機会が減少したため、日本語が分からず、友達との意思疎通や授業内容を理解することが難しい状況の外国人を対象に行うものです。

このような外国人児童が複数在籍している新城小学校と千郷小学校に各1名ずつ指導員を配置する計画です。指導時間は、週4日、1日3時間程度を予定しています。個別に日本語の学習を行い、基礎的な日本語の習得を

目指します。

指導内容は、愛知県教育委員会作成の生き生きと学校生活を送るために120時間プログラムをベースとし系統的に進めます。指導員1名に対し児童、2、3名を想定しています。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 そうかなと思ったんですけども、愛知県が出してる指導計画に沿って行うということです。ここでちょっと心配になってくるのが、子どものそのときとか、その子自身の能力に応じた指導とか、そういう方法があると思いますし、出発点というのは子どもごとによって違ってくると思うんです。最初の子どもについての情報共有というのは、どのように行うのかということをお教えください。

○村田康助委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 子どもを知ることとは学校教育において最も大事なところだと思います。

今御指摘の点については、例えば、申し上げた千郷小学校、新城小学校ともに日本語教室が開催されております。その専科教師とよく打合せをすること。それと学級担任とよく打合せをして情報共有すること。そこを出発点として始めていきたいと思っております。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 そうしますと、どの時点で終了するのかというのも、また子どもによって違ってくると思うんですが、そのことについてはどうなんでしょうか。

○村田康助委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 基本的な日本語習得上で学習に必要な時間ということは子供によって大きく異なります。

ですので、最初、120時間プログラムと言いましたけれども、場合によっては80時間ぐらいで進んでいく子もいれば、もっと時間がかかる子もいます。子ども重視にして子どもの理解を優先して、柔軟に対応するように努

めてまいります。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ということは、子どもに応じて時間的に延長するということもあり得るということですか。

○村田康助委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 あり得ます。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 先ほど担任とそこに派遣された教師と担任等で最初のしっかりその子をどういうふうに指導していくかということ打合せされるというような話だったと思うのですが、この授業を効果的にするために、例えば、保護者にはどのような協力を求めていくのかということをお教えください。

○村田康助委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 保護者に対する説明は十分に行う必要があると思っております。子どもを普通の授業から取り出して日本語初期指導教室に入室して、そこで授業を展開していくということ。これはその子が将来的に何年かかかってもっともっと伸びるだろう。そういうことを想定しての授業であるということですので、そのあたりをしっかりと説明して、その子にとって一番いい方法を生み出していきたいというふうに考えております。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 すみません。ちょっと外れているかなと思ったんですけども、保護者にどのように協力を求めていくかというところをお教えください。

○村田康助委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 協力というとその内容を私は把握できない部分があるんですけども、まず、学校で行う教育ですので、どういう教育を行うかということを中心に保護者に説明して、十分理解をしていただく。そこがスタート地点かなというふうに考えます。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 しっかりと説明していく。

例えば、私が言いたかったのは、家庭のほうでも学校で行ったことを復習するようなことをするとか、そういうようなことを求めているのかなと思ったんですがそういうようなことはないということですか。

○村田康助委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 外国籍の児童、家庭環境も様々でして、家では全く日本語は使わないという家庭もあるようです。ですので、そういった部分で家庭で例えば、復習したりとか、そういうところが難しい子どももたくさんいますので、この日本語初期指導教室を開設することによって、そこで指導の責任を十分に果たしていくというような方向で考えております。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、続きまして、10-5-3、学校保健費、衛生費管理事業、57ページです。

委託内容については、先ほどお伺いしました。再質問からしたいと思います。

現在、今なんですけれども、次亜塩素酸ナトリウムか、次亜塩素酸か、アルコールか実際、消毒作業には何を使っているんでしょうか。

○村田康助委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 次亜塩素酸系の消毒を使っております。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 なぜこんなことを聞くかという、委託費のみの計上ということに今回なっているんですけども、先ほど言いました次亜塩素酸の消毒とか、手袋などの備品ですね。これらは委託費に込みなのか。もしくは市から提供するのか。また、ほかの方法なのか、このあたりはどうなんでしょう。

○村田康助委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 十分把握できておりませんので、一度確認してお答えします。

すみません。全て備品等入っておるそうで

す。失礼しました。

**○村田康助委員長** 小野田直美委員の質疑が終わりました。

5番目の質疑者、浅尾洋平委員。

**○村田康助委員長** 浅尾洋平委員。

**○浅尾洋平委員** それでは、質疑通告に従いまして、質疑をさせていただきます。

10-1-3、教育指導費、修学旅行費の支援事業になります。こちらの2点書きましたが、今、丸山委員の質疑で内容等は分かりましたので、再質疑のほうからお願いしたいと思います。

再質疑も丸山委員と同じになってしまうかもしれないんですが、こちらのほうでとりあえず、例えば、千郷中学校のほうは先ほど説明でもあったように、初め東京に行くよというところから、関西に変更してということと金額の企画料が負担になってということと今回、ここに充当できるのかなと思うんですが、それから、またさらに、現場では進んでいまして、関西に行けないという状況で今千郷中学校も行く場所を決めている状況です。

その中には市内で日帰りにしようとか、学校に泊まろうとか、そういったところでまだ結論は出ていないんですが、非常に自分自身も子どもがその対象に入っていますので、保護者との話し合いもいろいろさせてもらっています。結局、まだ行き先というのは決まりません。

そこで皆さんの話、お母さん方の話とかを聞きますとネックになっているのが、突然のキャンセル。例えば、直前、前日とか、旅行に行く2日前に感染者が出たときに、全部キャンセルしなければならないといったときに、キャンセル料が負担になるのではないかとこのところで非常に親御さんも決めたいけど決められない。また、決めていもいいけれども、もしもそういうことになったら、負担は結局私たちだよねというふうに非常にコストの面で悩んでいるという状況があります。

ですから、こうした状況を踏まえて。きょうの中日新聞でも名古屋市が修学旅行のキャンセル料は全部公費で負担というふうに出ておりますし、ぜひ、担当の方も保護者の負担軽減につながればというふうにお話はしておりますので、今現在の最新の状況はそういう現状ですので、ぜひ、ここ150万円しかないんですが、そういう状況になったときに、今後のことを含めて安心して保護者の人に行き先を考えてもらいたいという思いで、また、ここの事業を膨らませていただいて、そういうことも考えるというような討議というか。今後の考えがあるかどうか伺いたいと思います。

**○村田康助委員長** 安形学校教育課長。

**○安形博学校教育課長** 現状では市のこの予算でここに書いてあるものしか補助できませんけれども、先ほど申し上げたように、県への働きかけ、国への働きかけも含めて、最大限、保護者の要望に応えられるように努めてまいりたいと思います。

**○村田康助委員長** 浅尾洋平委員。

**○浅尾洋平委員** 予算が150万円しか出ないというところで残念ではありますが、ぜひ、市長のほうにも要望したいんですが、そういった今、現場ではそういった状況ですので、今後、予算等補正等も含めて名古屋市のように対応していただきたいというふうに要望したいと思いますので、こちらのほうは再質疑はしませんが、どうかよろしく願いいたします。

それでは、次の10-2-1、学校管理費、小学校の管理事業に入ります。こちらも澤田委員のほうで内容等聞きましたので、再質疑のほうから入りたいと思います。

1点だけお聞きしたいのですが、雨漏りの修繕で新城小学校というように書いてあるんですが、以前、僕、一般質問で新城小学校の雨漏りのことをここで取り上げさせてもらったんですが、ここの場所というのは、図書館

のあの雨漏りの件でよかったのかどうか伺いたいと思います。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 一般質問で御指摘のあった図書館の部分でございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。ありがとうございます。

直るというか、なんとか直ってほしいなという形で修繕をしていただければというふうに思っておりたいと思います。ありがとうございます。

ちなみに、ここはトイレの洋式化とか、給食室のところを直すという費用は入っていないという形よろしいでしょうか。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 説明のとおり、今回は新城小学校については、雨漏りの修繕というところでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

次に行きます。今度は中学校の管理事業になりますが、10-3-1、学校管理費、中学校管理事業、49ページです。

修繕料、158万6千円が計上されております。事業内容と予算の内訳を伺います。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 修繕料の事業内容と内訳につきましては、新城中学校、千郷中学校、2校の高圧受電装置修繕の修繕で、19万1,400円、千郷中学校の浄化槽修繕で139万3,700円を計上しております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 内容のほうは理解いたしました。その中で千郷中学校の電気整備とか、浄化槽というのは、どういった内容なのか。具体なところを教えていただければと思います。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 新城中学校、千郷

中学校も同様の修繕でございますが、高圧受電装置修繕というものは、その一部であります気中開閉器という操作ひも。いわゆる高圧電線から電気がくるときの切ったりするひもがありまして、それが劣化によりまして、破損。それがちぎれると電気を止めたり、消したりということができなくなるということで、これも保守点検業者から指摘がございましたので、これは修繕するものでございます。

千郷中学校の浄化槽修繕でございますが、まず1個はブロアーの取替え修繕ということで、ブロアーが2基ございまして、交互に替えながらやるわけなんです、その1基故障しております。現在、1基だけで動いておりますので、ずっと1基ですとまた負荷がかかりますので、その1基について修繕をするものであります。

あとはもう一つ、千郷中学校はグラウンドのトイレがあるわけなんです、そこにトイレから浄化槽に流れる流入桝というのがございまして、そこのモルタルがはがれているということで地中のほうにしみるという指摘もございまして、そちらのほうの修繕を行うというものでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 丁寧ありがとうございます。もう一点、この中に作手の中学校の樹木の伐採のほうも入っているかと思いますが、こちらのほうは、伐採のほうは委託業者に委託するというものなんでしょうか。内訳がもし分かれば教えてください。

○村田康助委員長 浅尾委員、整理して質疑をしてください。

○浅尾洋平委員 修繕料ではないのでしょうか。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 イチョウの伐採につきましては、修繕料ではなく手数料という項目で出させていただきます。

ちなみに委託をかけます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。手数料ということで理解いたしました。

それでは、次の質疑に入ります。10-5-3、学校保健費の衛生管理事業になります。こちらのほうの内容は先ほどの質疑でダブリましたので理解いたしました。

再質疑で入りたいと思うんですが、この日常的な小中学校の手すりだとか、トイレの消毒業務を外部委託するという事だと思っておりますが、こちらのほうは活性化事業としても、市内の業者にほかの市町とかを見ると、できるところは委託しながら経済も活性化という形でやっている市町もあるんですが、こういった消毒業務というのは、かなりプロの方の業者が必要ではないかと思っておりますので、市内業者でそういった方がいれば一番いいかと思っておりますが、そういった特殊な業務委託というのは市内の会社であるのか。また、市外でお願いするのかそこら辺の外部委託先というのか。そういった情報等が部内局で議論やどういう方向かというのが分かれば教えてください。

○村田康助委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 見積りは市外でとらせていただきましたけれども、市内、市外含めて検討してまいりたいと思っております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑がありました。

6番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、10-1-3、教育指導費、修学旅行費支援事業、47ページですけれども、日程を変更されて追加費用ということは明細をいただきましたので、再質疑で確認したいと思います。

中学校は東京から関西方面に変更したと。行き先が東のほうから西のほうへ変わってということで企画料が高額になっていますけれども、小学校は通常、奈良と京都だったと思うんですが、その方向性は余り変わらないのか。それで企画料が少ないのか。まず

その確認をします。

○村田康助委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 小学校については、今のところ、京都、奈良、学校によっては最初から三重県ということで考えております。

企画料の変更については、行き先は変わらないけれども、3密を回避するために、例えば、新幹線をやめてバスに乗り換える。そんなふうな方法をとる学校もあります。ということで、幾つか行程を変えたり、交通手段を変えたりというところで変更料が計上されております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 その差が出たということです。その割に中学校の企画料がばかに高額かなと思っております。それはあれとして。

関西方面といってもいろいろな方向があるんですけれども、大阪なんかだとコロナの関係がかなり発症者がたくさんいる地域があるわけですし、東京のTDLと関西のユニバーサルスタジオといろいろあるんですけれども、関西とざくっという範囲でどの程度学校によっては考えているのか。その辺はいかがでしょうか。

○村田康助委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 中学校は東京から関西にというふうに申し上げました。8月後半あたりから関西も難しいということで市内6中学校関西で行うということはずまいと思っております。

小学校については、13校のうち12校は今のところは京都、奈良を考えております。京都、奈良は大阪に比べると比較的感染者数が少ないということで今の状況。落ち着いた状況が続けば、そのような方向で修学旅行を開催するということになるかと思っております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 最初の答弁と変わってきている。関西と言ったけど、関西はないと。それじゃどこに行くのかなと疑問に思ったんで

すけれども、それをまたこれから企画するのか。既に決まっているのか。企画料が出ているものでその辺ははっきりしているのかなと思って確認したんですけれども、いずれにしましても、一生に一回の思い出となる旅行です。ぜひ子どもたちの希望と夢をかなえてあげるといふこと。思い出に残る旅行にするための努力をしていただきたい。かつ、コロナのリスクを下げる企画。下げるという行動というのを十分配慮した上、かつ、保護者の理解もしていただくような企画にしていきたいと思うんですけれども、その辺について保護者だとか子どもたちの意見とか、先生の意見とか、いろいろな意見があるかと思うんですけれども、その辺は十分くみ上げているのか。その辺についてはいかがでしょう。

○村田康助委員長 安形学校教育課長。

○安形博学校教育課長 子どもの命に関わる場所もございます。帰ってから家庭にいる方に感染するという可能性もあります。ということで、慎重な対応が必要ということで各学校。開催日の1か月、2か月前には、保護者の方に集まっていたいて、保護者の意見を確認したり、そういう全体の場では意見聴取が難しい場合は、個々に聞き取り調査を行うとか。アンケート調査を行う。そのような対応をさせていただいております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、十分慎重な対応をお願いします。

次の、10-5-3、学校保健費、新型コロナウイルス対策事業、57ページですけれども、消耗品、修繕料、備品購入費は分かりましたので、財源の内訳わけから答弁をお願いします。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 財源につきましては、国の二次補正予算で増額されました、学校保健特別対策事業補助金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上し

ております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 学校保健対策補助金とコロナの臨時交付金ということですのでけれども、それで国庫のほうは3,169万3千円プラス、この予算書の12、13ページの国庫補助金の1,050万円というのもそこに入っているということでもよろしいですね。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 その1,050万円がいわゆる学校特別対策補助金になります。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それから、予算書の56ページに全体予算で3,364万3千円、今回のコロナ対策事業は2,605万円ですけれども、国庫支出金が3,169万3千円の中に1,050万円が入っている。県支出金が198万円というのがあるんですけれども、これはどちらに充当したのかということと、この予算書を14、15ページを見ると198万円というのはスクールサポートスタッフ配置事業補助金というんですけれども、これはたまたま金額が一致しているというだけのことですか。それがここに充当することじゃないのか。その辺の数字がよく分からなかったんですけれども、この198万円もこの中にコロナ対策の中に入っているのか。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 今、委員御指摘の県支出金、198万円の件ですが、こちらはスクールサポートスタッフ配置事業補助金になりますので、施設の日常清掃業務。いわゆる先ほどの消毒の業務に対する件の補助ということになります。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ちょっと通告と違ってきましたけれども、その198万円のスクールサポートスタッフ配置が何で衛生事業の委託料になるのか。ちょっとそういう使い方しているのかなというのが、これは通告にないけれど

も疑問に思いました。答えられたら教えてください。

○村田康助委員長 以上で、滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款、教育費の質疑を終了します。

次に、歳出11款、災害復旧費の質疑に入ります。

質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 11款2項2目の公共土木施設小災害復旧費についてであります。この事業について工事請負費2路線分が計上されております。203万9千円のこの内容についてお尋ねをいたします。

○村田康助委員長 天野土木課長。

○天野充泰土木課長 小災害復旧事業につきまして2路線予定しております。1路線が愛郷地内の市道日向線において、のり面保護工として大型土のう17袋と種子吹き付け工224平米を実施するものです。もう1路線が作手守義地内の市道小田線において路肩の復旧工事といたしまして、コンクリート土のう積み2平米、路肩処理27メートルを実施するものです。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。特に公共土木小災害ということで、小がつくか小がつかないかというところで、大きく違ってくると思うのですが、その辺のすみ分けというんですか。どのように判断したらいいのか。国のほうで面倒を見てもらえるその辺のすみ分けのところをお聞きしたいんですけれども、小規模なら小規模でこれは面倒を見られませんよ。その辺の判断がどうも分かりませんのでお願いします。

○村田康助委員長 天野土木課長。

○天野充泰土木課長 この小災害と付いてい

るものは単独で公共、国の補助の対象にならないものでございます。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 私が言ったのは、要するに、国庫補助対象になる対象物。それから、市単独でこのように小災害として見る。その判断基準というんですか。そこをお願いします。

○村田康助委員長 天野土木課長。

○天野充泰土木課長 いろいろな判断基準がございます。まず、第一条件として、現年度、当該年度の災害でないとまず公共の対象にはなりません。何年か前のものが見つかったからといってまずならない。

それから、場所の状況によって、いろいろな条件がございます。例えば、道路であると2メートル以下であると。公共災害の対象にならないとか。川であれば、護岸の高さであるとか。あるいは、出水時の状況、いろいろな基準に基づいて、また金額等の基準もございます。そういった中で今回のこの2点につきましては、公共災害の対象にはならなかったというものでございます。よろしく申し上げます。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 大体分かりました。一番肝心の災害のもとである雨ですね。雨量。その辺のところも判断基準になるのでしょうか。

○村田康助委員長 天野土木課長。

○天野充泰土木課長 特に自然災害という中では雨量について一番大事な判断基準になります。時間の降雨量が20ミリ以上、24時間で200ミリ以上、この基準を超えないと公共災害の対象にはなりません。

すみません。訂正をお願いします。

24時間は80ミリ以上です。申し訳ありません。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。  
歳出11款災害復旧費の質疑を終了します。

以上で、第98号議案の質疑を終了します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 ただいま提出されております第98号議案、令和2年度新城市一般会計補正予算（第5号）につきまして、私は反対の立場で討論いたします。

理由は2点あります。1つ目は、本議案は、コロナ対策事業では、ないのですか。コロナ対策といいながら、予算はPCR検査整備などは交付金の対象外と聞いて私は驚きました。これでは本末転倒ではありませんか。私たち市民を守る議員ネットでは、早期にPCR検査キットやテントを立てて早急にできるように予算を立てるべきと申出をしました。

これは市民の声に成り代わって出したものなのです。予算も1千万円から1,300万円もあればできるはずなのに、今回の予算には反映されておりませんでした。これでは市民の生命を守ることを軽視していると思われても仕方がありません。市長は何を考えているのでしょうか。最近ではイチョウの街路樹も切られてさみしいばかりです。早急にすべき判断が遅れていませんか。

2つ目は、ドッグラン事業です。1,670万円を使って何を今さらドッグランなんですか。このコロナ禍の中ですべき事業ではありません。広さも30坪程度では中途半端で逆にストレスがたまってしまうのではないかと思います。大型犬、中型犬、小型犬が同じ場所ではドッグランとしての効果は出ません。市内のドッグランには、100坪から200坪が普通なんです。ドッグランを一度つくってしまうと設備の維持管理も発生しますし、指定管理者の管理役割もはっきり見えてはおりません。売上げが伸びるかも私は疑問です。費用対効果

が見えてこない事業は税金を使うことは許せません。最小限の費用で最大限の効果を出さなければならぬ責務を果たしていません。

以上のことから、反対討論といたします。

○村田康助委員長 ほかに討論はありませんか。  
柴田賢次郎委員。

○柴田賢治郎委員 私、柴田は賛成の立場から討論を行いたいと思います。

今、山田委員のほうから反対の声があがりましたが、私も本会議を聞いている中で、市民を守る議員ネットワークの意向も一部評価されているところもあるというふうに理解しますし、その全てがというわけではないと認識しております。

また、ドッグランについては、山田委員は当初、したいという意向の中で反対されたことを言われておりましたが、その後の変化としては、やはりコロナ禍において、人を集めるような事業がしにくくなった。設備をどのように変化させていくかというところでドッグランというのが採択されたというふうに変化があったというふうに認識しております。

反対の理由が出た中でちょっと賛成になりましたので、私としてはその2点は指摘した上で本予算は新城市民の福祉に資するものとして賛成したいと思います。

○村田康助委員長 ほかに討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第98号議案、令和2年度新城市一般会計補正予算（第5号）に反対の立場で討論に参加させていただきます。

この補正予算には、主に新型コロナウイルス感染症に関する対策及び市民サービスの維持、向上を図るための経費として挙げられております。

補正の内容を見ますと全体的に感染症対策の物品の購入など計上されておりますが、しかし、私はコロナ対策の予算の使い方として、

どうしても納得できないものがあります。それはもつくる新城道の駅へドッグランをつくる費用として1,600万円の計上をしているということであります。今のコロナ禍の中でこれほどの予算を組んでまでドッグランをつくらなければならないのでしょうか。市民の命と暮らしを守るために、もっとやるべきことがあると思います。質疑の中でも明らかになりましたが、費用対効果と経済効果が本当に出るかどうか。データも分からないということが明らかになりました。

また、マーケットで需要があるのか、犬の数や飼い主の数もデータもなく、駅長の肌感覚だけの意見でありました。私はこのような状況でのドッグランはやはり不要不急の事業だと思わざるを得ません。

やはりやるべきはもっと道の駅に来てもらう方々への一人一人の検温や手指消毒の徹底、そして、一か所への出入り。入り口を設けて感染対策をしっかりとやると。これは大企業の医療品の店内のやり方も一人一人カウントしながら、熱もはかって手指消毒をやっているという徹底であります。

そういったことを今回の予算で道の駅でまだまだこういった感染症対策を充実させるといところがまず先ではないでしょうか。私はドッグランの建設よりも小中学校の子どもたちの3密を避けるために、一クラス35人以下の学級にするための予算を計上することだと思います。市内の少人数学級にするためには、1千万円の予算ですと市も言っております。国の5億4千万円もコロナ感染症対策に使えるお金があるのですから、ドッグランよりも安い予算で市内の少人数学級の実現ができます。

また、コロナ対策として、ぼろぼろの給食室の改善もできるのです。学校のトイレの洋式化もやれるのです。さらに保護者が困っているということは先ほども質疑で述べさせていただきましたが、修学旅行のキャンセル料

の補償補填の範囲であります。

今後、さらに修学旅行の先、今、非常に現場では迷っております。困っています。その根本は、もし旅行に行くという直前で感染者が発生して全面中止になった場合は、キャンセル料が保護者負担になるという問題であります。こちらのほうもぜひ、補償を市でお願いしたいという要望をいたしたいと思います。

そうした子どもたちは先生の健康と命を守るための3密回避の対策が今こそ求められております。

私は市民の命、暮らしを守る予算の対策がこの予算では不十分だと考えます。とりわけ将来の新城市や国を担う子どもたちの学校教育環境が新型コロナ対策の費用やお金の使い方が不十分だと考え反対いたします。

○村田康助委員長 ほかに討論はありますか。  
小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、第98号議案、令和2年度新城市一般会計補正予算（第5号）を賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算案は新型コロナウイルス感染症に関する対策、また、その影響による増減、老朽化した公共施設の修繕事業などが計上されています。

先ほど浅尾委員がドッグランの1,600万円は納得できないというお話をされましたし、その分、市民や子どもたちの命を守るべきであるというような討論をされました。

もちろんそういった予算も計上されております。コロナ対策を講じて市民の命を守る予算。これもしっかりと計上されておりますし、PCR検査につきましては、アンケートでも気軽に受けたいといった意見がありますので、県へ要望も出しているというようなお話も聞きました。

もつくる新城ドッグラン整備事業につきましては、全国の道の駅、高速道路のSAやPAにドッグランがありまして、本市においてもETC2.0を利用した小型犬を連れた観光

客が見込めるのではないかと考えております。

すぐに、地域経済が活性化するわけではないと思いますが、新城に来てもらう、知ってもらう取っかかりになるのではと期待しております。また、政策的予算として今から着手することが必要なのではないかなと考えております。

ほかには、コロナ禍ではありますが、働き方改革として、AIチャットや、AI—OCR、また、リモートワークを推進するための予算も計上されていますし、こども園の空調設備や外国児童生徒の日本語初期指導教室、また、小中学校の修繕や消毒作業の委託費など、重要な予算が計上されております。子どもたちや先生たちの命を守るための予算が計上されております。

また、修学旅行のキャンセル料につきましても、国や県へ要望するということでした。もちろんまだまだ積み切れていない事業もありますが、最大限の費用対効果を出すために、今後、しっかりと詰めていただくことを期待して、第98号議案、令和2年度新城市一般会計補正予算（第5号）は賛成といたします。

○村田康助委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 第98号議案、令和2年度新城市一般会計補正予算（第5号）に賛成の立場で討論します。従来の取組に加え、新型コロナウイルス感染症に関連する多くの事業内容が提案されました。

予算策定に当たり、コロナ禍の環境変化の中、様々な大変な難しさがあると思いますが、観光振興、農林業、商業関連また教育関連など、ウィズコロナ、アフターコロナの観点でコロナかという新たな視点をもって取り組みに期待をし賛成討論といたします。

○村田康助委員長 ほかに討論はありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第98号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決をします。

本議案は原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村田康助委員長 起立多数と認めます。

よって、第98号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第99号議案、令和2年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

歳出6款諸支出金の質疑に入ります。

質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 6款1項1目の一般被保険者保険税還付金についてであります。還付経費13ページに書いてございます。

減免措置に伴いまして、還付経費112万円が計上されておりますが、この主な内容についてお尋ねいたします。

○村田康助委員長 杉本保険医療課長。

○杉本晶子保険医療課長 還付経費112万円の内容を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減収が見込まれる世帯に対する保険税の減免について、適用期間が令和2年2月1日から令和3年3月31日までとなっておりますので、その令和元年度分減免に関わる保険税の還付金となります。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 特にこの中で予算計上されている中での歳入との関わりについて確認をしたいと思います。特に歳入の中では国庫の補助金が11ページのところに、309万8千円。災害と臨時特例補助金とこういうふうにございます。これは今の説明ですと、令和元年度の還付金ということになっておりますけれども、この災害等臨時特別補助金というのは、そもそもコロナ対策で計上されるものであり

ます。これとの関係も含めて再度ここを確認したいと思います。

○村田康助委員長 杉本保険医療課長。

○杉本晶子保険医療課長 補助金との関係でございますけれども、災害等臨時特例補助金ですけれども、令和2年度分の保険料の補助となりまして、令和2年度分の10分の6に相当する分が災害等臨時特例補助金に当たります。残りの10分の4につきましては、特別調整交付金ということでそちらが補助することになります。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 了解しました。

まず、還付金のことを今度は改めて確認していきたいと思うのですが、令和元年度分ということでございますが、コロナに感染された場合お亡くなりになったとか、感染されたという。そもそもそういう方について100%の対応というのがあるんですけども、本市における還付金の中身の現状の状況。この辺を教えてくださいたいと思います。

○村田康助委員長 杉本保険医療課長。

○杉本晶子保険医療課長 8月末現在の状況でございますけれども、承認が23件で減免額430万9,700円となっております。このうち令和元年度分が18件で58万6,100円、令和2年度分が23件372万3,600円の減免となっております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 先ほど少し触れましたけれども、対象世帯の中の該当される、基準となられる該当世帯がどういう状態の中で減免の措置の対象になったかと。ここのところをもう少し細かく分析といいますか。お分かりになったら教えてくださいたいと思います。

○村田康助委員長 杉本保険医療課長。

○杉本晶子保険医療課長 減免に対しましては、国の補助の基準をもとに減免をしております。

1つ目はお亡くなりになったりとか、重篤

な傷病を負った世帯の方は全額免除。もう一つが新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方が該当となっております、そのうち、3つの要件全てを満たす方が該当するということになっております。

事業収入や休業収入など、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが前年に比べて10分の3以上減少する見込みであることが一つ。2つ目が前年の所得の合計額が1千万円以下であること。3つ目が収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年所得の合計が400万円以下であること。この3つの条件を満たした方が減免の対象となっております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。この1点、2点、3点の中で当てはまって還付金が令和元年度分の対象になられた方がお見えになってということの解釈でよろしいですね。そのところをもう少し細部にわたってお示しただければと思うのですが、この1点、2点3点に対象となる言い方はいかなのですけれども、振り分けというんですか。そのあたりを教えてくださいたいと思います。

○村田康助委員長 杉本保険医療課長。

○杉本晶子保険医療課長 まずその3点に全部該当した方の次に、所得の合計額に応じて減免の割合で減免させていただいております。

前年の所得が300万円以下の方については全部。400万円以下の場合は10分の8、550万円以下の場合は10分の6、750万円以下の場合は10分の4、1千万円以下の場合は10分の2ということで対象となる保険税額に減免割合を掛けたものが減免額となっております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認め、歳出6

款諸支出金の質疑を終了します。

以上で、第99号議案の質疑を終了します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第99号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。

よって、第99号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

~~~~~  
この際、8時25分とし休憩します。

休 憩 午後8時18分

再 開 午後8時25分

○村田康助委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
○村田康助委員長 次に、第141号議案令和2年度新城市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、幾つか質疑します。一問ずついきます。

歳入の災害復旧分担金、10、11ページですけれども、農地農業用施設災害復旧事業分担金。この分担率というのは幾ら負担しているのでしょうか。

○村田康助委員長 坂野農業課参事。

○坂野公彦農業課参事 それでは、答弁をさせていただきます。個人、また特定の人の財産を復旧するものでありますので、分担金のほうを新城市土地改良事業分担金条例に基づ

き分担金をお願いしております。

個人の用地につきましては10%、農業用の施設等につきましては、例えば、用水だとか、排水とかがありますけれども、用水については2割、排水路については1割の負担をいただいております。

また、農道につきましては、負担率はゼロという形になっております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 分かりました。歳入のほうはそれでよしとして、歳出のほうですけれども、工事請負費の中の農地4か所の中に矢部とあるんですけれども、写真で見ますと、ほかのところは公共物があったり、道路があったりということで補助採択の事業の対象になっているかと思うんですけれども、矢部のところは写真と場所で判断すると民民のところだと見えるんですけれども、こういうのも個人が10%負担すればこの事業を採択していただけると。過去には民民のところではこれは採択。市の補助対象にならんとと言われて相談に行ったけれども、そう言われましたといわれたことがあるものですから、それだけ確認します。

○村田康助委員長 坂野農業課参事。

○坂野公彦農業課参事 それでは、答弁させていただきます。

農業を営んでいる方が、今後も農業を続けていくのに支障となる災害に対し、現状の規模を復旧できるよう支援する事業が農業用災害となりますけれども、矢部につきましては、上段に柿畑がございます。下の下段についても畑がありますので、農地災害の対象となります。ですので、こちらについても農地災害復旧事業の対象となります。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 以前、今年の災害ではないんですけれども、1年、2年前に農地で崩れたところがあったけれども、市役所に相談に行ったらこれは市が補助できる案件ではない

とあっさり断れたんですけれども、私その現場を確認したときは農地も崩れておったので、そこは対象にならないと言われたのはなぜかなと思っていたんですけれども、また1回場所を確認して再度相談に行くように言います。

次に、15ページの現年発生災害の中の八束穂県社線です。これはインターのところの高速に下のところからぐるっと回って県社線へ入って新たな橋をかけたところなんですけれども、あそこの斜面が大幅に崩れておるところなんですけれども、これは施工して期間がたってないということでそういう事情もあったかもしれませんが、吹き付けた種子がまだ十分育ってなくて根が張ってなくて崩れたのか。斜面が急で崩れたのか。想定外の雨量で崩れたのか分かりませんが、設計上の問題はちゃんとおったのか。それとも、施工上に瑕疵があったのか。当初崩れたよりもちょっと広がっているような感じなんですけれども、その辺についてお伺いします。

○村田康助委員長 天野土木課長。

○天野充泰土木課長 八束穂県社線につきましては、のり面の下に張ってあるコンクリート部分が写真のようにずれてきたのと上ののり面が草が生えているところが崩れております。

芝の状況につきましては、良好にもうあそこの工事は数年前に済んでおるところですので、まだ未成熟であったということではございません。

また、構造的にも基準等は満足しておる設計で設計上は何も問題があったものではございません。やはり異常な雨が原因だということでございます。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そういうことだとまた今後想定外の雨が降ると崩れる可能性があるのか。新たな対策。現況を復旧するだけなのか。さらに崩れないようにするところまでは考えて

いないということによろしいですか。

○村田康助委員長 天野土木課長。

○天野充泰土木課長 少なくとも災害復旧工事については、現況復旧というところで壊れていないところへの対策はできません。今回の復旧の中では今までと同じもので復旧するとやはりまた同じことが起きる可能性がありますので、その辺については、新たに他の工法の中でさらに性能性の高いものを検討しております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 同じくその公共土木施設小災害のほうですけれども、八束穂1号線の復旧ですけれども、新たにつくった企業団地に入っていく周辺道路の反対側の斜面の部分だと思うんですけれども、そこも同じように、同じような工法で同じように崩れているんですけれども、これもやっぱり。これは八束穂県社線と比べるとなんか急勾配のような気がするんですけれども、この辺の原因とか、瑕疵とか、今後の対応、ここだけの補修で済むのかその辺についてはいかがですか。

○村田康助委員長 天野土木課長。

○天野充泰土木課長 こちらにつきましては、下のコンクリート部分まではいってないということで上の種子。草の部分だけがそういったところから構造部自体には影響が出ていないということで小災害という扱いになっております。

復旧の方法につきましては、今のところ種子の中に土のうを入れたものであるとか、そういったものでさらに多少今までより強度のあるような方法を検討したいと考えております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 壊れたところはそういう形だけほかのところはそのままということは、また雨によっては崩れる可能性はあるということですね。分かりました。

今回、7月の豪雨でかなりの箇所が災害が

あって、今回、復旧していただいたんですけども、これで7月豪雨で補助の対象とか、国、県の対象になる場所というのは全てと違っていいのか。どの程度カバーしていただけたのか。その辺について全体の中で確認します。

○村田康助委員長 天野土木課長。

○天野充泰土木課長 今回の7月豪雨で土木課関係の被害報告のほうは58件ほどきております。その中で特に公共災害にあげるもの。小災害として今回補正させてもらうもの。残りにつきましては、作業班、あるいは、現場班、あるいは、今までの当初予算の中での対応というところで一応この58件については全て何らかの方法で対応をする準備ができております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 今、土木のほうが答えていただきましたので、あと農業課所管の分、あるいは、森林課所管の林道関係については、同じように全て多くあったと思うんですけども対応のほうはいかがでしょうか。

○村田康助委員長 坂野農業課参事。

○坂野公彦農業課参事 農業土木災害としましては、今回の災害で7件発生しております。そのうち5件については、国の補助を受ける公共災害として査定を受け、復旧工事を実施する予定で今回の補正をお願いしております。

なお、あとの2件につきましては、公共災害の対象となりませんので、県費補助を受けての復旧する計画で進めております。内訳としましては、ため池のり面の復旧が1件と農道の復旧が1件になります。

○村田康助委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 森林課所管の林道の災害復旧につきましては、現在、小規模災害復旧として、6路線挙げさせていただいておりますけれども、このほか林道雁峰線の中で中規模、大規模の災害がございまして、そちらについては、愛知県の新城林務課のほうで災

害復旧のほうの対応していただいているところでございます。今回の7月豪雨に伴います林道への災害については、現時点ではこの6路線で復旧は終わる予定と考えております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 ただいま滝川委員のほうからも質疑がありました八束穂県社線及び八束穂線ですか。ここのところをずっと現場を私も見ておりまして、特に8月下旬、建設事務所との勉強会がここでありました。そのときにもこちらのほうからも注文を付けさせてもらったんですけども、特にこの地域一帯が土質を見るとすごく水を含んで重くして押し流すというような。また、新東名の建設の当時にも地盤沈下するというようなそのような地域でありまして、切土のり面勾配というんですか。これ自体も工法的にかなり高い切土をしますとどうしても負担がきて押し寄せてくると。重くなれば、これは当たり前でありまして、それをなんとか措置するような方法をとるべきではないかというようなそんなことを含んだ発言も建設事務所の皆さんにはお伝えしたことがありました。

特にもつくる新城からバイパス方面へ行く竹広地域のこの両間地のところがどんどん、どんどん今押し流されるような形で押さえている。歩道も通れないような状況になっている。それと同じような状況になったら大変ですので、早期に災害対応。また、工法的なところをもう少し考えたほうがいいのではないかなと思っておりますけれども、一般的にあそこの場合は切土のり面勾配というのはどれぐらいで切られているんですか。

○村田康助委員長 天野土木課長。

○天野充泰土木課長 高さによって、あるいは、岩の質によって変わってきますので、一概には言えないんですけども、1割から1割5分程度で切られているのが一般的です。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 びっくりしました。思った

より寝かしてあるんですね。にもかかわらずああい状態になるというのは非常に負担がかかっているなど。高さ自体にかなり限界があるし、切土そのものに何らかの路線も変えるぐらいのことも必要なかなど。特に八束穂県社線については、内カーブ側のところの広がっているところがありますので、あそこは何をするのか私は知りませんが、もう少し有効利用、活用してやったほうが負担が少なくするなど。こんなふうに思いましたけれども、特に災害復旧。国の査定が多分あって出来上がったものだと思いますが、この辺のところというのは地域にあった形での工法的なものというのは国のほうでも考えてもらえなかったんでしょうか。査定の場合。

○村田康助委員長 天野土木課長。

○天野充泰土木課長 査定はこれから10月の頭に受けますので、これから工法を練って10月に国の審査を受ける予定です。

今回、予定しているのは、今のような種子をつけるようなものではなくて、構造物を上まで崩れたところは何らかやるそういう方法を考えております。

今までの雨の中では比較的市内でもこれほど多くああいような形に崩れた状況というのはなかったと思います。ただ、今回、このような状況になるということはある意味いい経験をしたということですので、これからの設計においては、そういったことを踏まえた中で勾配であるとか、構造、こういったものを考えていきたいと思えます。

○村田康助委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 なければ、質疑なしと認め質疑終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第141号議案を採決します。

本議案は原案のとおり、可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。

よって、第141号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で本委員会に付託されました議案のうち、補正予算案件の審査が終了いたしました。

本日は、これまでにとどめることとします。

以上で本日の予算・決算委員会を散会します。

次回の委員会は、14日午前9時から再開します。

閉 会 午後8時41分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 村 田 康 助